

### 3.6. 自然との触れ合いの場

#### ア. 自然との触れ合いの場の状況

調査地域内における自然公園、保護林、県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域、風致地区、都市計画公園、都市公園などの法令等の指定を受けている区域は表 3-28及び図 3-15のとおりである。

調査範囲内において、自然公園、保護林、県自然環境保全地域及び県緑地環境保全地域は存在せず、風致地区が 8 地区、都市計画公園が 108 箇所、都市計画緑地が 10 箇所、都市公園が 496 箇所(都市計画公園及び都市計画緑地を含む)存在するが、対象事業計画地は該当しない。

表 3-28(1) 自然との触れ合いの場 (法令等の指定を受けている区域 : 1/15)

区分	番号	名称	備考
自然公園法 <sup>*1,3</sup> (自然公園法・県立自然公園条例 : 宮城県)	—	地域概況の調査範囲内には、指定された地域はない。	—
保護林 <sup>*2</sup> (保護林制度)	—	地域概況の調査範囲内には、指定された地域はない。	—
県自然環境保全地域 <sup>*1,3</sup> (自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例)	—	地域概況の調査範囲内には、指定された地域はない。	—
県緑地環境保全地域 <sup>*1,3</sup> (自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例)	—	地域概況の調査範囲内には、指定された地域はない。	—
風致地区 <sup>*3</sup> (都市計画法)	1	大年寺風致地区	大年寺の歴史的人文景観及び野草園を核とする丘陵の自然景観
	2	八木山風致地区	竜の口峡谷の豪壮な自然景観と八木山の赤松の美林
	3	愛宕山風致地区	広瀬川の清流に望む愛宕山の自然景観
	4	霊屋風致地区	伊達藩開府当時の藩公の寺とその周辺の杉巨木の自然景観
	5	大崎八幡風致地区	国宝大崎八幡神社周辺の人文景観
	6	北山風致地区	由緒ある仏閣等を中心とする人文景観
	7	台原風致地区	市街地内では貴重なケヤキ等の自然景観
	8	安養寺風致地区	旧市街地の周辺部に残された自然景観とキリスト教関係施設が集まった特殊人文景観
都市計画公園 <sup>*3</sup> (都市計画法)	1	三居沢公園*	青葉区荒巻字三居沢地内
	2	青葉山公園*	青葉区川内
	3	北六番町公園*	青葉区木町二丁目
	4	とちのき公園*	青葉区木町二丁目
	5	肴町公園*	青葉区国分町一丁目
	6	元鍛冶町公園*	青葉区国分町二丁目地内
	7	西公園*	青葉区桜ヶ岡公園
	8	新伝馬町公園*	青葉区中央二丁目地内
	9	中島丁公園*	青葉区八幡三丁目
	10	柳町公園*	青葉区一番町一丁目

注 1) 表中の風致地区の番号は図 3-15の番号に対応する。

2) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典 : ※1 自然公園等区域閲覧サービス(更新日 : 平成 27 年 4 月 17 日, 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

※2 東北森林管理局ホームページ(閲覧日 : 平成 29 年 3 月)

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/management/hozen/hogorin.html>

※3 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)

表 3-28(2) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：2/15）

区分	番号	名称	備考
都市計画公園 (都市計画法)	11	貝ヶ森公園*	青葉区貝ヶ森一丁目
	12	貝ヶ森3号公園*	青葉区貝ヶ森三丁目
	13	菊田山公園*	青葉区菊田町
	14	五橋公園*	青葉区五橋一丁目
	15	荒巻公園*	青葉区荒巻神明町
	16	鈴虫荘公園*	青葉区国見三丁目
	17	手戸公園*	青葉区山手町
	18	跡付丁公園*	青葉区春日町
	19	小松島公園*	青葉区小松島四丁目
	20	外記丁公園*	青葉区上杉一丁目
	21	勝山公園*	青葉区上杉二丁目
	22	上杉公園*	青葉区上杉四丁目
	23	通町公園*	青葉区青葉町
	24	台原公園*	青葉区台原一丁目
	25	中江公園*	青葉区中江一丁目
	26	中江北公園*	青葉区中江一丁目
	27	中江西公園*	青葉区中江一丁目
	28	東照宮二丁目公園*	青葉区東照宮二丁目
	29	北勾当台公園*	青葉区二日町
	30	北五番丁公園*	青葉区柏木二丁目
	31	片平公園*	青葉区米ヶ袋一丁目
	32	良覚院丁公園*	青葉区片平一丁目
	33	錦町公園*	青葉区本町二丁目
	34	勾当台公園*	青葉区本町三丁目
	35	北三番町公園*	青葉区木町通一丁目
	36	大堤公園	宮城野区安養寺二丁目地内
	37	与兵衛沼公園*	宮城野区蟹沢地内
	38	榴岡公園*	宮城野区五輪一丁目
	39	清水沼公園*	宮城野区清水沼一丁目
	40	駅東1号公園*	宮城野区榴岡三丁目
	41	駅東3号公園*	宮城野区榴岡四丁目
	42	駅東4号公園*	宮城野区榴岡四丁目
	43	駅東5号公園*	宮城野区榴岡五丁目
	44	燕沢公園*	宮城野区燕沢一丁目
	45	鶴ヶ谷一丁目東公園*	宮城野区鶴ヶ谷一丁目
	46	鶴ヶ谷七丁目南公園*	宮城野区鶴ヶ谷七丁目
	47	東仙台公園*	宮城野区新田三丁目
	48	新田公園*	宮城野区新田四丁目
	49	志波北公園*	宮城野区萩野町二丁目
	50	清水田公園*	宮城野区萩野町三丁目
	51	萩野町公園*	宮城野区萩野町三丁目
	52	原町二丁目公園*	宮城野区原町二丁目
	53	案内公園*	宮城野区東仙台五丁目
	54	駅東6号公園*	宮城野区宮城野一丁目

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。  
出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成27年4月, 仙台市)

表 3-28(3) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：3/15）

区分	番号	名称	備考
都市計画公園 (都市計画法)	55	宮城野原運動公園	宮城野区宮城野二丁目
	56	南宮城野公園*	宮城野区宮千代一丁目
	57	宮千代公園*	宮城野区宮千代一丁目
	58	宮千代西公園*	宮城野区宮千代一丁目
	59	谷地館公園*	宮城野区宮千代三丁目
	60	荒町公園*	若林区荒町
	61	卸町公園*	若林区卸町三丁目
	62	蒲町公園*	若林区蒲町字上手下上
	63	広瀬公園*	若林区河原町一丁目
	64	木ノ下公園*	若林区木ノ下二丁目
	65	南小泉公園*	若林区古城三丁目
	66	旭町公園*	若林区白萩町
	67	新寺小路1号公園*	若林区新寺二丁目
	68	新寺小路4号公園*	若林区新寺三丁目
	69	新寺小路5号公園*	若林区新寺四丁目
	70	新寺小路3号公園*	若林区新寺五丁目
	71	柳公園*	若林区大和町三丁目
	72	尼坪公園*	若林区大和町三丁目
	73	牛踏公園*	若林区大和町四丁目
	74	松木公園*	若林区大和町五丁目
	75	連坊小路公園*	若林区連坊二丁目
	76	新寺小路6号公園*	若林区連坊二丁目
	77	若林公園*	若林区若林四丁目
	78	泉崎一丁目公園*	太白区泉崎一丁目
	79	泉崎二丁目公園*	太白区泉崎二丁目
	80	おおとや公園*	太白区大壩町
	81	富沢駅東4号公園	太白区大野田字五反田、富沢字下ノ内、富沢四丁目
	82	富沢駅東6号公園	太白区大野田字千刈田、宮脇、竹松
	83	富沢駅東1号公園	太白区大野田字六反田
	84	向山三丁目公園*	太白区向山三丁目
	85	向山公園*	太白区向山四丁目
	86	あすと長町1号公園*	太白区郡山二丁目
	87	〆木公園*	太白区郡山三丁目
	88	天沼公園*	太白区三神峯二丁目
	89	長町公園*	太白区鹿野一丁目
	90	鹿野三丁目公園*	太白区鹿野三丁目
	91	富沢公園*	太白区富沢一丁目
	92	富沢二丁目公園*	太白区富沢二丁目
	93	富沢三丁目公園*	太白区富沢三丁目
94	大年寺山公園*	太白区長町字茂ヶ崎地内	
95	長町二丁目公園*	太白区長町二丁目	
96	あすと長町中央公園	太白区長町六丁目	
97	長町南三丁目北公園*	太白区長町南三丁目	
98	長町南三丁目南公園*	太白区長町南三丁目	
99	長町南四丁目北公園*	太白区長町南四丁目	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成27年4月、仙台市)

表 3-28(4) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：4/15）

区分	番号	名称	備考
都市計画公園 (都市計画法)	100	長町南四丁目南公園*	太白区長町南四丁目
	101	八本松公園*	太白区八本松二丁目
	102	三神峯公園*	太白区三神峯一丁目地内
	103	ニッ沢公園*	太白区緑ヶ丘三丁目
	104	松山公園*	太白区八木山東二丁目
	105	八木山本町一丁目公園*	太白区八木山本町一丁目
	106	八木山公園*	太白区八木山本町一丁目地内
	107	松風公園*	太白区八木山本町二丁目
	108	八木山南一丁目東公園*	太白区八木山南一丁目
都市計画緑地 (都市計画法)	1	青葉の森緑地	青葉区荒巻字青葉 三居沢
	2	花京院一丁目緑地	青葉区花京院一丁目
	3	定禅寺通緑地	青葉区国分町三丁目, 春日町
	4	小松島緑地	青葉区小松島二丁目
	5	広瀬川緑地	青葉区角五郎一丁目, 川内中ノ瀬, 川内, 荒巻字三居沢, 八幡五丁目, 太白区越路地先, 八本松地先, 飯田字河原 95-1, 若林区堰場地先, 若林地先, 南小泉字中河原地先
	6	台原緑地	青葉区台原一丁目, 六丁目, 堤町一丁目
	7	銀杏町緑地	宮城野区銀杏町
	8	榎木緑地	若林区榎木通
	9	新寺小路緑地	若林区新寺二丁目, 五丁目
	10	八木山南緑地	太白区八木山南四丁目地内
都市公園 (都市計画法)	1	勝山公園	青葉区上杉二丁目 338-1 外
	2	通町公園	青葉区青葉町 183-2 外
	3	肴町公園	青葉区国分町一丁目 2-2
	4	中江公園	青葉区中江一丁目 17
	5	台原公園	青葉区台原一丁目 6
	6	北三番町公園	青葉区木町通一丁目 343
	7	鈴虫荘公園	青葉区国見三丁目 218-2 外
	8	良覚院丁公園	青葉区片平一丁目 118
	9	北勾当台公園	青葉区二日町 12-14
	10	荒巻公園	青葉区荒巻神明町 249-97 外
	11	柳町公園	青葉区一番町一丁目 14-11
	12	跡付丁公園	青葉区春日町 7-11
	13	亀ヶ岡公園	青葉区北山三丁目 101
	14	山手町公園	青葉区山手町 301-103
	15	中江北公園	青葉区中江一丁目 3
	16	釜場公園	青葉区台原四丁目 122-1
	17	中江西公園	青葉区中江一丁目 1-176 外
	18	外記丁通公園	青葉区上杉一丁目 14-9
	19	高松通公園	青葉区福沢町 306-3
	20	五橋公園	青葉区五橋一丁目 1-7
	21	荒巻神明公園	青葉区荒巻神明町 243-13
	22	小松島公園	青葉区小松島四丁目 53-1

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)

表 3-28(5) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：5/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	23	中江南公園	青葉区中江二丁目 9-18
	24	北五番丁公園	青葉区柏木二丁目 393-10
	25	千代田町 1 号公園	青葉区千代田町 316-7
	26	小松島新堤公園	青葉区小松島新堤 8-37
	27	荷野坂 1 号公園	青葉区貝ヶ森二丁目 8-37
	28	千代田町 2 号公園	青葉区千代田町 23-28
	29	川内亀岡公園	青葉区川内亀岡北裏丁 10 外
	30	台原五丁目公園	青葉区台原五丁目 413-5
	31	川内三十人町公園	青葉区川内三十人町 5-80 外
	32	旅籠町公園	青葉区小田原六丁目 26-2
	33	菊田山公園	青葉区菊田町 1-56
	34	国見五丁目公園	青葉区国見五丁目 121-6
	35	貝ヶ森 1 号公園	青葉区貝ヶ森五丁目 35-130
	36	菊田公園	青葉区千代田町 3-1
	37	貝ヶ森中央公園	青葉区貝ヶ森一丁目 4-312
	38	貝ヶ森 3 号公園	青葉区貝ヶ森三丁目 18-310
	39	国見四丁目公園	青葉区国見四丁目 220-13
	40	台原二丁目 2 号公園	青葉区台原二丁目 17-27
	41	上杉公園	青葉区上杉四丁目 239-3 外
	42	東照宮二丁目公園	青葉区東照宮二丁目 301-45 外
	43	菊田山第二公園	青葉区千代田町 314-7 外
	44	国見五丁目 2 号公園	青葉区国見五丁目 111-6
	45	貝ヶ森 4 号公園	青葉区貝ヶ森四丁目 7-112
	46	北山三丁目公園	青葉区北山三丁目 310-4
	47	東照宮一丁目公園	青葉区東照宮一丁目 291-168
	48	葉山町公園	青葉区葉山町 20-5
	49	山手町 3 号公園	青葉区山手町 104-8
	50	片平公園	青葉区米ヶ袋一丁目 140-6
	51	山手町 4 号公園	青葉区山手町 266-12
	52	大手町公園	青葉区大手町 307
	53	錦町一丁目公園	青葉区錦町一丁目 213
	54	国分町三丁目北公園	青葉区国分町三丁目 11-12
	55	上杉一丁目公園	青葉区上杉一丁目 9-3
	56	上杉五丁目公園	青葉区上杉五丁目 28-6
	57	小田原七丁目公園	青葉区小田原七丁目 202-1
	58	とちのき公園	青葉区東照宮一丁目 291-7
	59	千代田町 3 号公園	青葉区千代田町 28-4 外
	60	国見四丁目 2 号公園	青葉区国見四丁目 109-17
	61	台原六丁目公園	青葉区台原六丁目 37-2 外
	62	柏木三丁目公園	青葉区柏木三丁目 148-5
	63	高松一丁目公園	青葉区高松一丁目 103-10 外
	64	柏木三丁目南公園	青葉区柏木三丁目 149-6
	65	国見三丁目公園	青葉区国見三丁目 525-1 外
	66	北五番丁東公園	青葉区上杉五丁目 361-3
	67	台原五丁目南公園	青葉区台原五丁目 243-61

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)

表 3-28(6) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：6/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	68	台原六丁目南公園	青葉区台原六丁目 225
	69	小田原八丁目公園	青葉区小田原八丁目 144
	70	国見六丁目東公園	青葉区国見六丁目 819-7 外
	71	国見六丁目蔵谷公園	青葉区国見六丁目 819-8
	72	牛越さんかく公園	青葉区川内三十人町 49-233 外
	73	宮町五丁目公園	青葉区宮町五丁目 11-4
	74	中島丁公園	青葉区八幡三丁目 21-4 外
	75	上杉社の公園	青葉区上杉五丁目 209-3
	76	小田原青葉のまち公園	青葉区小田原四丁目 115-132
	77	小田原八丁目中公園	青葉区小田原八丁目 3-7
	78	あけぼの町公園	青葉区あけぼの町 203-3 外
	79	片平さんかく公園	青葉区一番町一丁目 100 の一部
	80	川内三十人町中公園	青葉区川内三十人町 5-215 外
	81	小田原四丁目公園	青葉区小田原四丁目 115-155
	82	勾当台公園	青葉区本町三丁目 9-2 外
	83	錦町公園	青葉区本町二丁目 21-1
	84	評定河原公園	青葉区花壇 70-6 の一部
	85	広瀬川瀬緑地	青葉区角五郎一丁目地先
	86	広瀬川仲ノ瀬緑地	青葉区川内仲ノ瀬地先
	87	広瀬川川内緑地	青葉区川内地先
	88	広瀬川牛越緑地	青葉区荒巻字三居沢地先
	89	広瀬川八幡緑地	青葉区八幡五丁目地先
	90	西公園	青葉区桜ヶ丘公園 1-3 外
	91	青葉山公園	青葉区川内 1-2 外
	92	新伝馬町公園	青葉区中央二丁目 7-3
	93	三居沢公園	青葉区荒巻字三居沢 15-3
	94	元鍛冶町公園	青葉区国分町二丁目 9-13
	95	北六番丁公園	青葉区木町通二丁目 194-1
	96	台原緑地	青葉区台原一丁目 114-40 外
	97	経ヶ峯公園	青葉区壺屋下 135 外
	98	定禅寺通緑地	青葉区国分町二丁目 201 外
	99	貝ヶ森 1 号緑地	青葉区貝ヶ森五丁目 33-5
	100	貝ヶ森 2 号緑地	青葉区貝ヶ森六丁目 4-11 外
	101	貝ヶ森 3 号緑地	青葉区貝ヶ森六丁目 22-15
	102	土樋緑地	青葉区土樋一丁目 198-5 外
	103	貝ヶ森 4 号緑地	青葉区貝ヶ森四丁目 33-206
	104	青葉の森緑地	青葉区荒巻字青葉 92-1 外
	105	国見一丁目緑地	青葉区国見一丁目 222-11
	106	花京院緑地	青葉区花京院一丁目 195-10 外
	107	国見六丁目緑地	青葉区国見六丁目 819-55
	108	燕沢公園	宮城野区燕沢一丁目 64-28 外
	109	案内公園	宮城野区東仙台五丁目 7-30 外
	110	西田公園	宮城野区新田三丁目 261-1 外
	111	南宮城野公園	宮城野区宮千代一丁目 36-1
112	宮千代公園	宮城野区宮千代一丁目 9-1	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)

表 3-28(7) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：7/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	113	清水沼公園	宮城野区清水沼一丁目 17-1
	114	志波北公園	宮城野区萩野町二丁目 7-1
	115	清水田公園	宮城野区萩野町三丁目 6-1
	116	谷地館公園	宮城野区宮千代三丁目 3
	117	鶴ヶ谷七丁目南公園	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 8
	118	萩野町公園	宮城野区萩野町三丁目 10
	119	鶴ヶ谷一丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 10
	120	安養寺下東公園	宮城野区東仙台七丁目 7-133
	121	新田公園	宮城野区館町二丁目 12
	122	安養寺下西公園	宮城野区東仙台七丁目 7-183
	123	幸町公園	宮城野区幸町二丁目 215-7
	124	幸町 2 号公園	宮城野区幸町二丁目 424-8
	125	清水沼二丁目公園	宮城野区清水沼二丁目 210-11
	126	海道下公園	宮城野区東仙台三丁目 120-6 外
	127	原町六丁目公園	宮城野区原町六丁目 70-20
	128	宮千代西公園	宮城野区宮千代一丁目 22-5
	129	安養寺二丁目公園	宮城野区安養寺二丁目 11-316
	130	幸町 3 号公園	宮城野区幸町二丁目 2-30
	131	燕沢三丁目公園	宮城野区燕沢三丁目 66-75
	132	幸町 4 号公園	宮城野区幸町二丁目 326-4
	133	原町四丁目公園	宮城野区原町四丁目 146-9
	134	幸町 5 号公園	宮城野区幸町一丁目 101-11
	135	東仙台六丁目公園	宮城野区東仙台六丁目 158-27
	136	榴岡五丁目公園	宮城野区榴岡五丁目 4-1
	137	幸町一丁目公園	宮城野区幸町一丁目 204-4
	138	小田原三丁目西公園	宮城野区小田原三丁目 214-1
	139	東仙台三丁目公園	宮城野区東仙台三丁目 232-5
	140	平成一丁目南公園	宮城野区平成一丁目 243-8
	141	燕沢二丁目公園	宮城野区燕沢二丁目 6-27
	142	榴岡四丁目西公園	宮城野区榴岡四丁目 9-1
	143	小鶴一丁目北公園	宮城野区小鶴一丁目 203-15 外
	144	榴岡四丁目公園	宮城野区榴岡四丁目 14
	145	榴岡三丁目公園	宮城野区榴岡三丁目 3
	146	宮城野一丁目公園	宮城野区宮城野一丁目 13
	147	平成一丁目公園	宮城野区平成一丁目 581-89
	148	安養寺三丁目公園	宮城野区安養寺三丁目 20-32
	149	幸町三丁目公園	宮城野区幸町三丁目 505-24
150	幸町二丁目公園	宮城野区幸町二丁目 404-7	
151	原町カッコウ公園	宮城野区原町二丁目 37-2 外	
152	清水沼三丁目公園	宮城野区清水沼三丁目 223-9	
153	燕沢東一丁目公園	宮城野区燕沢一丁目 391	
154	平成二丁目東公園	宮城野区平成二丁目 17-3	
155	安養寺二丁目東公園	宮城野区安養寺二丁目 75-29	
156	二の森公園	宮城野区二の森 28-1	
157	苗代沢公園	宮城野区燕沢一丁目 107-9	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)

表 3-28(8) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：8/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	158	燕沢二丁目北公園	宮城野区燕沢二丁目 9-358
	159	五輪一丁目公園	宮城野区宮城野二丁目 20-8
	160	宮の杜みなみのたに公園	宮城野区東仙台四丁目 101-23
	161	宮の杜なかのさと公園	宮城野区東仙台四丁目 101-57
	162	宮の杜ひがしのもり公園	宮城野区東仙台四丁目 101-106
	163	宮の杜きたのおか公園	宮城野区東仙台四丁目 101-119
	164	榴岡三丁目東公園	宮城野区榴岡三丁目 11 の一部
	165	新田二丁目公園	宮城野区新田二丁目 301-8
	166	鉄砲町和光公園	宮城野区鉄砲町 41-2 の一部外
	167	東仙台六丁目西公園	宮城野区東仙台六丁目 104-15
	168	東仙台六丁目北公園	宮城野区東仙台六丁目 7-207
	169	榴岡公園	宮城野区五輪一丁目 301-3 外
	170	与兵衛沼公園	宮城野区蟹沢 20-1 外
	171	燕沢二丁目緑地	宮城野区燕沢二丁目 16
	172	銀杏町緑地	宮城野区銀杏町 723
	173	木ノ下公園	若林区木ノ下二丁目 69
	174	白萩公園	若林区白萩町 62
	175	荒町公園	若林区荒町 36-6 外
	176	広瀬公園	若林区河原町一丁目 7
	177	柴田町公園	若林区表柴田町 12-1
	178	尼坪公園	若林区大和町三丁目 18-1
	179	南鍛冶町公園	若林区南鍛冶町 97-4
	180	牛踏公園	若林区大和町四丁目 506-1
	181	柳公園	若林区大和町三丁目 6
	182	松木公園	若林区大和町五丁目 804-2
	183	山木公園	若林区上飯田三丁目 64-3
	184	土手畑 1 号公園	若林区上飯田二丁目 133-7
	185	伊藤屋敷下公園	若林区かすみ町 425-20
	186	門田東公園	若林区かすみ町 21-13
	187	御休場南公園	若林区若林六丁目 36-9
	188	三寿美田公園	若林区中倉三丁目 109-8
	189	大和町一丁目北公園	若林区大和町一丁目 240-6
	190	大和町一丁目南公園	若林区大和町一丁目 205-32
	191	館南 1 号公園	若林区沖野六丁目 326-11
	192	館西 1 号公園	若林区沖野二丁目 53-2
	193	河原下 1 号公園	若林区沖野六丁目 50-3
	194	河原下 2 号公園	若林区沖野六丁目 125-2
	195	中柵東 1 号公園	若林区沖野七丁目 147-2
	196	土手下中公園	若林区蒲町 512-22 外
	197	一本杉町公園	若林区一本杉町 317-21
	198	若林五丁目公園	若林区若林五丁目 32-16
	199	館南 2 号公園	若林区沖野六丁目 306-5
200	河原下 3 号公園	若林区沖野六丁目 131-17	
201	中柵東 2 号公園	若林区沖野七丁目 101-16	
202	館西 2 号公園	若林区沖野二丁目 82-10	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)



表 3-28(9) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：9/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	203	七曲公園	若林区かすみ町 91-8 外
	204	中柵東 3 号公園	若林区沖野三丁目 152-10
	205	館西 3 号公園	若林区沖野二丁目 48-14
	206	高田 2 号公園	若林区上飯田三丁目 46-3
	207	若林公園	若林区若林四丁目 43-74
	208	河原下 4 号公園	若林区沖野六丁目 96-6
	209	河原下 5 号公園	若林区沖野六丁目 18-6
	210	大和町五丁目公園	若林区大和町五丁目 52-9
	211	館南 3 号公園	若林区沖野六丁目 283-40
	212	土手畑 2 号公園	若林区上飯田二丁目 145-29
	213	中柵東 4 号公園	若林区沖野七丁目 54-6 外
	214	河原下 6 号公園	若林区沖野六丁目 44-15
	215	中柵東 5 号公園	若林区沖野七丁目 134-2
	216	横堀前公園	若林区上飯田一丁目 23-4
	217	中柵東 6 号公園	若林区沖野三丁目 69-7
	218	館西 4 号公園	若林区沖野二丁目 25-4
	219	中柵東 7 号公園	若林区沖野三丁目 91-5
	220	上飯田遠西公園	若林区上飯田一丁目 108-6
	221	山木 2 号公園	若林区上飯田二丁目 73-36
	222	上飯田大町 3 号公園	若林区上井田四丁目 88-29
	223	土手畑 3 号公園	若林区上飯田二丁目 138-11
	224	上飯田前田公園	若林区上飯田二丁目 24-15
	225	上井田大町 4 号公園	若林区上井田四丁目 71-9
	226	二ノ坪公園	若林区沖野一丁目 10-26
	227	三ノ坪公園	若林区沖野一丁目 15-31
	228	館南 4 号公園	若林区沖野七丁目 241-48
	229	上飯田大町 5 号公園	若林区上飯田四丁目 76-7
230	新神柵公園	若林区沖野二丁目 265-5	
231	遠見塚二丁目公園	若林区遠野塚二丁目 241-4	
232	山木 3 号公園	若林区上飯田三丁目 112-3	
233	若林一丁目公園	若林区若林一丁目 83-30	
234	館南 5 号公園	若林区沖野六丁目 376-25	
235	館西 5 号公園	若林区沖野二丁目 36-7	
236	上飯田遠西 2 号公園	若林区上飯田一丁目 76-2	
237	連坊あずま公園	若林区連坊二丁目 328-1	
238	南小泉三丁目公園	若林区南小泉三丁目 129-19 外	
239	横堀前 2 号公園	若林区上飯田一丁目 55-30	
240	大和町二丁目公園	若林区大和町二丁目 53-2	
241	山木 4 号公園	若林区上飯田三丁目 123-15 外	
242	河原下 7 号公園	若林区沖野六丁目 2-5	
243	河原下 8 号公園	若林区沖野六丁目 30-11	
244	土手畑 4 号公園	若林区上飯田二丁目 90-4	
245	白萩西公園	若林区白萩町 263	
246	上飯田大町 7 号公園	若林区上飯田四丁目 63-6	
247	河原下 9 号公園	若林区沖野六丁目 10-30	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)

表 3-28(10) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：10/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	248	館南 6 号公園	若林区沖野六丁目 302-14
	249	飯田遠西公園	若林区上飯田一丁目 28-12
	250	新寺三丁目公園	若林区新寺三丁目 6-1
	251	蒲北公園	若林区蒲町 14-7 外
	252	横堀前 3 号公園	若林区上飯田一丁目 62-3 外
	253	館南 7 号公園	若林区沖野七丁目 275-11
	254	新寺二丁目蓮池公園	若林区新寺二丁目 4-1
	255	連坊二丁目公園	若林区連坊二丁目 6-8
	256	土手畑 5 号公園	若林区上飯田二丁目 125-6 外
	257	土手畑 6 号公園	若林区上飯田二丁目 82-19 外
	258	新寺五丁目公園	若林区新寺五丁目 9-3
	259	蒲町穴田公園	若林区蒲町 19-17
	260	蒲北 2 号公園	若林区蒲町 20-4 外
	261	大和町一丁目東公園	若林区大和町一丁目 114-30 外
	262	上飯田遠西 3 号公園	若林区上飯田一丁目 39-21
	263	七曲 2 号公園	若林区かすみ町 70-24 外
	264	館西 6 号公園	若林区沖野七丁目 578-6
	265	中柵東 8 号公園	若林区沖野三丁目 73-13
	266	文化町公園	若林区文化町 76-54
	267	飯田前 2 号公園	若林区今泉一丁目 26-19
	268	二ノ坪 2 号公園	若林区沖野一丁目 11-31
	269	遠見塚一丁目公園	若林区遠見塚一丁目 234-9
	270	遠見塚一丁目 2 号公園	若林区遠見塚一丁目 20-7
	271	新寺四丁目公園	若林区新寺四丁目 2-2
	272	沖野一丁目公園	若林区沖野一丁目 415-24
	273	館南 8 号公園	若林区沖野六丁目 295-17
	274	遠見塚一丁目 3 号公園	若林区遠見塚一丁目 18-4
	275	遠見塚二丁目 2 号公園	若林区遠見塚二丁目 226-11
	276	沖野二丁目公園	若林区沖野二丁目 123-8
	277	遠見塚一丁目 4 号公園	若林区遠見塚一丁目 230-8
	278	遠見塚一丁目 5 号公園	若林区遠見塚一丁目 249-24
	279	文化庁 2 号公園	若林区文化庁 76-86
	280	若林五丁目 2 号公園	若林区若林五丁目 113-57
	281	中倉二丁目公園	若林区中倉二丁目 201-9
	282	遠見塚二丁目 3 号公園	若林区遠見塚二丁目 404-11
283	土手畑 7 号公園	若林区上飯田二丁目 59	
284	館南 9 号公園	若林区沖野六丁目 281-13	
285	若林一丁目北公園	若林区若林一丁目 79-24	
286	河原下 10 号公園	若林区沖野六丁目 93-13	
287	横堀前 4 号公園	若林区上飯田一丁目 5-2 外	
288	蒲町公園	若林区蒲町字 21-2 外	
289	文化町 3 号公園	若林区文化町 60-10	
290	若林五丁目 3 号公園	若林区若林五丁目 22-2	
291	大和町一丁目 4 号公園	若林区大和町一丁目 63-4	
292	大和町五丁目北公園	若林区大和町五丁目 40-4	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)

表 3-28(11) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：11/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	293	梅塚公園	若林区今泉一丁目 337-4
	294	沖野一丁目東公園	若林区沖野一丁目 104-20
	295	沖野一丁目南公園	若林区沖野一丁目 106-23
	296	遠見塚一丁目東公園	若林区遠見塚一丁目 242-12
	297	遠見塚二丁目南公園	若林区遠見塚二丁目 267-12
	298	沖野二丁目東公園	若林区沖野二丁目 85-16
	299	古城一丁目公園	若林区古城一丁目 72-84
	300	遠見塚二丁目東公園	若林区遠見塚二丁目 307-24 外
	301	沖野一丁目北公園	若林区沖野一丁目 211-63
	302	上飯田一丁目公園	若林区上飯田一丁目 315-9 外
	303	遠見塚東公園	若林区遠見塚東 169-5 外
	304	上飯田二丁目南公園	若林区上飯田二丁目 216-15
	305	天神公園	若林区上飯田字天神 41-26
	306	今泉一丁目北公園	若林区今泉一丁目 338-18
	307	沖野三丁目西公園	若林区沖野三丁目 308-13
	308	若林三丁目公園	若林区若林三丁目 222-6
	309	中倉一丁目公園	若林区中倉一丁目 102-15
	310	南材木町公園	若林区南材木町 62-2
	311	卸町公園	若林区卸町二丁目 13
	312	南小泉公園	若林区古城三丁目 209-7 外
	313	広瀬川宮沢緑地	若林区堰場地先
	314	広瀬川若林緑地	若林区若林地先
	315	広瀬川中河原緑地	若林区南小泉字中河原地先
	316	大和町五丁目緑地	若林区大和町五丁目 701-6
	317	榎木緑地	若林区榎木通 61-13
	318	新寺小路緑道	若林区新寺二丁目 3-9 外
	319	ノ木公園	太白区郡山三丁目 51-1
	320	鹿野公園	太白区鹿野一丁目 121-1 外
	321	大谷地公園	太白区大谷地 10-315
	322	飯田公園	太白区東郡山二丁目 59-52 外
	323	向山公園	太白区向山四丁目 86-1
	324	八木山本町一丁目公園	太白区八木山本町一丁目 18-1
	325	二ッ沢公園	太白区緑ヶ丘三丁目 10-158
	326	松山公園	太白区八木山東二丁目 60-1188
	327	松風公園	太白区八木山本町二丁目 38
	328	金剛沢公園	太白区金剛沢二丁目 27-7
	329	金剛沢羽黒台公園	太白区金剛沢三丁目 51-14
330	鈎取新田町公園	太白区鈎取字新田町 37-9	
331	紙漉山公園	太白区鈎取三丁目 92-4	
332	名召公園	太白区西多賀四丁目 13-5	
333	大埤沢公園	太白区恵和町 51-15	
334	芦ノ口羽黒台公園	太白区芦ノ口 28-74	
335	芦ノ口公園	太白区芦ノ口 15-18	
336	袋東公園	太白区大野田字袋東 27-5 外	
337	袋前公園	太白区大野田字袋前 30-38	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)

表 3-28(12) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：12/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	338	鹿野本町公園	太白区鹿野本町 245-13
	339	緑ヶ丘三丁目公園	太白区緑ヶ丘三丁目 10-236
	340	青山二丁目公園	太白区青山二丁目 40-39
	341	土手内三丁目公園	太白区土手内三丁目 95-14
	342	萩ヶ丘公園	太白区萩ヶ丘 23-7
	343	砂押町公園	太白区砂押町 142-13
	344	金山公園	太白区西の平一丁目 52-93
	345	後田公園	太白区鉤取二丁目 1-21
	346	西の平公園	太白区八木山東一丁目 5-29
	347	長町南四丁目南公園	太白区長町南四丁目 21-1
	348	青山一丁目西公園	太白区青山一丁目 74-17
	349	おおとや公園	太白区大罫町 61-3 外
	350	八木山南一丁目東公園	太白区八木山南一丁目 6-13
	351	横森公園	太白区三神峯二丁目 43-2
	352	鉤取寺西公園	太白区鉤取四丁目 9-8 外
	353	おおとや2号公園	太白区大罫町 15-67
	354	金山2号公園	太白区三神峯二丁目 64-53
	355	鉤取字町公園	太白区鉤取本町一丁目 98-22
	356	土手内三丁目2号公園	太白区土手内三丁目 24-6
	357	横森2号公園	太白区金剛沢一丁目 31-50
	358	八木山弥生町1号公園	太白区八木山弥生町 9-30
	359	鉤取二丁目3号公園	太白区鉤取二丁目 226-46
	360	土手内二丁目公園	太白区土手内二丁目 78-44
	361	鉤取三丁目公園	太白区鉤取三丁目 62-33
	362	青山公園	太白区青山二丁目 36-23
	363	鉤取三丁目2号公園	太白区鉤取三丁目 87-7
	364	向山三丁目公園	太白区向山三丁目 13-143
	365	八木山弥生町2号公園	太白区八木山弥生町 9-10
	366	おおとや3号公園	太白区大罫町 9-53
	367	鉤取三丁目3号公園	太白区鉤取三丁目 93-9
	368	西多賀四丁目公園	太白区西多賀四丁目 420-6 外
	369	鉤取二丁目公園	太白区鉤取二丁目 39-4
	370	金剛沢一丁目公園	太白区金剛沢一丁目 34-96 外
371	郡山源兵衛東公園	太白区郡山字源兵衛東 42-5 外	
372	鉤取二丁目2号公園	太白区鉤取二丁目 134-8	
373	泉崎二丁目公園	太白区泉崎二丁目 9	
374	恵和町公園	太白区恵和町 46-47	
375	おおとや4号公園	太白区大罫町 23-6	
376	西の平二丁目公園	太白区西の平二丁目 2-153	
377	富田八幡東公園	太白区富田字八幡東 55-14	
378	富沢三丁目公園	太白区富沢三丁目 111-3	
379	鉤取三丁目4号公園	太白区鉤取三丁目 34-37	
380	金剛沢一丁目2号公園	太白区金剛沢一丁目 49-29	
381	青山二丁目2号公園	太白区青山二丁目 44-31	
382	長町南三丁目南公園	太白区長町南三丁目 29-1	
383	松ヶ丘公園	太白区松ヶ丘 1-1219 外	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。  
出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成27年4月, 仙台市)

表 3-28(13) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：13/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	384	金剛沢二丁目公園	太白区金剛沢一丁目 148-15
	385	金剛沢三丁目公園	太白区金剛沢三丁目 23-45 外
	386	西多賀四丁目 2 号公園	太白区西多賀四丁目 104-10
	387	鈎取三丁目 5 号公園	太白区鈎取三丁目 62-45 外
	388	金剛沢二丁目 2 号公園	太白区金剛沢二丁目 26-62 外
	389	緑ヶ丘一丁目公園	太白区緑ヶ丘一丁目 9-138 外
	390	泉崎一丁目公園	太白区泉崎一丁目 26
	391	鹿野三丁目公園	太白区鹿野三丁目 207-3
	392	金剛沢一丁目 3 号公園	太白区金剛沢一丁目 32-45
	393	金剛沢一丁目 4 号公園	太白区金剛沢一丁目 54-6
	394	越路 2 号公園	太白区長町字越路 19-1401 外
	395	八木山東一丁目公園	太白区八木山東一丁目 17-123
	396	郡山新橋南公園	太白区郡山字新橋南 5-4
	397	富沢二丁目公園	太白区富沢二丁目 206
	398	西の平二丁目 2 号公園	太白区西の平二丁目 2-270
	399	袋東 2 号公園	太白区大野田字袋東 1-15
	400	長町南三丁目北公園	太白区長町南三丁目 5-1
	401	西の平一丁目公園	太白区西の平一丁目 55-19
	402	大埸 5 号公園	太白区大埸町 28-24
	403	鹿野二丁目公園	太白区鹿野二丁目 68-4
	404	金剛沢三丁目 2 号公園	太白区金剛沢三丁目 23-62 外
	405	西の平一丁目 2 号公園	太白区西の平一丁目 46-70
	406	大埸 6 号公園	太白区大埸町 22-19
	407	郡山上野北公園	太白区郡山字上野 17-6
	408	郡山五丁目公園	太白区郡山五丁目 326-1
	409	鈎取三丁目 6 号公園	太白区鈎取三丁目 94-19 外
	410	青山一丁目東公園	太白区青山一丁目 61-124
	411	芦ノ口 2 号公園	太白区芦ノ口 13-26
	412	長町南四丁目北公園	太白区長町南四丁目 4
	413	八木山香澄町公園	太白区八木山香澄町 19-97
	414	西の平一丁目 3 号公園	太白区西の平一丁目 3-371
	415	西の平一丁目 4 号公園	太白区西の平一丁目 44-135
	416	八木山東一丁目 2 号公園	太白区八木山東一丁目 5-51
	417	土手内一丁目東公園	太白区土手内一丁目 17-52
	418	茂ヶ崎三丁目公園	太白区茂ヶ崎三丁目 48-11 外
	419	鈎取四丁目東公園	太白区鈎取四丁目 43-5
	420	西多賀五丁目西公園	太白区西多賀五丁目 22-41
	421	郡山七丁目西公園	太白区郡山七丁目 42-5
	422	向山一丁目公園	太白区向山一丁目 1-1 外
	423	郡山新橋南 2 号公園	太白区郡山字新橋南 17-18
	424	青山二丁目 3 号公園	太白区青山二丁目 40-94
	425	西の平二丁目 3 号公園	太白区西の平二丁目 1-291
	426	西の平一丁目 5 号公園	太白区西の平一丁目 3-333
427	芦ノ口 3 号公園	太白区芦ノ口 3-103	
428	袋東 3 号公園	太白区大野田字袋東 14-18	
429	鈎取本町二丁目公園	太白区鈎取本町二丁目 29-8	
430	郡山新橋南 3 号公園	太白区郡山字新橋南 37-20	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年 4 月, 仙台市)

表 3-28(14) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：14/15）

区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	431	鈎取三丁目7号公園	太白区鈎取三丁目9-15
	432	大野田北屋敷公園	太白区大野田字北屋敷31-57
	433	金剛沢一丁目五号公園	太白区金剛沢一丁目33-86
	434	鈎取本町二丁目東公園	太白区鈎取本町二丁目1-28
	435	はたとや公園	太白区大坪町2-1
	436	大谷地東公園	太白区大谷地10-560
	437	鈎取四丁目西公園	太白区鈎取四丁目16-47 外
	438	長町南二丁目公園	太白区長町南二丁目8-28 外
	439	西多賀三丁目南公園	太白区西多賀三丁目441-6
	440	金剛沢一丁目西公園	太白区金剛沢一丁目55-10
	441	鹿野本町東公園	太白区鹿野本町39-5
	442	桜木町公園	太白区桜木町19-924 外
	443	長町南一丁目公園	太白区長町南一丁目188-5 外
	444	鈎取四丁目沢屋敷公園	太白区鈎取四丁目205-14
	445	長町八丁目南公園	太白区長町八丁目20-5
	446	郡山穴田東公園	太白区郡山字穴田東13-7
	447	長町八丁目北公園	太白区長町八丁目34-6 外
	448	鈎取本町二丁目南公園	太白区鈎取本町二丁目26-29 外
	449	太子堂公園	太白区太子堂2-28
	450	長町八丁目中公園	太白区長町八丁目24-11
	451	鈎取四丁目北公園	太白区鈎取四丁目211-21
	452	郡山五丁目南公園	太白区郡山五丁目314-15
	453	長町八丁目西公園	太白区長町八丁目1-14
	454	郡山三丁目公園	太白区郡山三丁目22-17
	455	西多賀四丁目中公園	太白区西多賀四丁目7-2
	456	郡山新橋北公園	太白区郡山字新橋北8-14
	457	鈎取谷地田公園	太白区鈎取字谷地田87
	458	門前町公園	太白区門前町153-4
	459	向山三丁目西公園	太白区向山三丁目11-56
	460	土手内一丁目南公園	太白区土手内一丁目17-138
	461	長町副都心1号公園	太白区郡山二丁目19の一部
	462	鈎取三丁目北公園	太白区鈎取三丁目4-104
	463	長町二丁目公園	太白区長町二丁目322-2 外
	464	金剛沢一丁目南東公園	太白区金剛沢一丁目32-91
	465	太子堂前公園	太白区太子堂9-13
	466	西多賀四丁目東公園	太白区西多賀四丁目402-8
	467	鈎取八幡公園	太白区鈎取一丁目320-1 外
	468	福寿さくら公園	太白区鹿野一丁目120-1 外
	469	西多賀三丁目北公園	太白区西多賀三丁目135-26
	470	鈎取新田町中公園	太白区鈎取字新田町26-42
	471	金剛沢二丁目3号公園	太白区金剛沢二丁目26-128
	472	郡山かえで公園	太白区郡山七丁目78-10
	473	長町駅西口広場公園	太白区長町五丁目201-1の一部外
	474	あすと長町三丁目公園	太白区あすと長町三丁目地内
	475	八木山香澄町西公園	太白区八木山香澄町19-1391
	476	郡山四丁目公園	太白区郡山四丁目33-24
	477	富沢公園	太白区富沢一丁目2-2

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

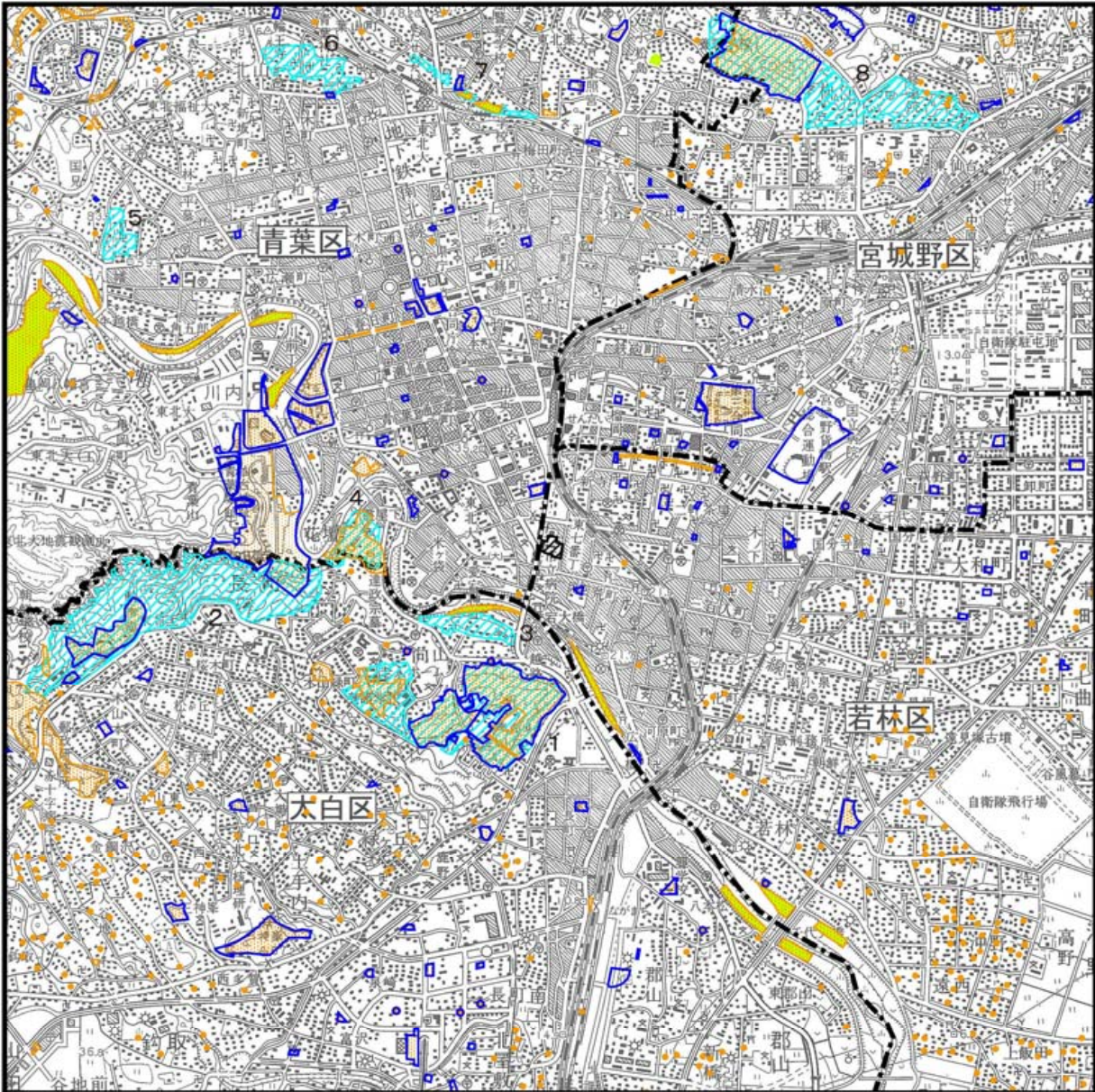
出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成27年4月, 仙台市)

表 3-28(15) 自然との触れ合いの場（法令等の指定を受けている区域：15/15）







区分	番号	名称	備考
都市公園 (都市計画法)	478	八本松公園	太白区八本松二丁目 1-64 外
	479	天沼公園	太白区三神峯二丁目 143 外
	480	向山中央公園	太白区向山三丁目 15-4
	481	広瀬川愛宕緑地	太白区越路地先
	482	広瀬川八本松緑地	太白区八本松地先
	483	広瀬川飯田緑地	太白区飯田字河原 95-1 外
	484	大年寺山公園	太白区茂ヶ崎一丁目 12-1 外
	485	三神峯公園	太白区三神峯一丁目 1 外
	486	八木山公園	太白区八木山本町一丁目 43
	487	芦ノ口緑地	太白区八木山本町二丁目 39
	488	八木山南四丁目緑地	太白区八木山南四丁目 4-3
	489	緑ヶ丘 1 号緑地	太白区緑ヶ丘一丁目 6-28
	490	緑ヶ丘 2 号緑地	太白区緑ヶ丘一丁目 6-76 外
	491	緑ヶ丘 3 号緑地	太白区緑ヶ丘三丁目 40-13 外
	492	緑ヶ丘 4 号緑地	太白区緑ヶ丘三丁目 37-26 外
	493	大壻緑地	太白区大壻町 1-23 外
	494	八木山弥生町緑地	太白区八木山弥生町 1-216 外
495	越路緑地	太白区長町字越路 19-1420 外	
496	金剛沢緑地	太白区八木山本町二丁目 42-1 外	

注) 名称に「\*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 27 年 4 月，仙台市）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 風致地区(1~8)
-  : 都市計画公園
-  : 都市計画緑地
-  : 都市公園

出典:「仙台市公園・緑地等配置図」(平成27年4月, 仙台市)

図 3-15 自然との触れ合いの場の分布  
(法令等の指定を受けている区域)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m





また、「杜の都 わがまち緑の名所 100 選」(仙台市ホームページ)における、主要な自然との触れ合いの場は、表 3-29及び図 3-16に示すとおりである。

なお、対象事業計画地には自然との触れ合いの場は存在しない。

表 3-29(1) 自然との触れ合いの場(その他) (1/2)

No.	名称	所在地
1	貝ヶ森中央公園	青葉区貝ヶ森一丁目
2	大崎八幡宮	青葉区八幡四丁目
3	北六番丁公園(六幽庵庭園)	青葉区木町通二丁目 4-51
4	北山界限	青葉区北山界限
5	三居沢	青葉区荒巻字三居沢付近
6	広瀬川中流域	青葉区川内付近
7	宮城県美術館・仙台二高周辺	青葉区川内元支倉付近
8	亀岡八幡宮	青葉区川内亀岡 62
9	東北大学川内キャンパス	青葉区川内
10	東北大学植物園	青葉区川内 12-2
11	経ヶ峯(瑞鳳殿周辺)	青葉区霊屋下
12	青葉山公園	青葉区川内
13	西公園	青葉区桜ヶ岡公園
14	東北大学片平キャンパス	青葉区片平二丁目 1-1
15	良覚院丁公園(緑水庵庭園)	青葉区片平一丁目 2-5
16	北目町通「ユリノキ並木」	青葉区北目町から中央四丁目
17	青葉通「ケヤキ並木」	青葉区中央一丁目から大町二丁目
18	愛宕上杉通「イチョウ並木」	青葉区本町一丁目から二丁目
19	定禅寺通「ケヤキ並木」	青葉区国分町二丁目付近
20	勾当台公園周辺	青葉区本町三丁目
21	勝山公園	青葉区上杉二丁目
22	東照宮周辺	青葉区東照宮一丁目
23	小松島公園周辺	青葉区小松島四丁目
24	台原森林公園	青葉区台原森林公園
25	台原緑地	青葉区台原一丁目、六丁目
26	とちのき公園	青葉区東照宮一丁目
27	宮城野通周辺	宮城野区榴岡四丁目
28	三沢初子の墓など	宮城野区榴岡五丁目
29	榴岡公園	宮城野区五輪一丁目
30	榴岡天満宮	宮城野区榴ヶ岡 23
31	苦竹のイチョウ	宮城野区銀杏町
32	与兵衛沼・大堤公園周辺	宮城野区蟹沢、安養寺付近
33	新寺界限	若林区新寺・連坊・宮城野区榴岡
34	仙台一高のサクラ	若林区元茶畑 4
35	薬師堂周辺	若林区木ノ下
36	若林区役所周辺	若林区保春院前丁,南小泉一丁目付近

注) 表中の番号は図 3-16の番号に対応する。

出典：仙台市 HP「杜の都 わがまち緑の名所 100 選 (名所一覧)」(閲覧：平成 29 年 3 月)

<http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/>

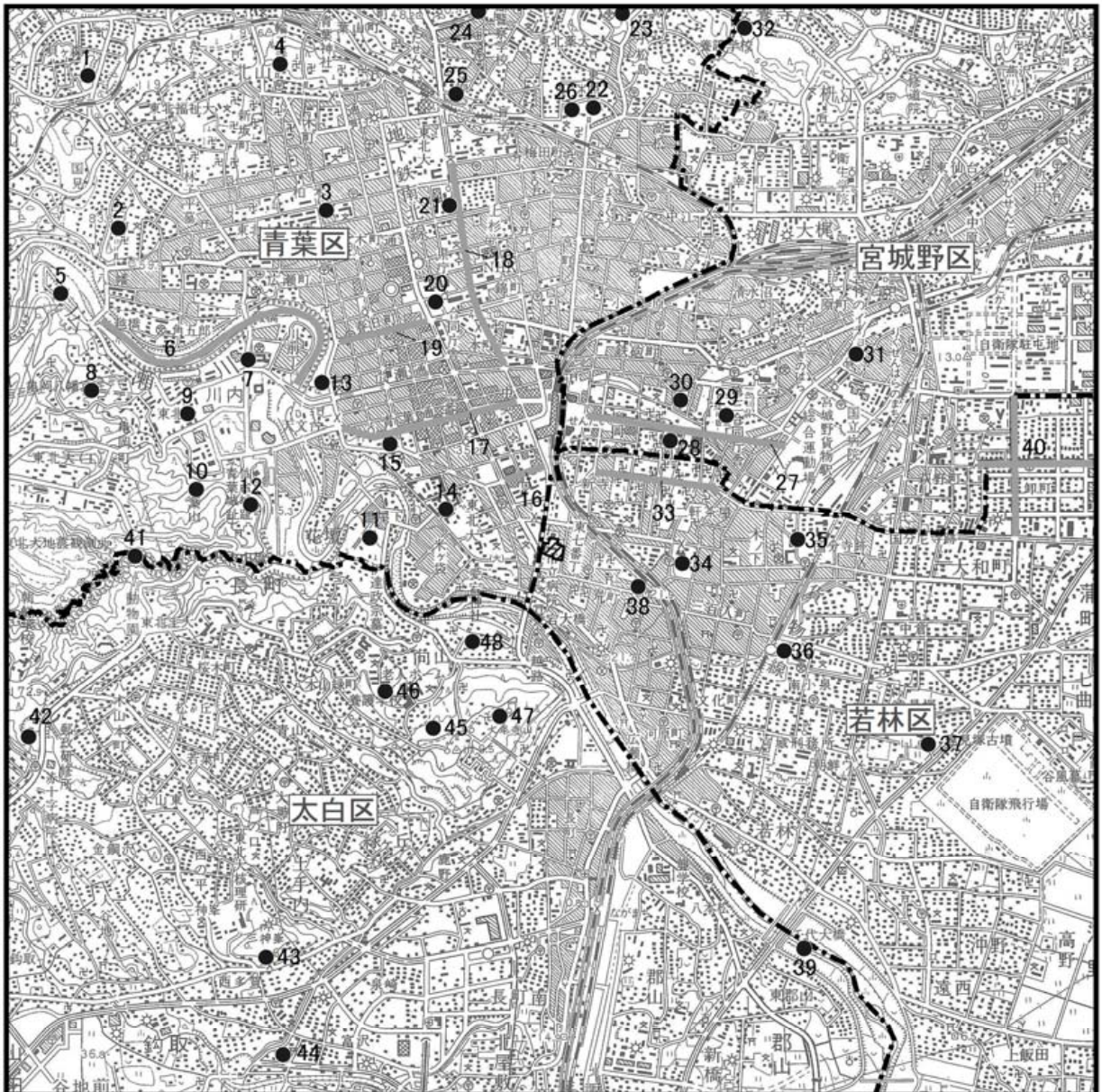
表 3-29(2) 自然との触れ合いの場(その他)(2/2)

No.	名称	所在地
37	遠見塚小学校周辺	若林区遠見塚一丁目付近
38	三宝大荒神のイチョウ	若林区南鍛冶町 41-1
39	広瀬川下流域	若林区堰場付近から若林区若林七丁目付近
40	御町通「ケヤキ並木」	若林区御町
41	竜の口溪谷	太白区長町越路～青葉区荒巻字青葉
42	八木山本町周辺「ケヤキ並木」、金剛沢緑地界隈	太白区八木山本町一丁目～二丁目、金剛沢
43	三神峯公園	太白区三神峯一丁目
44	多賀神社	太白区富沢三丁目 15-1
45	野草園	太白区茂ヶ崎二丁目 1-1
46	宮城県中央児童館周辺	太白区向山三丁目
47	大年寺山	太白区茂ヶ崎
48	愛宕山界隈	太白区向山四丁目


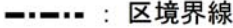

注) 表中の番号は図 3-16の番号に対応する。

出典：仙台市 HP 「杜の都 わがまち緑の名所 100 選 (名所一覧)」(閲覧：平成 29 年 3 月)

<http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 自然との触れ合いの場

出典: 仙台市HP「杜の都 わがまち緑の名所100選(名所一覧)」(閲覧: 平成29年3月)  
<http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/>

図 3-16 自然との触れ合いの場の分布  
(その他)



S=1:50,000  
 0 500 1000 2000m

### イ. その他事業の立地上配慮を要する自然との触れ合いの場

杜の都・仙台のシンボルであり、市民の誇りである広瀬川を、後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、将来にわたって保全していくとともに、新たな魅力の創出を図ることを目的としたアクションプランとして「広瀬川創生プラン」が平成 17 年 3 月に策定され、10 年間の計画期間を満了した平成 27 年 3 月に改定された。

その中では、「親水性の向上」として、市民が広瀬川の水辺を日常的に訪れ、新たな魅力の発見を促すため、表 3-30に示すとおり、市民の憩いの場となるような広瀬川沿いの河川公園の維持管理等を実施するとともに、青葉山公園・西公園など広瀬川沿いのみどりの拠点を整備・再整備することとしている。

また、「河川環境の保全と向上」及び「河川への関心の高揚」を図るため、表 3-31に示すような市民参加を呼び掛ける事業を開催している。

表 3-30 広瀬川で実施されている主な取組事業(親水性の向上)

取組事業	内容	各主体の役割			
		市民	NPO	行政	企業
親水空間の利活用の検討推進	広瀬川における親水空間の利活用を推進するための検討を行う。	参画・利活用	事業実施(市民会議)/参画	事業実施(市)	参画
青葉山公園整備事業	藩政時代からの歴史的・文化的資源や自然景観を活かしながら、市民や仙台を訪れた人が親しむことのできる杜の都のシンボルとなる公園として整備する。	利活用	利活用	事業実施(市)	利活用
西公園再整備事業	樹林や広瀬川の自然を活かしつつ、多様な市民活動が展開される「やすらぎとにぎわいの空間づくり」をテーマに、市街地の「みどりの回廊」の拠点にふさわしい公園として再整備する。	利活用	利活用	支援	利活用
河川公園整備・維持管理	河川公園の整備・維持管理を行います。	利活用	利活用	事業実施(市)	利活用
電動スクーターの貸し出し	広瀬川の一部に、車いすで近づける空間を創出し、障がいのある人や高齢者など誰もが河川空間の自然を楽しむような取り組みを検討する。	利活用	事業実施	支援	利活用

出典：「広瀬川創生プラン 2015～2024」(平成 27 年 3 月, 仙台市)

表 3-31 広瀬川で実施されている主な取組事業(市民参加型事業)

取組事業	内容	各主体の役割			
		市民	NPO	行政	企業
広瀬川 1 万人プロジェクト	仙台市人口 1% の 1 万人をキーワードとして、流域一斉清掃などの啓発活動を実施する。	参画	事業実施(事務局：市民会議)/参画	参画/支援	参画/支援
クリーンアップ広瀬川	カヌーによる河川清掃を実施する。	参加	事業実施	支援	—
ふ化及び稚魚放流事業	小学校や市民センター等と連携し、ふ化場の見学会の対応や稚魚放流会への協力を行う。	参加	参画/事業実施	支援	—
広瀬川で遊ぼう	広瀬川への関心を高めるために、5 月の連休期間中に若林区宮沢緑地でイベントを実施する。	参加	事業実施/参画	事業実施(市)/支援(国・県)	参画/支援
広瀬川流域のまち歩き	広瀬川流域のまち歩きを実施し、魅力の再発見を図る。	参加	事業実施/参画	事業実施(市)/参画	支援
レスキュー講習会	川(流水のなか)で活動するひとを対象とし、水難事故にあわないための実践講習を行なう。	参加	事業実施/参画	—	—
広瀬川カヌーツーリング・そのためのレッスン	広瀬川をカヌーでツーリングする。また、そのための基本的カヌー操作のためのレッスンをおこなう。	参加	事業実施/参画	支援	支援
市民総体「ダウンリバー大会」	三居沢から角五郎までをカヌーで漕ぎくんだり、タイムを競う市民総体を開催する。	参加	事業実施/参画	支援	支援
広瀬川でボート遊び(貸しボートの運営)	19 年ぶりに復活した貸しボートの運営をきっかけとして、市民の川への関心を喚起する。	参加	事業実施/協力	支援	支援

出典：「広瀬川創生プラン 2015～2024」(平成 27 年 3 月, 仙台市)

### 3.7. 文化財

#### ア. 指定文化財等の状況

調査範囲における指定文化財等の分布状況は、表 3-32～表 3-36及び図 3-17に示すとおりである。

調査範囲には、国指定の文化財が 15 箇所、県指定の文化財が 6 箇所、市指定の文化財が 19 箇所、国指定の登録文化財が 14 箇所、市指定の登録文化財が 22 箇所ある。

なお、対象事業計画地内に指定文化財・登録文化財は存在しない。

表 3-32 指定文化財の状況(国指定文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
<b>有形文化財(建造物)</b>				
1	国宝 大崎八幡宮本殿・石の間・拝殿 附 棟札1枚	1棟	青葉区八幡四丁目6-1	明治36年4月15日
2	大崎八幡宮長床	1棟	青葉区八幡四丁目6-1	昭和41年6月11日
3	陸奥国分寺薬師堂附 厨子1基・棟札1枚	1棟	若林区木ノ下三丁目8-1	明治36年4月15日
4	東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子1基・棟札1枚・石灯籠34基	5棟	青葉区東照宮一丁目6-1	昭和28年3月31日
5	東北学院旧宣教師館	1棟	青葉区土樋一丁目6-1	平成28年7月25日
<b>記念物(史跡)</b>				
6	陸奥国分寺跡	—	若林区木ノ下二丁目・三丁目	大正11年10月12日
7	陸奥国分尼寺跡	—	若林区白萩町	昭和23年12月18日
8	林子平墓	—	青葉区子平町19-5	昭和17年7月21日
9	遠見塚古墳	—	若林区遠見塚一丁目ほか	昭和43年11月8日
10	仙台城跡	—	青葉区荒巻字青葉無番地ほか	平成15年8月27日
11	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡郡山廃寺跡	—	太白区郡山二丁目・三丁目・五丁目・六丁目	平成18年7月28日
<b>記念物(天然記念物)</b>				
12	苦竹のイチョウ	—	宮城野区銀杏町	大正15年10月20日
13	朝鮮ウメ	—	若林区古城二丁目	昭和17年9月19日
14	青葉山	—	青葉区荒巻字青葉12番地の内	昭和47年7月11日
15	東昌寺のマルミガヤ	—	青葉区青葉町8-1	平成7年3月20日

注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典: 「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在, 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/bunkazai-kanri/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/bunkazai/bunkazai/bunkazai.html>

「仙台市の指定・登録文化財」 <http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/>

表 3-33 指定文化財の状況(県指定文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
<b>有形文化財(建造物)</b>				
16	白山神社本殿	1棟	若林区木ノ下三丁目9-1	昭和30年3月25日
17	東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤	1棟	青葉区東照宮一丁目6-1	昭和39年9月4日
18	大崎八幡宮石鳥居	1基	青葉区八幡四丁目6-1	昭和45年10月30日
19	亀岡八幡宮石鳥居 附 鳥居額	1基	青葉区川内亀岡町62	昭和45年10月30日
20	宮城県知事公館正門(旧仙台城門)	1棟	青葉区広瀬町5-43	昭和46年11月9日
21	陸奥国分寺薬師堂仁王門	1棟	若林区木ノ下三丁目8-1	昭和50年4月30日

注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典: 「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在, 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/bunkazai-kanri/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/bunkazai/bunkazai/bunkazai.html>

「仙台市の指定・登録文化財」 <http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/>

表 3-34 指定文化財の状況(市指定文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
<b>有形文化財(建造物)</b>				
22	善応寺開山堂	1 棟	宮城野区燕沢二丁目 3-1	昭和 43 年 2 月 15 日
23	旧第四連隊兵舎	1 棟	宮城野区五輪一丁目 3-7	昭和 53 年 6 月 16 日
24	大年寺惣門	1 棟	太白区茂ヶ崎四丁目	昭和 60 年 9 月 4 日
25	成覚寺山門(旧浄眼院殿霊屋門)	1 棟	若林区新寺三丁目 10-12	昭和 61 年 12 月 20 日
26	荘厳寺山門	1 棟	青葉区新坂町 12-1	昭和 61 年 12 月 20 日
27	輪王寺山門	1 棟	青葉区北山一丁目 6 番街区	昭和 61 年 12 月 20 日
28	大満寺虚空蔵堂 附 厨子 1 基	1 棟	太白区向山四丁目 17	昭和 62 年 3 月 30 日
29	大願寺山門(旧万寿院殿霊屋門)	1 棟	青葉区新坂町 7-1	昭和 62 年 3 月 30 日
30	泰心院山門(旧仙台藩藩校養賢堂正門)	1 棟	若林区南鍛冶町 100	昭和 62 年 3 月 30 日
31	愛宕神社本殿・拜殿 附 棟札 3 枚	2 棟	太白区向山四丁目 17-1	平成 8 年 1 月 30 日
32	毘沙門堂唐門	1 棟	若林区荒町 206 番地	平成 8 年 1 月 30 日
33	旧姉齒家茶室(残月亭)附 扁額「残月亭」1 面	1 棟	青葉区川内三の丸跡	平成 9 年 7 月 1 日
<b>記念物(史跡)</b>				
34	善応寺横穴古墳群	—	宮城野区燕沢二丁目	昭和 43 年 2 月 15 日
35	三沢初子の墓など	—	宮城野区榴岡五丁目 4	昭和 47 年 2 月 1 日
36	刀工本郷国包各代の墓所	—	若林区新寺二丁目 7-33	昭和 55 年 10 月 20 日
37	経ヶ峯伊達家墓所	—	青葉区霊屋下	昭和 59 年 7 月 21 日
<b>天然記念物</b>				
38	霊屋下セコイヤ類化石林	—	青葉区米ヶ袋一丁目, 三丁目, 霊屋下	昭和 48 年 8 月 6 日
39	仙台城二の丸跡南西境の杉並木(部分)	13 本	青葉区川内 12-2	平成 18 年 12 月 5 日
40	子平町の藤	1 株	青葉区子平町 3 番 11 号	平成 23 年 7 月 1 日

注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典: 「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成 27 年 3 月 1 日現在, 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/bunkazai-kanri/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/bunkazai/bunkazai/bunkazai.html>

「仙台市の指定・登録文化財」<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/>

表 3-35 登録文化財の状況(国登録文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
<b>有形文化財(建造物)</b>				
41	荒巻配水池入口	1 基	青葉区国見三丁目 6-1 地先	平成 11 年 7 月 19 日
42	三居沢発電所	1 棟	青葉区荒巻三居沢 16	平成 11 年 9 月 7 日
43	庄子屋醤油店店舗及び住宅	1 棟	青葉区八幡	平成 12 年 12 月 20 日
44	門間箆笥店主屋	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
45	門間箆笥店板倉	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
46	門間箆笥店稲荷社	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
47	門間箆笥店指物工房	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
48	門間箆笥店塗り工房	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
49	大崎八幡宮社務所	1 棟	青葉区八幡四丁目 170	平成 23 年 7 月 25 日
50	大崎八幡宮旧宮司宿舍	1 棟	青葉区八幡四丁目 170	平成 23 年 7 月 25 日
51	大崎八幡宮神馬舎	1 棟	青葉区八幡四丁目 170	平成 23 年 7 月 25 日
52	東北学院大学(旧東北学院専門部校舎)	1 棟	青葉区土樋 1-1	平成 26 年 12 月 19 日
53	ラーハウザー記念東北学院礼拝堂	1 棟	青葉区土樋 1-1	平成 26 年 12 月 19 日
54	東北学院大学大学院棟(旧シュネーダー記念東北学院図書館)	1 棟	青葉区土樋 1-1	平成 26 年 12 月 19 日

注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成 27 年 3 月 1 日現在, 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/bunkazai-kanri/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/bunkazai/bunkazai/bunkazai.html>

「仙台市の指定・登録文化財」<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/>

表 3-36 登録文化財の状況(市登録文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
<b>有形文化財(建造物)</b>				
55	安藤家住宅	1棟	青葉区宮町	平成7年9月5日
56	釈迦堂	1棟	宮城野区榴岡四丁目11-11	平成7年9月5日
57	壽徳寺山門	1棟	青葉区国見一丁目15-1	平成7年9月5日
58	松音寺山門	1棟	若林区新寺四丁目6-28	平成7年9月5日
59	稱念寺本堂	1棟	青葉区新坂町10-3	平成7年9月5日
60	昌繁寺山門, 観音堂	2棟	青葉区新坂町13-1	平成7年9月5日
61	正楽寺本堂・山門	2棟	若林区新寺二丁目6-35	平成7年9月5日
62	榴岡天満宮唐門	1棟	宮城野区榴ヶ岡23	平成7年9月5日
63	仏眼寺本堂	1棟	若林区荒町35	平成7年9月5日
64	陸奥国分寺鐘楼	1棟	若林区木ノ下三丁目8	平成7年9月5日
65	陸奥国分寺准胝観音堂	1棟	若林区木ノ下二丁目4	平成7年9月5日
66	冷源寺山門	1棟	若林区成田町125	平成7年9月5日
67	大崎八幡宮石段	1基	青葉区八幡四丁目6-1	平成7年9月5日
68	亀岡八幡宮石段	1基	青葉区川内亀岡町62	平成7年9月5日
69	東照宮石段	2基	青葉区東照宮一丁目6-1	平成7年9月5日
70	仙岳院本堂	1基	青葉区東照宮一丁目1-16	平成8年3月5日
71	清浄光院本堂	1棟	青葉区宮町五丁目1-11	平成8年3月5日
72	延寿院本堂・地藏堂	2棟	青葉区宮町五丁目6-18	平成8年3月5日
73	善入院観音堂	1棟	宮城野区原町一丁目1-67	平成8年3月5日
74	瑞鳳寺高尾門	1棟	青葉区霊屋下23-5	平成8年3月5日
75	北山羽黒神社境内社	1棟	青葉区北山二丁目8-15	平成8年3月5日
76	愛宕神社神門	1棟	太白区向山四丁目17-1	平成8年3月5日

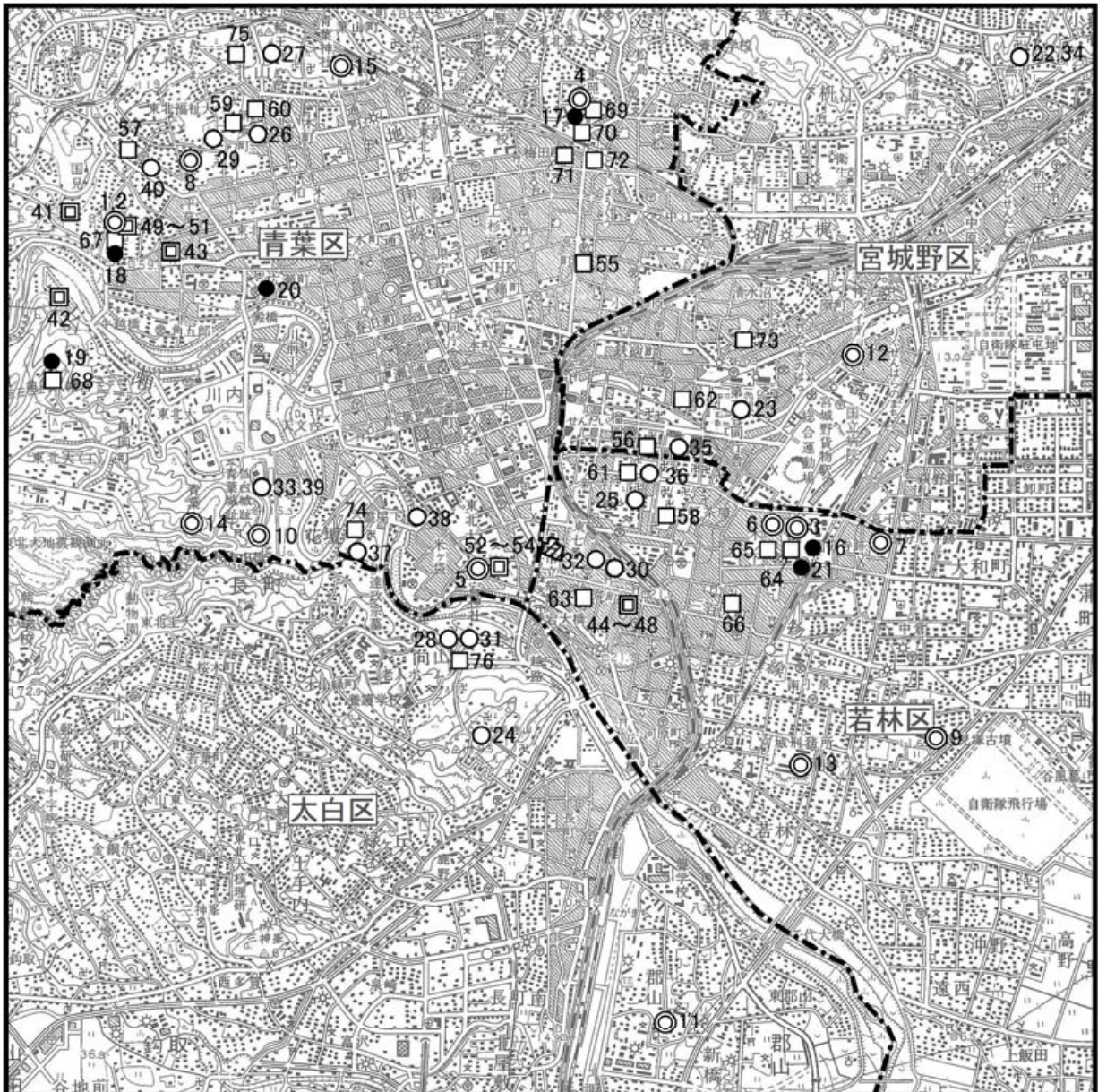
注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典: 「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在, 仙台市)








<http://www.city.sendai.jp/bunkazai-kanri/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/bunkazai/bunkazai/bunkazai.html>

「仙台市の指定・登録文化財」<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/>





凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 国指定文化財(1~15)
-  : 県指定文化財(16~21)
-  : 市指定文化財(22~40)
-  : 国登録文化財(41~54)
-  : 市登録文化財(55~76)

出典:「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在 仙台市)  
<http://www.city.sendai.jp/bunkazai-kanri/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/bunkazai/bunkazai/bunkazai.html>  
 「仙台市の指定・登録文化財」<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/>

図 3-17 文化財の分布状況



S=1:50,000  
 0 500 1000 2000m

イ. その他事業の立地上配慮を要する文化財

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表 3-37及び図 3-18に示すとおりである。  
 なお、対象事業計画地内に埋蔵文化財は存在しない。

表 3-37(1) 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況(1/2)

No.	名称	所在地
<b>青葉区</b>		
1	仙台城跡	川内・荒巻字青葉
2	堤町窯跡 B 地点	堤町二丁目ほか
3	川内 A 遺跡	青葉山二丁目地内
4	川内 B 遺跡	川内
5	川内 C 遺跡	青葉山
6	桜ヶ岡公園遺跡	桜ヶ岡公園
7	青葉山 B 遺跡	荒巻字青葉
8	青葉山 E 遺跡	荒巻字青葉
<b>宮城野区</b>		
9	安養寺下窯跡	東仙台六丁目
10	安養寺中囲窯跡	安養寺三丁目
11	安養寺配水場前窯跡	安養寺三丁目
12	庚申前窯跡	二の森
13	神明社窯跡	柝江
14	大蓮寺窯跡	東仙台六丁目
15	柝江遺跡	柝江
16	与兵衛沼窯跡	小松島新堤ほか
17	善心寺横穴墓群	燕沢二丁目
<b>若林区</b>		
18	法領塚古墳	一本杉町
19	養種園遺跡	南小泉一丁目
20	陸奥国分寺跡	木ノ下二丁目, 三丁目
21	陸奥国分尼寺跡	白萩町
22	国分寺東遺跡	木ノ下三丁目
23	薬師堂東遺跡	木ノ下三丁目
24	保春院前遺跡	六十人町

注) 表中の番号は図 3-18の番号に対応する。

出典: 仙台市 HP 「仙台市の遺跡」(閲覧: 平成 29 年 3 月)

<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/isekidb/>

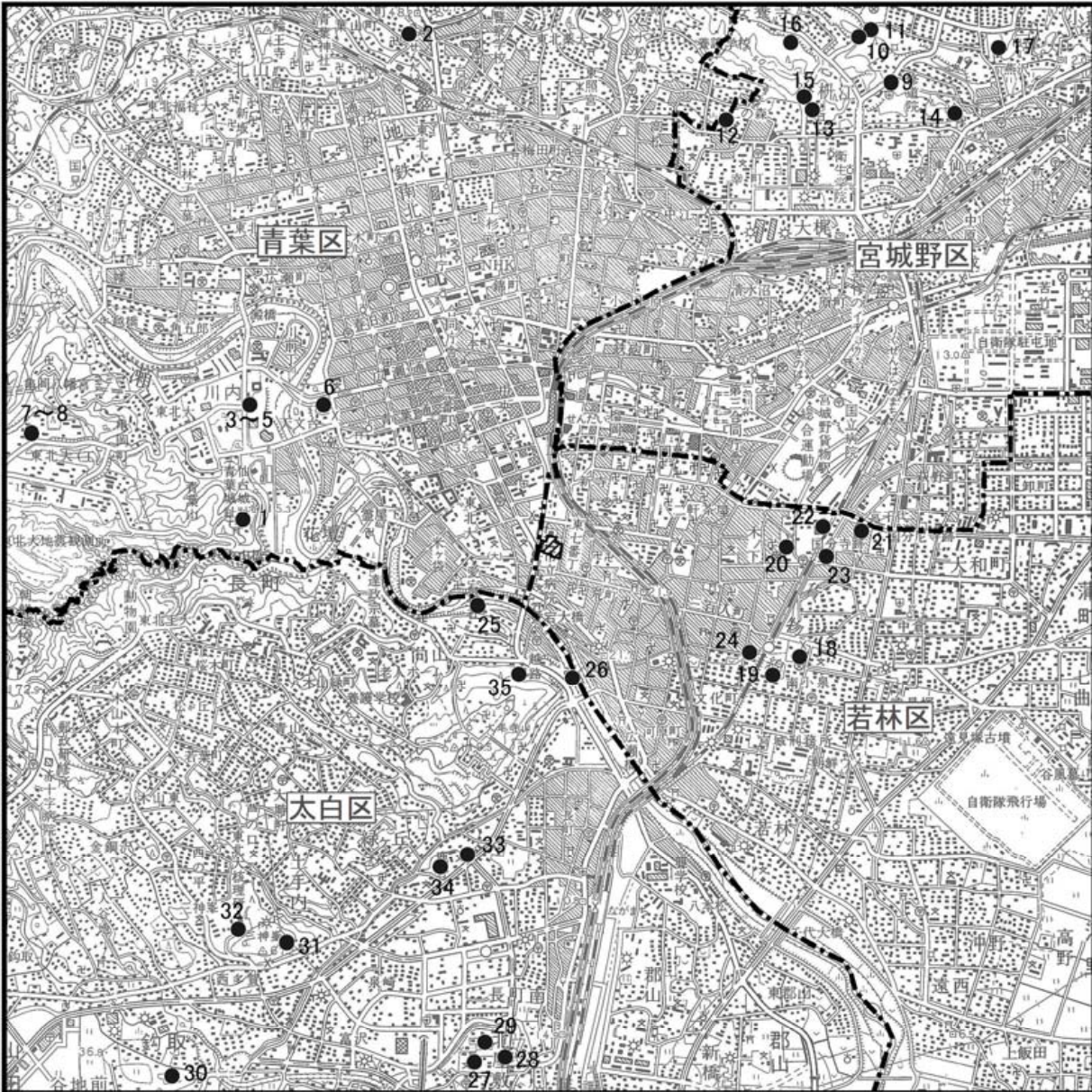
表 3-37(2) 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況(2/2)

No.	名称	所在地
太白区		
25	愛宕山横穴墓群	向山四丁目
26	宗禅寺横穴墓群	根岸町
27	大野田官衙遺跡	大野田五丁目
28	大野田遺跡	大野田一丁目・五丁目
29	袋前遺跡	大野田五丁目
30	上野遺跡	富田字上野中
31	金山竊跡	西多賀一丁目
32	芦ノ口遺跡	三神峯一丁目, 西の平一丁目
33	一塚古墳	鹿野一丁目
34	二塚古墳	鹿野二丁目
35	大年寺山横穴墓群	向山四丁目




注) 表中の番号は図 3-18の番号に対応する。

出典：仙台市 HP 「仙台市の遺跡」(閲覧：平成29年3月)

<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/isekidb/>



凡例

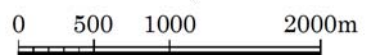
-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)(1~35)

出典：仙台市HP「仙台市の遺跡」(閲覧：平成29年3月)  
<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/isekidb/>

図 3-18 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況



S=1:50,000



### 3.8. その他の指定状況

#### ア. 用途地域の指定状況

調査範囲における用途地域の設定状況は図 3-19に示すとおりである。  
対象事業計画地は、商業地域に指定されている。

#### イ. 騒音に係る環境基準の類型指定区分

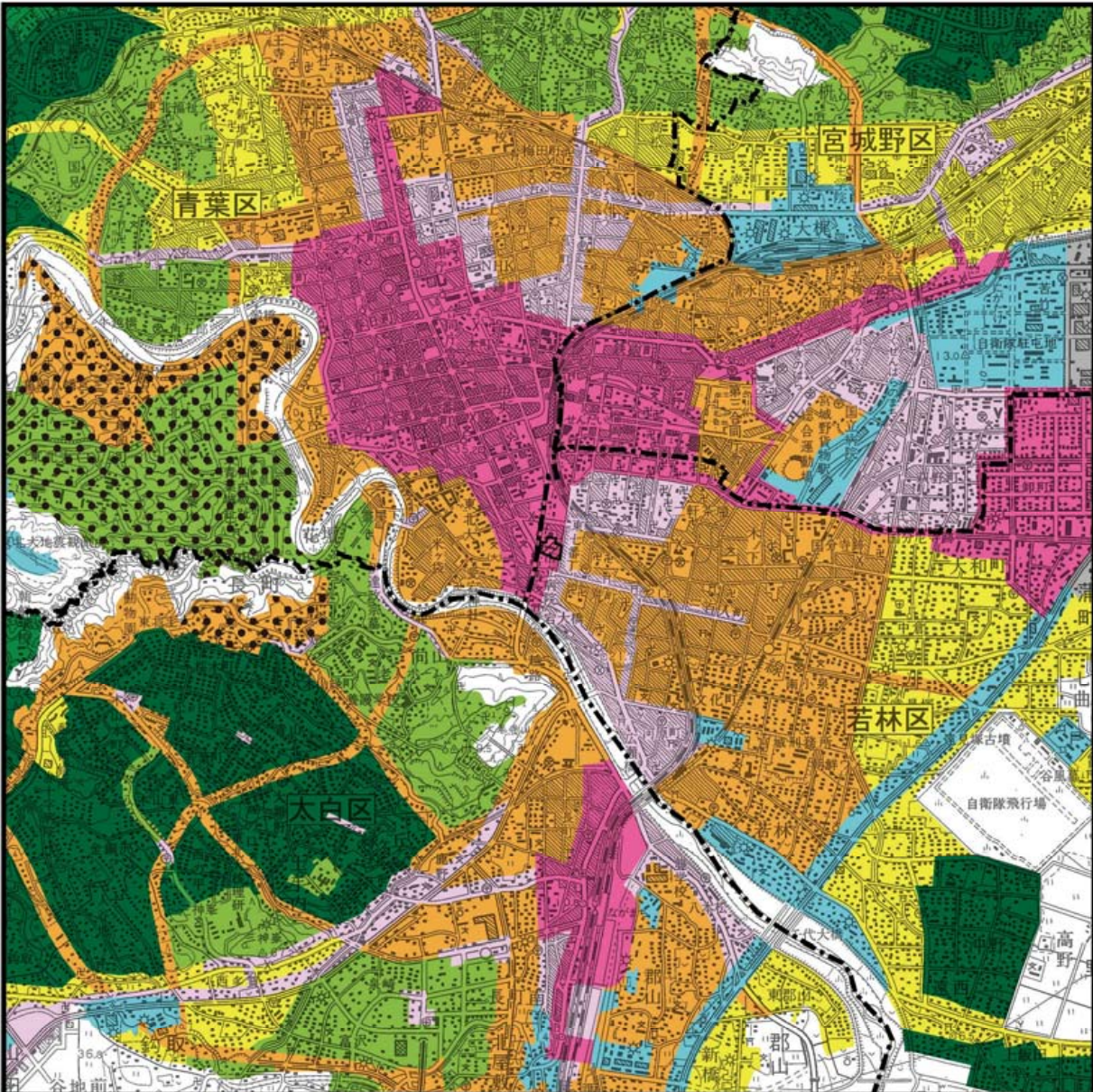
対象事業計画地周辺における騒音に係る環境基準の類型指定状況は図 3-20に示すとおりである。  
なお、対象事業計画地は、商業地域に位置しているため、C類型に該当する。

#### ウ. 法令等に基づく指定・規制

調査範囲における関連する主な関係法令は、表 3-38に示すとおりである。

表 3-38 関係法令の指定、規制等

関係法令	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市環境基本条例	環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。	—
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続き等を定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	—
森林法	森林計画、保安林その他森林に関する基本的条項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。	—
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めている。その中で、無秩序な市街化を防止するための区域区分や土地利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を誘導するための用途地域を定めている。	図 3-19
文化財保護法	文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とし、重要文化財の指定、史跡、名勝、天然記念物の指定等について定められている。	図 3-17
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定している。	図 3-21
砂防法	河川の侵食、山腹の崩壊及び風水害、震災等により土砂等の生産、流出または堆積が顕著な区域や砂防設備の設置が必要な区域を「砂防指定地」として指定し、治水上砂防のために支障のある行為(竹木の伐採、土石・砂れきの採取等)を制限している。	図 3-6
地すべり等防止法	地すべりによる崩壊を防止するため、「地すべり防止区域」を指定し、地下水を増加させる行為や地表水の浸透を助長する行為などの地すべりの原因となる行為を制限している。	図 3-6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、「急傾斜地崩壊危険区域」を指定し、水の浸透を助長する行為、のり切、切土、立木竹の伐採、工作物の設置などの行為を制限している。	図 3-6
広瀬川の清流を守る条例	広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守り、地域の緑化をさらに推進するため、河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」、水質を守るための「水質保全区域」を指定して、建築物の規模の抑制、既存樹木の伐採制限、緑化の推進及び排水の規制をおこなっている。	図 3-22
杜の都の環境をつくる条例	市街地に残る貴重な緑地や樹木などを保全する保存緑地や保存樹木等の制度を定め、また緑豊かで潤いのある都市環境を形成するため、工場や事業所の敷地内緑化を義務化するなど、緑の保全と創出を図っている。	図 3-8
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としている。	図 3-26 図 3-27
屋外広告物条例	屋外広告物に関し、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物が適正に掲出されるよう、屋外広告物のルールを定めている。	図 3-28



凡例

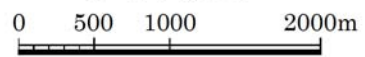
-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 第一種低層住居専用地域
-  : 第二種低層住居専用地域
-  : 第一種中高層住居専用地域
-  : 第二種中高層住居専用地域
-  : 第一種住居地域
-  : 第二種住居地域
-  : 近隣商業地域
-  : 商業地域
-  : 工業地域
-  : 工業専用地域
-  : 特別用途地区(文教地区)
-  : 指定無し

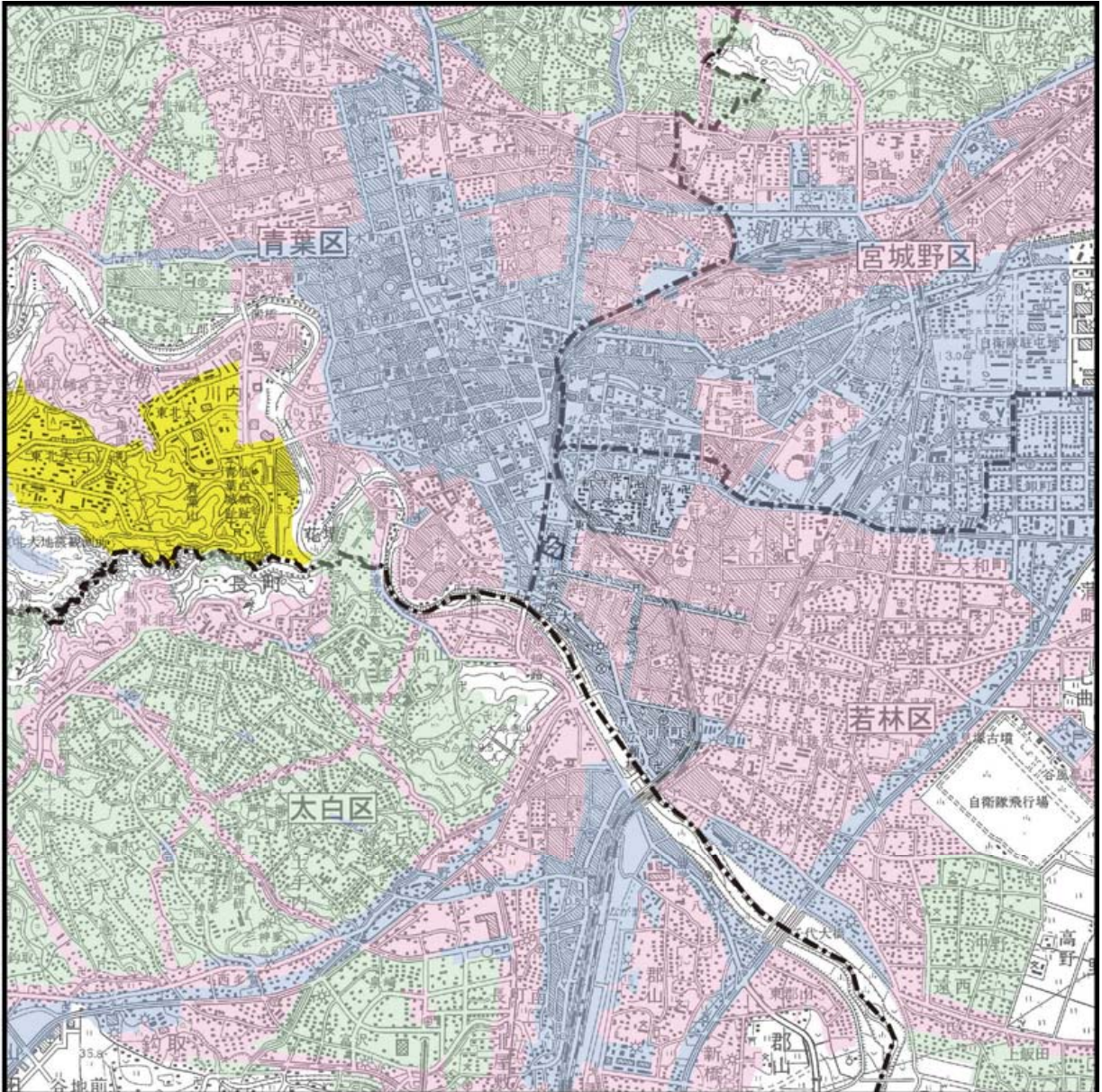
出典:「仙台市都市計画総括図」(平成28年3月現在, 仙台市)

図 3-19 用途地域図





S=1:50,000







凡例

 : 対象事業計画地

 : 区境界線

 : AA類型

 : A類型

 : B類型

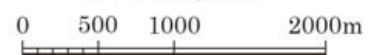
 : C類型

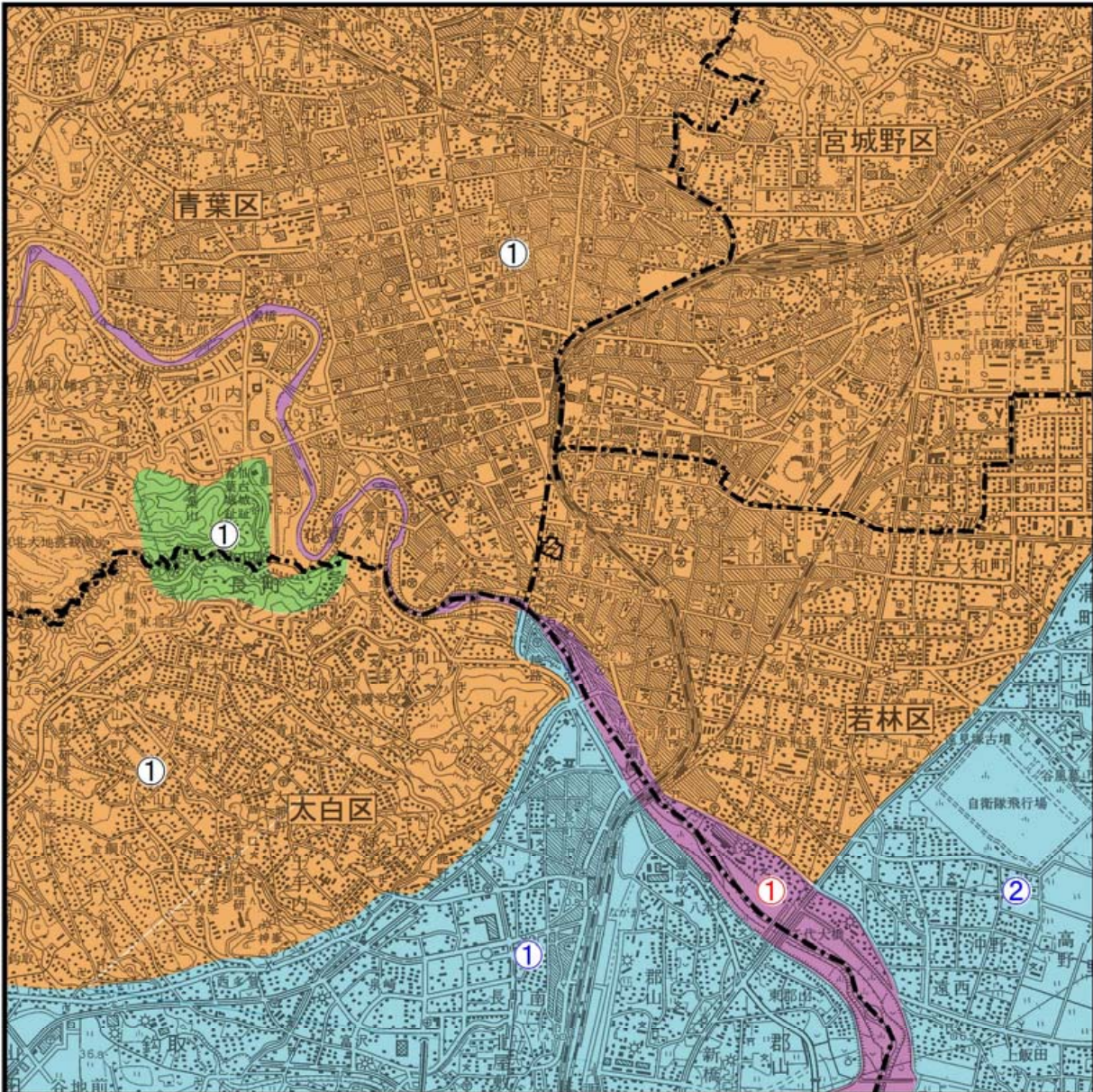
出典:「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日, 仙台市告示126号)

図 3-20 騒音に係る環境基準の類型指定区分









S=1:50,000





凡 例

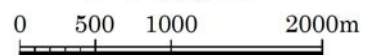
-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 鳥獣保護区(①)
-  : 特別保護地区(①)
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)(①,②)
-  : 指定猟法禁止区域(鉛製散弾)(①)

出典:「平成28年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成28年10月 宮城県)

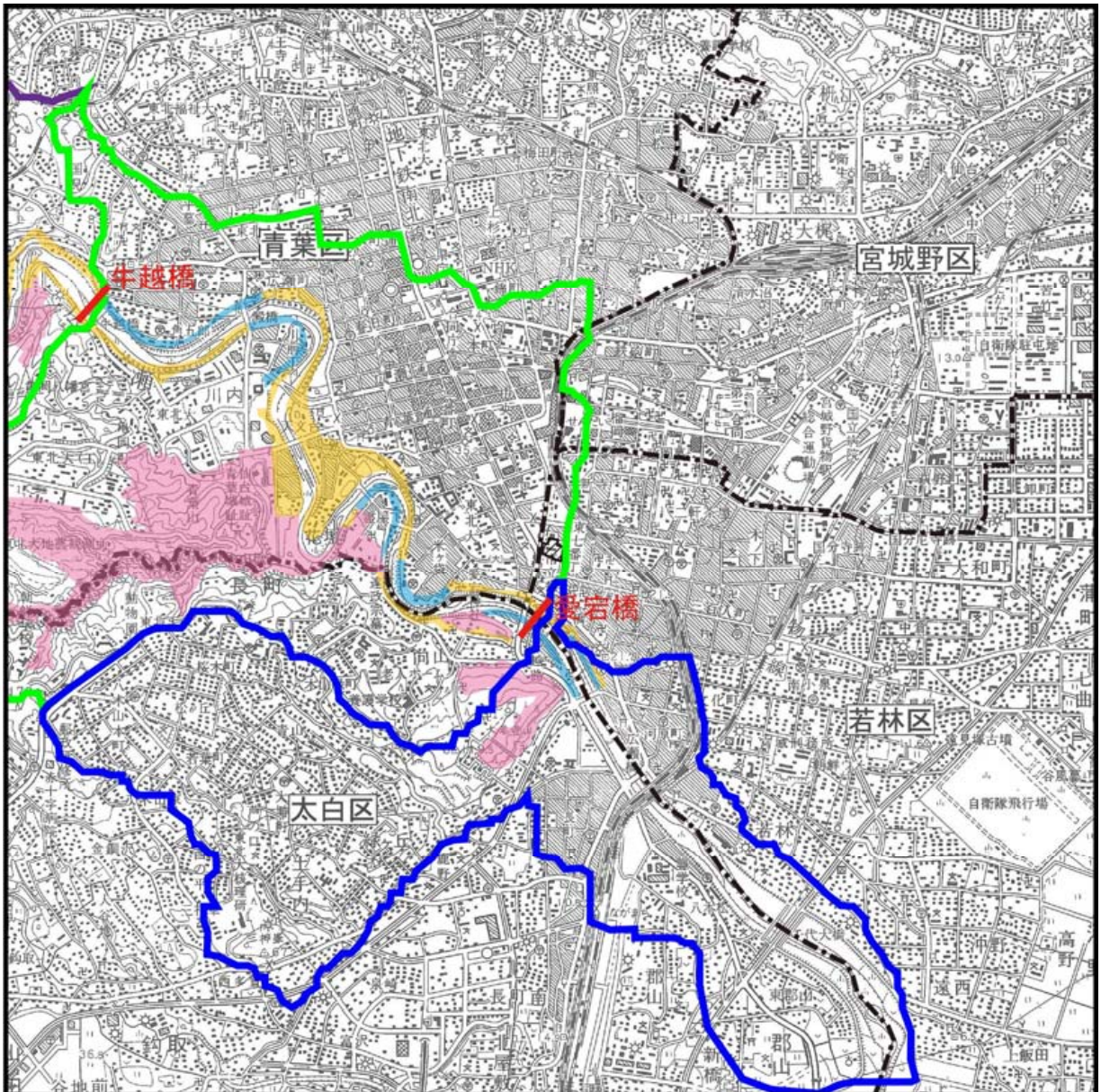
図 3-21 鳥獣保護区等位置図




S=1:50,000










凡例

 : 対象事業計画地

 : 区境界線


 : 特別環境保全区域

 : 第一種環境保全区域

 : 第二種環境保全区域

水質保全区域

 : 郷六堰～牛越橋

 : 牛越橋～愛宕橋

 : 愛宕橋～名取川合流前

出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(仙台市)

[http://www2.wagamachi-guide.com/sendai\\_tokei/](http://www2.wagamachi-guide.com/sendai_tokei/)

仙台市HP「水質保全区域」(更新:平成28年12月)

<http://www.city.sendai.jp/suishitsu/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/kankyo/hozen.html>

図 3-22 広瀬川の清流を守る条例に基づく  
環境保全区域及び水質保全区域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

## エ. 行政計画・方針等

### A: 仙台市総合計画

仙台市総合計画の“基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。この“基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』をめざすという理念のもと、都市個性に対応した、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

“基本構想”を計画的に推進するための“基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間を「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、基本構想に掲げる都市像の実現をめざし、表3-39に示す重点政策を定めている。

表 3-39 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	<p>「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学びを楽しむミュージアム都市の推進</li> <li>・ 学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり</li> <li>・ 地域と共に育む子どもたちの学ぶ力</li> </ul>
地域で支え合う心豊かな社会づくり	<p>「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共生・健康社会づくり</li> <li>・ 子育て応援社会づくり</li> <li>・ 安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み</li> </ul>
自然と調和した持続可能な都市づくり	<p>「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素・資源循環都市づくりの推進</li> <li>・ 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進</li> <li>・ 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成</li> <li>・ 誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり</li> </ul>
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	<p>「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域産業の飛躍と競争力の強化</li> <li>・ 東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み</li> <li>・ 未来への活力を創る産業の育成・誘致</li> <li>・ 新たな都市軸の形成と活用</li> </ul>

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月，仙台市）

また、基本構想の都市像の実現に向けて取り組むべき全施策分野を、都市像との関連に着目して「学びの都・共生の都の実現を目指す分野」と「潤いの都・活力の都の実現を目指す分野」に分類し体系化するとともに、施策体系ごとに「動向と課題」、「基本目標」、「基本的施策」を示した「分野別計画」を定めている。

なお、分野別の基本的施策は表 3-40に示すとおりである。

表 3-40 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす分野	潤いの都・活力の都の実現をめざす分野
<p>1. 学びや楽しみを多様な創出につなげる都市づくり</p> <p>学びの資源を生かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信</li> <li>・多様な学びの拠点の充実</li> <li>・学びを楽しむことのできる環境整備</li> <li>・大学等と連携したまちづくり</li> <li>・若者の力を生かしたまちづくり</li> </ul> <p>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きる力を育む学校教育の充実</li> <li>・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実</li> <li>・子どもたちの成長を応援する地域づくり</li> </ul> <p>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の創造性を生かす文化芸術の振興</li> <li>・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興</li> </ul>	<p>1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり</p> <p>低炭素・資源循環都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素都市づくり</li> <li>・資源循環都市づくり</li> <li>・良好で快適な環境を守り創る都市づくり</li> </ul> <p>自然と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境の保全</li> <li>・緑と水のネットワークの形成</li> <li>・身近で魅力的な公園の整備</li> <li>・風格ある景観の形成</li> </ul>
<p>2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり</p> <p>心身ともに健康な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりの推進</li> <li>・医療・救急体制の充実</li> </ul> <p>災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い都市構造の形成</li> <li>・災害への対応力の強化</li> <li>・地域の連携による防災力の向上</li> </ul> <p>安全・安心な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的な生活基盤の整備・管理</li> <li>・地域の安全対策の充実</li> <li>・暮らしの安全の確保</li> </ul>	<p>2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり</p> <p>機能集約型市街地づくりと地域再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実</li> <li>・拠点の機能の強化・充実</li> <li>・都市構造の基軸となる都市軸の形成</li> <li>・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生</li> </ul> <p>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築</li> <li>・便利で安全な交通環境の構築</li> <li>・都市活動を支える道路ネットワークの構築</li> </ul>
<p>3. 共に生き自立できる社会づくり</p> <p>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとにやさしい都市環境の構築</li> <li>・男女共同参画社会の形成</li> <li>・外国人が暮らしやすい社会の形成</li> </ul> <p>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく元気に育つ環境づくり</li> <li>・安心して子育てができる社会づくり</li> <li>・子どもと子育て家庭を応援する地域づくり</li> </ul> <p>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり</li> <li>・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり</li> <li>・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり</li> </ul> <p>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立した地域生活を送ることができるまちづくり</li> <li>・安心して暮らすことができるまちづくり</li> <li>・生きがいや働きがいの持てるまちづくり</li> </ul>	<p>3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり</p> <p>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人をひきつける仙台ブランドの創造</li> <li>・広域交流機能の充実</li> <li>・世界につながる都市づくり</li> <li>・東北各地域との連携の強化</li> </ul> <p>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大</li> <li>・付加価値の高い産業の振興</li> <li>・情報通信技術を生かした活力づくり</li> <li>・中心部・地域商店街の活力づくり</li> <li>・多面的機能を有する農林業の活性化</li> </ul>

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月，仙台市）

あわせて、都市像の実現に向けて市民と共に歩むまちづくりの方向を示す「区の将来ビジョン」と「区  
の主な施策の基本方向」、将来的な課題や発展方向などが類似する「圏域ごとの主な施策の基本方向」を  
示した「区別計画」を定めている。

なお、対象事業計画地が位置する「若林区」及び「都心周辺地域」の主な施策の基本方向は表 3-41に  
示すとおりである。

表 3-41 主な施策の基本方向(区別計画：若林区・都心周辺地域)

若林区の主な施策の基本方向	
「地下鉄東西線等を軸に、都市の発展を導く活力の満ちるまち」	をめざして
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下鉄東西線等を生かしたまちづくりの推進</li> <li>・生活圏域における交通利便性の向上</li> <li>・地下鉄東西線の実現による都市環境への負荷の低減</li> </ul>	
「水辺・緑・歴史を生かし、都市と田園の連携と交流で拓く賑わうまち」	をめざして
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な地域資源のネットワークを生かした個性と活力あるまちの形成</li> <li>・商店街の振興と地域資源を活用する取り組みの一体的推進</li> </ul>	
「災害に強く、地域のきずなの中で安心して暮らせるまち」	をめざして
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に、安心して暮らせる地域コミュニティの実現</li> </ul>	
「世代を超えて結び合い、みんなの笑顔が輝く希望のまち」	をめざして
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学びのネットワークとスポーツ交流、未来を育む人づくり</li> <li>・市民協働による地域福祉の充実</li> <li>・地域が支える健康づくりと子育て環境づくり</li> </ul>	
都心および周辺地域の主な施策の基本方向	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下鉄東西線各駅周辺の土地の有効利用を図るため、地域主体のまちづくり活動を支援するとともに、地下鉄南北線各駅と連携した面的なまちづくりを進める。</li> <li>・駅前広場の整備やバスの結節などにより地下鉄東西線の各駅へのアクセス性を高め、公共交通の利便性を確保し、その活用を促すとともに、各駅周辺の生活圏域において、居住者や来街者が安心して活動できる道路環境の形成を図る。</li> <li>・大規模施設跡地等の土地利用については、都市の魅力を高めるとともに、周辺地区と調和のとれた土地の有効活用を図る。</li> <li>・建築物等の耐震化と不燃化を促すとともに、災害発生時の被害を減じるための減災の仕組みづくりなどの地域の取り組みを促す。</li> <li>・地域を支える小売業・サービス業機能を維持するため、地域のまちづくりと一体化した商店街活性化の取り組みを支援する。</li> <li>・広瀬川や六郷堀、七郷堀等の水辺景観を生かした親水空間としての活用、陸奥国分寺跡や薬師堂の歴史的資産の保全と活用、地下鉄東西線沿線の回遊を促す新寺小路緑道の活用など、多様な地域資源を生かした個性あるまちの形成を図る。</li> </ul>	

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」(平成 23 年 3 月, 仙台市)

**B： 仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針—**

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成 24 年度から平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は、表 3-42 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって、市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

図 3-23 に示すとおり、対象事業計画地は「都心」に位置しており、地下鉄南北線沿線の「都市軸」に該当する。表 3-43 に示す都市空間形成の基本方針では、対象事業計画地が位置する「都心」について、「東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸能機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、と新機能を強化・拡充する。また、都心に集積された都心機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する」としており、「都市軸」については、「東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る」としている。そのうちの「南北都市軸」については、「都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める」としている。

表 3-44 に示すとおり、土地利用に関する基本的な方向に基づき取り組む施策展開の方針において、「都市構造の基軸となる都市軸の形成」や「良好な市街地の形成」を掲げ、南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新、鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実、大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用などを図ることとされている。

**表 3-42 都市づくりの目標像**

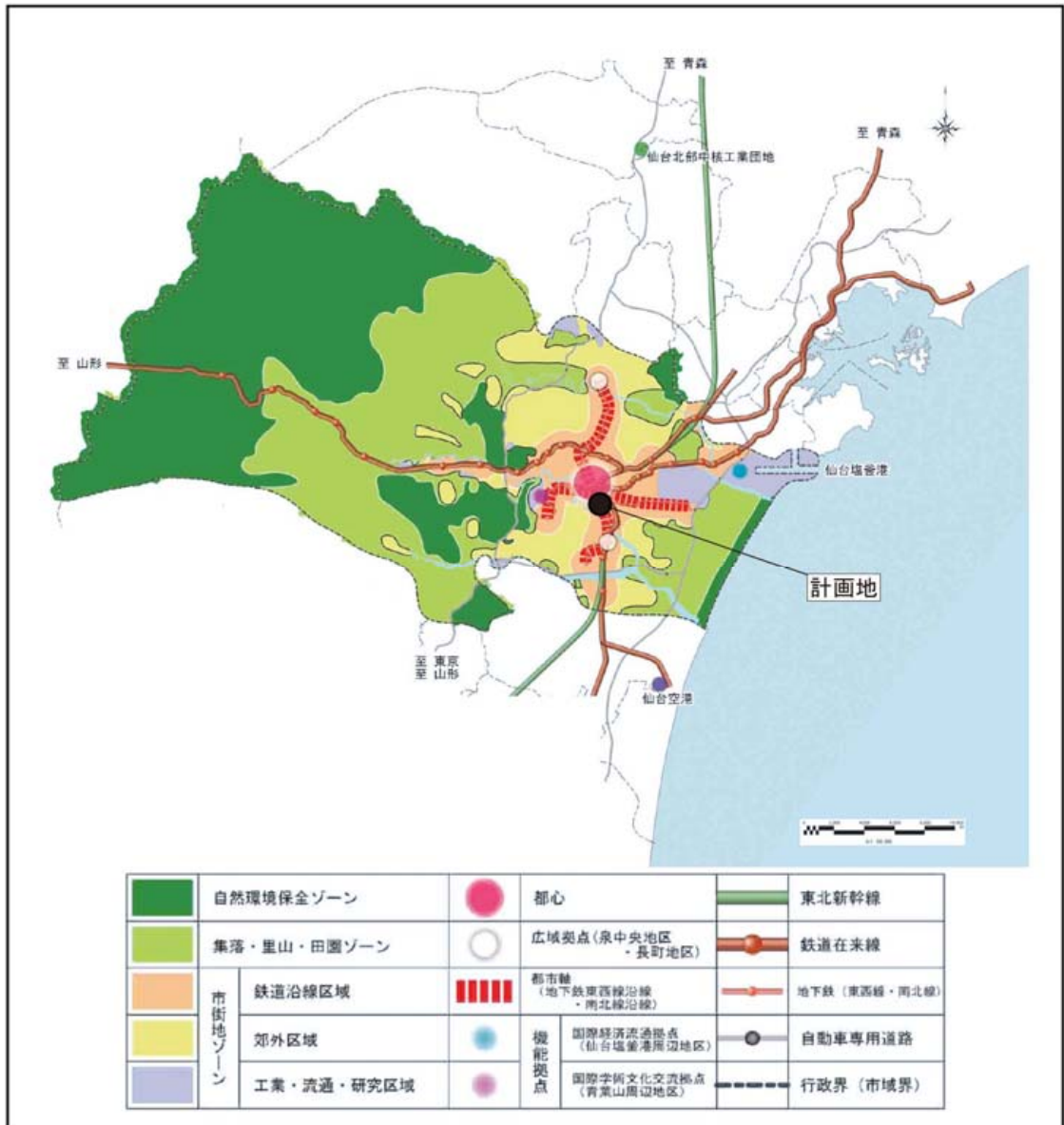
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目 標 像	杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを楽しむ魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。 そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。</li> <li>○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。</li> <li>○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。</li> <li>○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。</li> <li>○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。</li> </ul>

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月、仙台市）

表 3-43 都市空間形成の基本方針

都市空間形成の基本的な考え方	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山，河川の豊富な水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため，法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに，魅力ある「杜の都」を創造する。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し，持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指す。</p> <p>⇒以上を実現するため今後，市街地の拡大は抑制することを基本とし，土地利用と交通施策の一体的推進と，暮らしに関連する施策の連携により，都心，拠点，都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し，さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって，「機能集約型市街地形成と地域再生」の都市づくりを進める。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり，本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう，自然環境を保全するとともに，被災した東部地域の自然環境を再生する。
集落・里山・田園ゾーン	<p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら，農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。</p> <p>土地利用の転換は，公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。</p> <p>里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり，保全に努めるとともに，森林などの持続的な利活用，環境と調和した農林業の振興などを推進する。</p> <p>田園地域は，水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに，被災した東部地域においては，生産基盤の強化などによる農地の再生と，被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。</p>
市街地ゾーン	<p>市街地ゾーンについては，「鉄道沿線区域」，「工業・流通・研究区域」，「郊外区域」の3つに区分し，それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。</p> <p>豊かな都市環境や歴史的・文化的資産などを生かし，環境負荷にも配慮しながら活力があり魅力的な市街地空間を形成する。</p>
鉄道沿線区域	<p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに，居住機能の一層の集積を図る。</p> <p>また，被災者の安全な住まいの確保に向けて，鉄道沿線区域への移転を推進する。</p>
工業・流通・研究区域	<p>それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに，産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。</p> <p>また，大震災への備えとしての防災機能を高めるため，都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。</p>
郊外区域	<p>市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や，生活に必要な地域交通の確保など，良好な生活環境の形成を図る。</p> <p>特に，地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については，土地利用，住宅，交通，福祉など様々な分野の連携を図りながら，市民と共に地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。</p> <p>また，丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。</p>
都心，拠点，都市軸形成の基本方針	
都心	<p>東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し，商業・業務機能，国際交流機能，文化・芸術機能，居住機能など多様な機能と，利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう，都心機能を強化・拡充する。</p> <p>また，都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら，東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。</p>
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら，広域拠点及び機能拠点を配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し，都市圏の活動を支え，生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」，青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し，都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	<p>東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を，十文字型の「都市軸」と位置づけ，駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。</p> <p>また，被災者の安全な住まいの確保に向けて，「都市軸」への移転を推進する。</p>
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては，西部の学術研究機能と，中心部の商業・業務機能，東部の産業機能など，多様な都市機能の集積と連携を図り，本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては，都心や広域拠点との連携を強化しながら，地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成24年3月，仙台市)



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成24年3月，仙台市)

図 3-23 土地利用方針図

表 3-44 都市づくりの基本的な方向

○土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります	
方針	1. 都心の機能強化・拡充	1) 多様な都市機能の集積・高度化 2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善 3) 都心交通環境の改善・強化	4) 緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 5) 利便性を生かした都心居住の推進
	2. 拠点の機能強化・充実	1) 広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2) 機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積	
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	1) 地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 2) 南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 3) 都市軸沿線居住の推進	
	4. 良好な市街地の形成	1) 鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4) 住み替えしやすい環境の構築	
	5. 郊外区域の地域再生	1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善 2) 生活に必要な地域交通の確保	3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	6. 自然環境の保全・継承	1) 豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2) 集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3) 多様な生態系の保全と水源の涵養 4) 東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生	
○交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります	
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	1) 地下鉄東西線の整備 2) 既存鉄道の機能強化 3) 鉄道と連携したバス路線網への再編	4) 交通結節機能の強化 5) 都市活動を支える幹線道路網の構築 6) 広域交通基盤の防災機能の強化
	8. 便利で快適な交通環境の構築	1) 乗り継ぎ利便性の向上 2) 利用しやすい運賃やサービスの導入	3) 交通施設のバリアフリー化の推進
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	1) 過度な自動車利用から公共交通利用への転換 2) 自転車利用の推進	3) 公共交通などの適正な利用の推進
○防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります	
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成	1) 都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 2) 公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3) 高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4) 防犯に配慮した都市環境の構築 5) 多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 6) 丘陵地などの安全で安心な宅地の確保	
	11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	1) 建築物などの省エネルギー性能の向上 2) 地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進	3) 自然の働きを生かした都市空間の形成 4) エコモデルタウンの構築
○緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	
方針	12. 緑豊かで潤いある都市空間の形成	1) 緑と水による潤いのある都市空間の形成 2) 市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進	3) 自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	13. 風格ある都市景観の形成	1) 「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 2) 魅力的な街並みの形成	3) 歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
○市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	1) 地域特性に応じたきめ細かな対応 2) 地域住民のまちづくり活動の支援強化	3) 地域住民との情報共有
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	1) 市民参画の機会の拡充 2) まちづくり主体の交流と連携の推進	3) 市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4) 復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月、仙台市）



C： 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版)

「仙台市環境基本条例」(平成 8 年 3 月, 仙台市条例第 3 号)に基づき, 仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めた「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版)」は, 平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間で計画期間としており, おおむね 21 世紀中葉を展望した目指すべき環境都市像と 4 つの分野別の環境都市像を掲げ(表 3-45 参照), それらを実現するための具体的な目標と施策を示している(表 3-46 参照)。

なお, 本プランは平成 23 年 3 月に策定されたのち, 平成 27 年度に中間評価を実施し平成 28 年に 3 月に改定されている。

表 3-45 環境都市像

環境都市像	「杜」と生き, 「人」が活きる都・仙台 一杜の恵みを未来につなぎ, 「 <sup>わ</sup> 環」「 <sup>わ</sup> 輪」「 <sup>わ</sup> 和」の暮らしを楽しむまちへー	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に, また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ, その恵みを楽しむことができる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち, 快適さや地域の個性, 魅力を体感できる都市

出典: 「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版)」(平成 28 年 3 月, 仙台市)

表 3-46 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	
目標	■平成 32 年度における温室効果ガス排出量を平成 22 年度比で 0.8%以上削減する。
施策	①エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ②環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ③低炭素型のエネルギーシステムをつくり, 広げる ④気候変動によるリスクに備える ⑤低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	
目標	■平成 32 年度におけるごみの総量を 360,000t 以下とする。 ■平成 32 年度におけるリサイクル率を 35%以上とする。 ■平成 32 年度における燃やすごみの量を 305,000t 以下とする。
施策	①資源を大事に使う      ②資源のリサイクルを進める      ③廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	
目標	■平成 32 年度におけるみどりの総量(指標: 緑被率)について, 現在の水準を維持・向上させる。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させる。 ■身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させる。
施策	①豊かな自然環境を守り, 継承する      ②自然の恵みを楽しむ, 調和のとれた働きかけをする ③生態系をつなぎ, 親しみのある市街地の緑化を進める      ④豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	
目標	■大気や水, 土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について, 非達成の場合にはよできるだけ速やかに達成し, 達成している場合はより良好な状態を維持する。 ■平成 32 年度における市民の「環境に関する満足度」について, 「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。
施策	①健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ②景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	
目標	■平成 32 年度における, 日常生活における環境配慮行動について, 「常に行っている」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。
施策	①地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ②環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ③環境づくりを支える市民力を高める ④環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典: 「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版)」(平成 28 年 3 月, 仙台市)

また、同プランでは、土地の特性に応じた「地域区分別」や環境への影響が生じるおそれがある事業について配慮すべき「開発事業等における段階別」の視点から、それぞれの環境配慮のための指針を示している。

「地域区分別」に関しては、地形や自然特性、現在の土地利用の状況などを踏まえ「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」及び「海浜地域」の5つの地域に大別し、それぞれの地域における環境配慮の指針を示しており、対象事業計画地が位置する市街地地域については、表 3-47 に示すとおりである。

「開発事業等における段階別」の配慮に関しては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、企画段階・計画段階・実施段階以降の各段階において配慮すべき指針が定められている(表 3-48参照)。

表 3-47 土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	基本的考え方	都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないように留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>(2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性能の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。</li> <li>(3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。</li> <li>(4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。</li> <li>(5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。</li> <li>(6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。</li> <li>(7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善に努める。</li> <li>(8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。</li> </ol>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版) (平成 28 年 3 月, 仙台市)

表 3-48 開発事業等における段階別の環境配慮の指針

企画段階	<p>基本的考え方</p> <p>事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限とする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</li> <li>(2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</li> <li>(3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。</li> <li>(4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</li> <li>(5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>(6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</li> <li>(7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ol>
計画段階	<p>基本的考え方</p> <p>施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下の掲げような手段等を検討することが求められます。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</li> <li>(2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</li> <li>(3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</li> <li>(4) 地域特産に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</li> <li>(5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的実施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</li> <li>(6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。</li> <li>(7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</li> <li>(8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</li> <li>(9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</li> <li>(10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</li> <li>(11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</li> <li>(12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。</li> </ol>
実施段階以降	<p>基本的考え方</p> <p>施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</li> <li>(2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</li> <li>(3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。</li> <li>(4) 緑地等の適切な維持管理を行う。</li> <li>(5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</li> </ol>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版)」(平成 28 年 3 月、仙台市)

## D： 仙台市みどりの基本計画




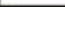
緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、方針を示すものである。


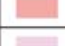




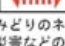

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から10年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成24年7月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育てることで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念を『みんなで育てる「百年の杜」』としている。

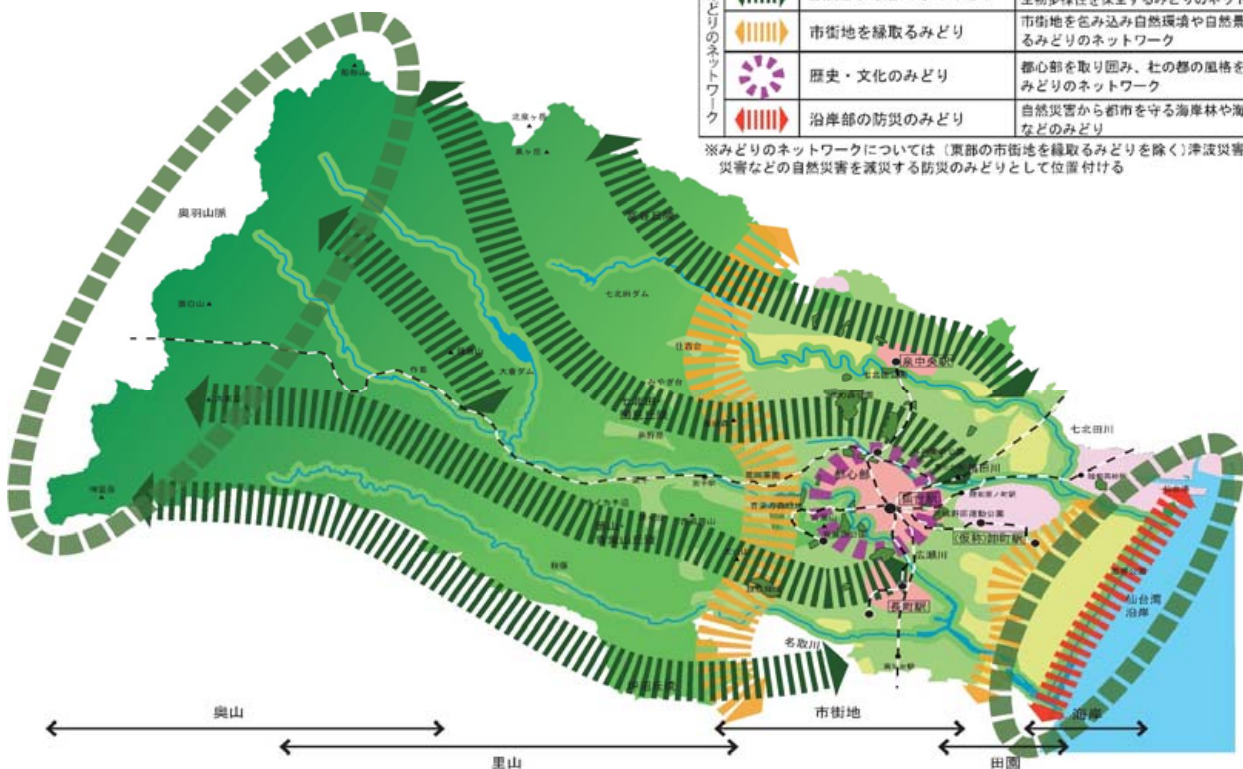
基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図3-24に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。

計画期間は、平成24年度から平成32年度までとし、必要に応じて中間見直しを行うこととしている。

凡例		概要
みどりの骨格		みどりの核
		水が育むみどり軸
		山地・丘陵地のみどり
		田園のみどり
		豊かな自然環境を有する奥羽山脈のみどりと仙台湾のみどり
		奥羽山脈から仙台湾をつなぐ水の軸
		天然林や植林地、雑木林等の多様な自然環境を有する山地・丘陵地のみどり
		農地や屋敷林(居久根)などの田園のみどり

凡例		概要
みどりの市街地		みどりと共生する暮らし空間
		みどり美しいまちなか空間
		みどり豊かな産業活動空間
		みどりの拠点
みどりのネットワーク		自然とまちをつなぐみどり
		市街地を縁取るみどり
		歴史・文化のみどり
		沿岸部の防災のみどり
		主な都市公園等(8ha以上)及び市街化区域内の保存緑地(4ha以上)
		みどりの骨格とみどりの市街地をつなぎ、生物多様性を保全するみどりのネットワーク
		市街地を包み込み自然環境や自然景観を守るみどりのネットワーク
		都心部を取り囲み、杜の都の風格を与えるみどりのネットワーク
		自然災害から都市を守る海岸林や海岸公園などのみどり

※みどりのネットワークについては(東部の市街地を縁取るみどりを除く)津波災害や土砂災害などの自然災害を減災する防災のみどりとして位置付ける



出典：「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」(平成24年7月, 仙台市)

図3-24 「百年の杜」の将来像

計画の基本理念である「百年の杜」を実現するため、表 3-49に示すとおり、みどりの質(機能)に着目した5つの基本方針と、それらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されている。基本方針の一つである「生活環境の向上」では、「街のみどり充実プロジェクト」が掲げられ、公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出することとしている。

表 3-49 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します。	①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立	1 みどりによる津波防災プロジェクト 東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます。	①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ii) 名取川、広瀬川、七北田川の保全 iii) 農用地やため池の保全・再生 iv) 市街地を縁取るみどりの保全 ②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む i) 市街地の樹林地の保全 ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進 iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成 ③都市のみどりを循環させる i) みどりの有効活用 ii) 環境負荷の小さい資材の活用	2 みどりの骨格充実プロジェクト 適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます。	①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる i) 都市公園の整備推進 ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 iii) 公園緑地の管理運営の充実 ②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす i) 公共施設の緑化推進 ii) 民間施設の緑化推進 iii) 住宅地の緑化推進	3 街のみどり充実プロジェクト 公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。 4 魅力ある公園づくりプロジェクト 市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくりまします。	①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる i) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ii) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり iii) 風格ある杜の都の景観づくり ②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる i) 歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ii) 杜の都の原風景を残す屋敷林(居久根)、社寺林の保全と活用 iii) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用	5 みどりの地域資源活用プロジェクト 歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林(居久根)・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。 6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト 中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。	①みどりを守り、育む活動を支える i) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii) みどりの団体やみどりの人材の育成 iv) みどりのまちづくりの推進体制の強化 ②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める i) みどりのイベントの充実と開催支援 ii) みどりの広報活動の充実 iii) みどりの顕彰制度の充実 iv) みどりと人とのふれあいの場の充実	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。

出典：「仙台のみどりの基本計画 2012-2020」(平成24年7月、仙台市)

本基本計画においては、区別に「みどりのまちづくりの方向性」を掲げるとともに、主な事業や取組を示している。

対象事業計画地が位置する若林区においては、表 3-50に示すとおり、主な事業・取組として、海岸公園、卸町公園、新寺緑道等の再整備のほか、道路緑化事業、市民緑地の活用を検討を図ることとしている。

表 3-50 みどりのまちづくりの方向性と主な事業・取組(若林区)

区	みどりのまちづくりの方向性	主な事業・取組
若林区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災の被害を受けた海岸林、井土浦、農地、大沼などのため池、広瀬川などの河川について保全・再生を図ります。また、貞山運河や六郷堀、七郷堀などの歴史的資源を復元するとともに、その活用を図ります。</li> <li>○街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行います。</li> <li>○街路樹については、地域の実情に応じた適正な維持管理を進めます。</li> <li>○卸町公園においては、市民緑地の活用や民有地の緑化などと合わせ、みどりあふれ魅力ある地区形成を行うため、公園やケヤキ並木を中心とした地区の緑化重点地区指定を検討します。</li> <li>○海岸公園は津波減災機能を持つ海岸防災林を再生するとともに、利用者の安全確保に配慮しながら、スポーツ・レクリエーション施設の再整備を進めます。</li> <li>○歴史的資源である社寺林や屋敷林（居久根）を保全するとともに、みどりと調和した歴史的景観や田園景観を保全します。また、津波により被災した屋敷林（居久根）の再生や集団移転先となる地域での屋敷林（居久根）の創出に努めます。</li> <li>○保存樹木として指定されている名木・古木の保存をするとともに地域資源としての活用を図ります。</li> <li>○被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園整備事業 海岸公園再整備、卸町公園再整備、新寺緑道再整備、木ノ下公園再整備、区画整理地区内公園整備</li> <li>○緑化事業・取組 卸町地区緑化重点地区の指定の検討、道路緑化事業</li> <li>○緑地保全事業・取組 市民緑地の活用、屋敷林（居久根）・鎮守の杜の保全、保存樹木・樹林の保全と活用、屋敷林（居久根）等の田園風景の再生</li> <li>○その他 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業、海岸防災林復旧事業、都市公園災害復旧事業</li> </ul>

出典：「仙台すみどりの基本計画 2012-2020」（平成 24 年 7 月，仙台市）

また、特に重点的に緑化を進めるべき地区については、都市緑地法第 4 条の 2 に規定される「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)」に指定し、みどりの保全と創出に関する事業を重点的かつ複数組み合わせながら実施するものとしている。この緑化重点地区には、平成 18 年 3 月に「仙台都心部」、平成 20 年 3 月に「あすと長町」、平成 27 年 12 月に「卸町」が指定されており、「泉中央地区」についても候補地区として指定の検討を進めていくこととしている。

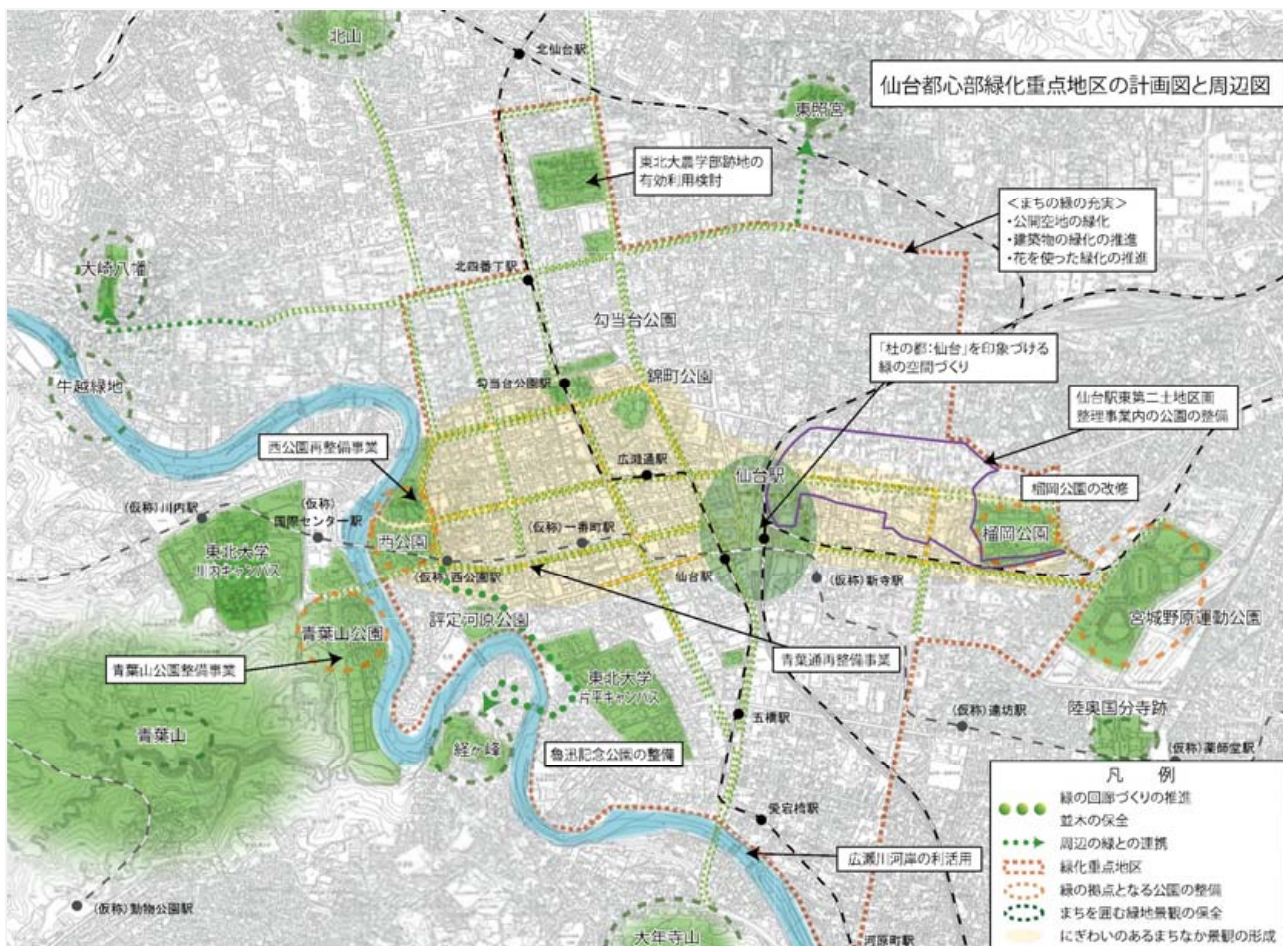
対象事業計画地が位置する「仙台都心部」緑化重点地区における緑化計画の方針は表 3-51、計画図は図 3-25に示すとおりである。

対象事業計画地を含む「仙台都心部」は、「仙台すみどりの基本計画」の重点プロジェクトである「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクトに位置づけられる「市街地のみどりの回廊づくり事業」の対象区域でもあり、杜の都・仙台の玄関口となるエリアであるため、みどりにより風格ある都市景観を形成するため、様々な緑化施策が展開されている。

表 3-51 仙台都心部緑化重点地区における緑化計画の方針

地区名	緑化計画の方針
仙台都心部	<p>○みどりの創出とネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地のみどりの回廊の主要な10路線については、沿道の民有地と一体的な緑化を推進し、緑のネットワークを形成します。主要な10路線の平均緑視率の目標を30%以上とします。</li> <li>みどりのネットワークの拠点となる公園の再整備を行い、安全で安心な憩いの場やイベント空間を創出します。また、公共施設の緑化を充実します。</li> <li>公園が不足している地域では、土地利用を踏まえながら公園整備の検討を行います。</li> <li>民間建築物などの建替えや再開発などの際に、安らぎや潤い、景観などの都市の快適性の向上に効果的な緑化を促進します。</li> <li>地域性や歴史性などに配慮した、個性と魅力ある公園や街路樹などの整備を行います。</li> </ul> <p>○みどりの保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「杜の都」の印象を高める公園や街路樹などのみどりの質の向上を図ります。また、オープンカフェや公共的な様々なイベントなどの都市のにぎわいを創出する空間として活用を図ります。</li> <li>広瀬川の清流を守る条例に基づき、市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図るとともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。</li> <li>公園や街路樹のみどり、広瀬川の自然などについて、学校教育や社会教育の素材としての活用を図ります。</li> </ul>

出典：「仙台市みどりの基本計画」（平成24年7月，仙台市）



出典：「仙台市みどりの基本計画」（平成24年7月，仙台市）

図 3-25 仙台都心部緑化重点地区の計画図

#### E： 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020

仙台市地球温暖化対策推進計画は、平成7年に策定し、平成14年に改定した計画が平成22年度末をもって計画期間満了を迎えた。そのため、計画の改定作業を進めていたが、平成23年3月11日の東日本大震災により、電気・ガス・ガソリン等のエネルギー供給の途絶、原子力発電所の事故に端を発した電力供給のあり方の問い直しなど、計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定を見合わせていた。平成27年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業を再開し、平成28年3月に計画が改定された。計画の概要は、表3-52に示すとおりである。

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画2011-2020改定版)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。



表 3-52 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020 の概要

温室効果ガスの削減目標	●2020(平成 32)年度における温室効果ガス排出量を基準年度である 2010(平成 22)年度比で 0.8%以上削減
施策体系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置</li> <li>(2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進</li> <li>(3) 自然環境の保全と継承</li> </ol> </li> <li>2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用</li> <li>(2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進</li> </ol> </li> <li>3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進</li> <li>(2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大</li> <li>(3) 蓄エネルギーの普及拡大</li> <li>(4) フロン類等の排出削減の徹底</li> </ol> </li> <li>4. 循環型社会の形成に向けた取組みを更に進める             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民・事業者・市の連携による 3R の推進</li> <li>(2) 廃棄物処理における温室効果ガス排出抑制とエネルギーの有効活用</li> </ol> </li> <li>5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 気候変動による影響の把握と啓発</li> <li>(2) 気候変動影響リスクの低減</li> </ol> </li> <li>6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり</li> <li>(2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進</li> <li>(3) 低炭素技術・産業の育成支援</li> </ol> </li> </ol>
重点プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. エネルギー自律型のまちづくり</li> <li>2. 低炭素な交通利用へのシフト</li> <li>3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進</li> <li>4. 3R×E で低炭素</li> <li>5. 杜を守り、杜に護られる仙台</li> <li>6. せんだい E-Action</li> </ol>

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」(平成 28 年 3 月)

## F: ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は、仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ (Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間)の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や技術的指針をガイドラインとしてまとめたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 3-53に示すとおりである。

表 3-53 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成10年5月、仙台市)

G：仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）

景観に関する総合的な法律として平成16年に制定された景観法に基づき、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月に仙台市「杜の都」景観計画を策定している。

① 景観計画区域

都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、表3-54に示す8つのゾーン毎の特性に応じて、表3-55に示す景観形成の方針に基づいた取組みを進めている。

対象事業計画地は、市街地景観の「商業業務地ゾーン」に位置している。

表 3-54 景観計画区域の景観特性とゾーン設定

景観特性	ゾーン名称	対象となる区域		
自然景観	①山並み緑地ゾーン	市街化調整区域・都市計画区域外（②を除く） 主に丘陵地の区域		
	②河川・海岸地ゾーン	広瀬川沿い（宮沢橋より上流） 広瀬川の清流を守る条例に定める環境保全区域の区域		
		広瀬川沿い（宮沢橋より下流） 河川区域端から50mまでの区域		
		七北田川・名取川沿い 河川区域端から50mまでの区域		
		海岸部 仙台市災害危険区域条例に定める災害危険区域（市街化調整区域に限る）		
③田園地ゾーン	市街化調整区域・都市計画区域外（②を除く） 主に田園地の区域（根白石・六郷・七郷等）			
市街地景観 （市街化区域のうち、河川・海岸地ゾーンを除く区域）	④商業業務地ゾーン	仙台市中心部 都心ビジネスゾーン及び広瀬川周辺ゾーン内の商業地域の区域		
		地下鉄泉中央駅周辺部 商業地域の区域		
		長町周辺部 商業地域の内容積率が500%以上の区域		
	⑤沿線市街地ゾーン（④、⑦、⑧を除く）	1	地下鉄及びJR線沿線	鉄道敷きから500mまでの区域
		2	幹線道路周辺（国道4号仙台バイパス・仙台西道路・将監トンネル周辺を除く）	道路端から30mまでの区域
		3	幹線道路周辺（国道4号仙台バイパス周辺）	道路端から50mまでの区域
		八幡、角五郎、上杉、米ヶ袋等 景観重点区域内で⑤-1, 2, 3に属さない広瀬川左岸の区域		
	⑥郊外住宅地ゾーン	市街化区域（景観重点区域内の広瀬川右岸または景観重点区域外に限る）で、他のゾーンに属さない区域		
	⑦流通業務地ゾーン	卸町		第1種及び第7種特別用途地区の区域
		六丁の目、卸町東、扇町、日の出町等		工業専用地域の区域
		仙台港周辺		工業・商業系用途地域の区域 蒲生北部地区（災害危険区域の区域）
		東北自動車道泉インター周辺		大規模集客施設制限地区の区域
明通周辺		工業専用地域及び準工業地域の区域		
⑧行楽地ゾーン	仙台北城跡		本丸跡（政宗公騎馬像周辺、護国神社周辺）の区域	
	定義山・作並温泉		土地利用調整条例に定める集落等環境保全区域B地区の区域	
	秋保温泉		商業地域の区域	

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 一部変更平成25年6月、仙台市）

表 3-55 景観計画区域におけるゾーン毎の景観形成の方針

ゾーン名称		景観形成の方針
自然 景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る</li> <li>・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る</li> <li>・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る</li> </ul>
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る</li> <li>・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る</li> <li>・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る</li> </ul>
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る</li> <li>・田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る</li> <li>・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る</li> </ul>
市街地 景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る</li> <li>・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る</li> <li>・緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る</li> </ul>
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る</li> <li>・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る</li> <li>・社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る</li> </ul>
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る</li> <li>・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る</li> <li>・地区特性を活かした美しい景観形成を図る</li> </ul>
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る</li> <li>・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る</li> <li>・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る</li> </ul>
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る</li> <li>・四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る</li> <li>・落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る</li> </ul>

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月 一部変更平成25年6月, 仙台市)

また、景観計画区域内では、良好な景観形成のため、行為の制限を定めている。

対象事業計画地に該当する「市街地景観のゾーン」における建築物及び工作物に対する行為の制限内容は、表 3-56に示すとおりである。

表 3-56 景観計画区域における行為の制限内容(市街地景観のゾーン)

対象項目		制限内容						
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態・意匠とする。</li> <li>・通りに面しては、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。</li> <li>・低層部は、通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。</li> <li>・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。</li> <li>・門扉等の外構施設は、街並みの風景と違和感のないものとする。</li> <li>・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽を工夫する。</li> <li>・外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。</li> <li>・敷地内通路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。</li> </ul>						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。</li> <li>・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。</li> </ul>						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けげげげしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。</li> <li>・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。</li> <li>・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下
	色相	彩度						
5R～5Y の場合	6 以下							
その他の場合	2 以下							
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みの連続性に配慮し、街路樹や生垣等による緑化を工夫する。</li> <li>・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。</li> </ul>							
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。</li> </ul>						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。</li> <li>・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。</li> </ul>						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けげげげしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。</li> </ul>						

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 21 年 3 月 一部変更平成 25 年 6 月, 仙台市)

## ② 景観重点区域

仙台市の発祥となった旧城下町は、広瀬川を要害に仙台城を構えた青葉山と、そこから連なる北山・大年地山丘陵に囲まれた歴史的な区域であり、「杜の都」を象徴する区域であることから、「景観重点区域」として指定し、景観形成のきめ細かな一層の推進を図ることとしている。さらに、この景観重点区域を表 3-57及び図 3-26に示すように、景観特性に応じた4つのゾーンに分け、それぞれ景観形成の方針を定めている(表 3-58参照)。

対象事業計画地は、景観重点区域の「都心ビジネスゾーン」に位置している。

表 3-57 景観重点区域の景観特性とゾーン設定

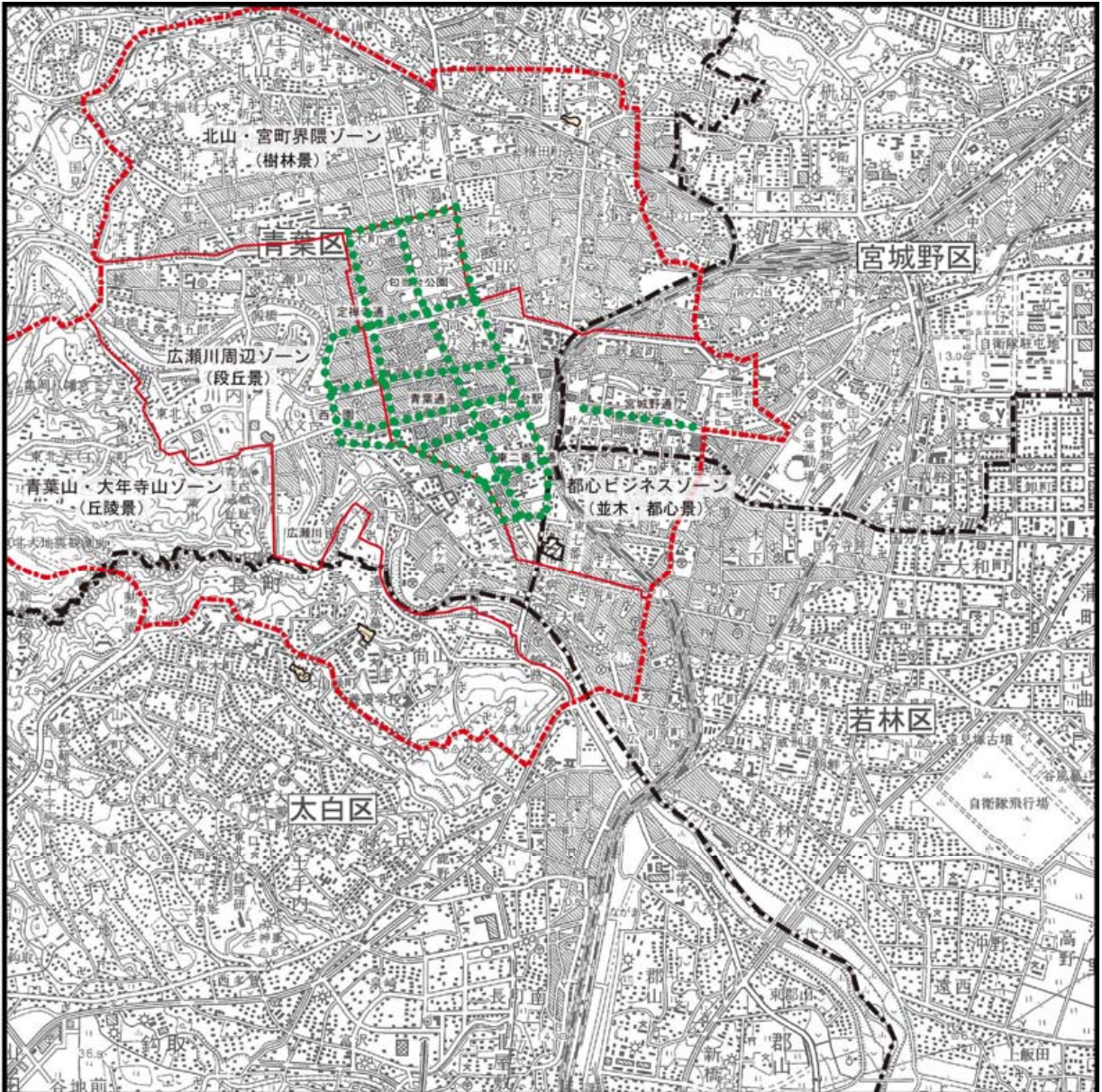
景観特性	地域ゾーン	概要
段丘景	広瀬川周辺ゾーン	蛇行し流れる広瀬川沿いの河岸段丘の地域で、河川・自然崖等の自然緑地と段丘上の市街地からなるゾーン
丘陵景	青葉山・大年寺山ゾーン	青葉山から大年寺山に連なる丘陵地域で、市街地から広瀬川越しに見通せる自然樹林と丘陵市街地からなるゾーン
樹林景	北山・宮町界限ゾーン	北山等の社寺林・屋敷木・風致林の緑に囲まれた地域で、社寺や街道・屋敷町等の歴史的な市街地からなるゾーン
並木景・都心景	都心ビジネスゾーン	仙台駅を中心とする都心地域で、仙台及び東北地域の中心となる商業・業務市街地からなるゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月 一部変更平成25年6月, 仙台市)






表 3-58 景観重点区域におけるゾーン毎の景観形成の方針

ゾーン名称	景観形成の方針
広瀬川周辺ゾーン	<p>広瀬川の自然環境を保全し、仙台城跡や大橋等からの眺望にも配慮し、変化に富む河岸の自然景観と調和する市街地の景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台城跡や広瀬川河畔等からの奥行き感ある眺望景観の保全と調和を図る</li> <li>・河岸段丘・自然崖等の地形になじませ、河川流域の自然環境の保全と調和を図る</li> <li>・歴史的な趣きのある街並みとの調和を図る</li> </ul>
青葉山・大年寺山ゾーン	<p>市街地から眺望できる丘陵景観を確保し、稜線と調和する市街地の景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地から見通せる緑の眺望景観の保全と調和を図る</li> <li>・丘陵地の地形を活かした市街地景観の形成を図る</li> <li>・丘陵地の自然環境との調和を図る</li> </ul>
北山・宮町界限ゾーン	<p>丘陵地の社寺林への見通しを確保し、地区内の屋敷木等と調和する歴史的雰囲気を出する街並みの景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社寺林等を望む眺望景観の保全と、歴史的な通りからの見通しとの調和を図る</li> <li>・歴史的な樹林等の街並みとの調和を図る</li> <li>・風趣ある住宅地としての街並みとの調和を図る</li> </ul>
都心ビジネスゾーン	<p>中心市街地のビジネス環境にふさわしい躍動感のある景観形成と、「杜の都」の国際的な顔となる魅力的な風格ある景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流拠点となる風格と賑わいのある街並み景観の創出を図る</li> <li>・商業業務の核となる活気と潤いのある街並み景観の創出を図る</li> <li>・ケヤキ並木や公園の緑等と調和する美しい街並み景観の創出を図る</li> </ul>

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月 一部変更平成25年6月, 仙台市)

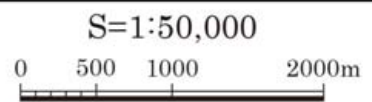


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 景観重点区域
-  : ゾーン境界
-  : 並木景

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 一部変更平成25年6月，仙台市）

図 3-26 景観重点区域におけるゾーン区分



また、景観重点区域では、景観計画区域における行為の制限(表 3-56参照)に加えて、ゾーン毎に制限を定めている。

対象事業計画地に該当する「都心ビジネスゾーン」における行為の制限内容は、表 3-59に示すとおりである。

表 3-59 景観重点区域における行為の制限内容(都心ビジネスゾーン)

対象項目	制限内容																									
形態・意匠	<p>【ゾーン全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みとの調和を配慮し、街角の空間を演出する形態・意匠とする。</li> <li>・高層建築物は周辺部からの眺望を配慮し、頂部のデザインと材質を工夫する。</li> </ul> <p>【仙台駅周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペDESTリアンデッキから見通せる建築物は、高層階の壁面後退による圧迫感の少ない形態・意匠とする。</li> </ul> <p>【東二番丁通・広輪通等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス街の連続性を配慮し、活気を創出し、歩行者への圧迫感を軽減する空間の演出を工夫する形態・意匠とする。</li> </ul> <p>【定禅寺通・青葉通・宮城野通等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケヤキ並木の環境を配慮し、樹木の通気性や歩行者の快適性を高める低層階の壁面後退や壁面の分節等の工夫を図る。</li> <li>・緑と調和した壁面素材や屋外階段等の付属施設の形態を工夫する。</li> </ul> <p>【一番町・中央通等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーケード空間を調和し、壁面線が揃い、通りの連続性を配慮した形態・意匠とする。</li> </ul> <p>【勾当台地区周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスペースや緑と調和した形態・意匠とする。</li> </ul> <p>【新寺小路の神社周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・境内や社寺林と調和した建築物や門扉等の形態・意匠とする。</li> </ul>																									
	<p>・ゾーン内の各地区毎の高さの基準は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-1 (連方小路から南鍛冶町にかけての第二種住居地域を中心とした地域)</td> <td>30m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-2 (上杉、榴ヶ岡、五輪及び新寺から荒町にかけての近隣商業地域)</td> <td>40m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-3 (D-4 地区以外の商業地域)</td> <td>60m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-4 (容積率600%以上の区域を中心とした地域)</td> <td>80m 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、以下の地区で下記の条件を満たす場合は、高さの基準を緩和する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>条件</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-1</td> <td>敷地面積：1,000 m<sup>2</sup>以上</td> <td>40m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-2</td> <td>空地面積：敷地面積に対して55%以上(商業系用途地域においては35%以上)の空地を確保する。</td> <td>50m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-3</td> <td></td> <td>80m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-4</td> <td>緑地面積：敷地面積に対して15%以上の緑化を行う。</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	高さ	D-1 (連方小路から南鍛冶町にかけての第二種住居地域を中心とした地域)	30m 以下	D-2 (上杉、榴ヶ岡、五輪及び新寺から荒町にかけての近隣商業地域)	40m 以下	D-3 (D-4 地区以外の商業地域)	60m 以下	D-4 (容積率600%以上の区域を中心とした地域)	80m 以下	地区	条件	高さ	D-1	敷地面積：1,000 m <sup>2</sup> 以上	40m 以下	D-2	空地面積：敷地面積に対して55%以上(商業系用途地域においては35%以上)の空地を確保する。	50m 以下	D-3		80m 以下	D-4	緑地面積：敷地面積に対して15%以上の緑化を行う。	制限なし
	地区	高さ																								
D-1 (連方小路から南鍛冶町にかけての第二種住居地域を中心とした地域)	30m 以下																									
D-2 (上杉、榴ヶ岡、五輪及び新寺から荒町にかけての近隣商業地域)	40m 以下																									
D-3 (D-4 地区以外の商業地域)	60m 以下																									
D-4 (容積率600%以上の区域を中心とした地域)	80m 以下																									
地区	条件	高さ																								
D-1	敷地面積：1,000 m <sup>2</sup> 以上	40m 以下																								
D-2	空地面積：敷地面積に対して55%以上(商業系用途地域においては35%以上)の空地を確保する。	50m 以下																								
D-3		80m 以下																								
D-4	緑地面積：敷地面積に対して15%以上の緑化を行う。	制限なし																								
高さ																										
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風格ある街並みの景観形成を図るため、彩度を配慮し、周囲から突出しない色彩とする。</li> <li>・賑わいと活気を演出するため、暖色系での彩度の範囲を広げた色彩とする。また、低層部においてはアクセントとなる色を工夫し、歩いて楽しくなるような色彩とする。</li> <li>・並木沿道の建築物は街路樹と調和した色彩とし、高層建築物の高層部分は天空との調和を配慮し高い明度による軽め色彩とする。</li> <li>・外壁の基調色はマンセル値によるものとし、色相に応じ、以下に示す彩度を基調とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下																			
	色相	彩度																								
5R～5Y の場合	6 以下																									
その他の場合	2 以下																									
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケヤキ並木などの街路樹や公園などの緑と調和し、沿道の敷地内の植樹、生垣、屋上緑化、壁面緑化などによる質の高い緑化を図る。</li> <li>・大規模な敷地については、高度利用の促進にあわせて、市街地環境の改善に資するオープンスペース等の活用による緑化を図る。</li> </ul>																									

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月 一部変更平成25年6月、仙台市)



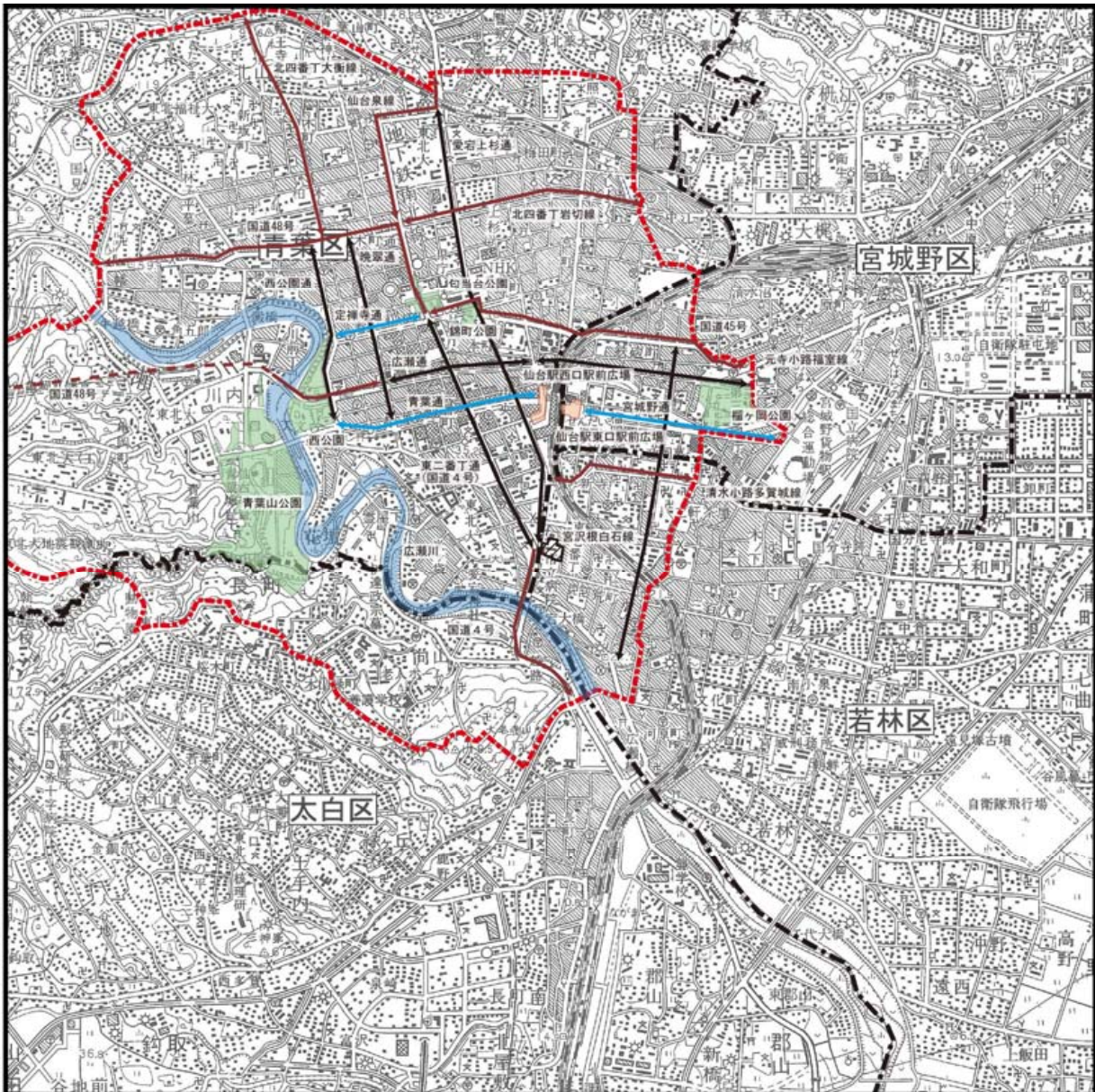
### ③ 景観重要公共施設

良好な景観形成を進めるにあたっては、公共施設の先導的な役割が必要であることから、表 3-60、図 3-27に示すように、景観重点区域における河川、公園、道路及び駅前広場等を中心とする施設を「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観形成に取り組むこととしている。







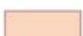
表 3-60 景観重要公共施設

名称	現況	整備に関する事項
広瀬川	仙台の母なる川として、青葉山と都心市街地との間を縫うように流れ、市街地で自然を感じることでできる貴重な空間として、市民が親しむ河川環境となっている。	都市と自然との結び付きを感じる空間として、市民がふれあい楽しめる親水空間等の整備を図る。
青葉山公園・西公園	広瀬川に隣接する公園として、緑豊かな広がりある空間を市民に提供し、仙台城の歴史保全と国際交流・市民交流等の場として活用されている。	中心市街地における緑のネットワークとの連続性を持たせ、地下鉄東西線の整備に伴う市民や観光客等の利用を増進する公園整備を進める。
勾当台公園・錦町公園・榴岡公園	オープンスペースを持つ緑の空間として、中心部における貴重な交流の場として活用されている。	緑の回廊に接する緑の拠点として、安全安心な憩いの場・交流の場を創出する特徴的な公園景観を形成する。
青葉通・定禅寺通・宮城野通	杜の都を代表する目抜き通として、沿道の街並みとの調和を目指す良好な景観形成に向けた先進的な取り組みを行っている。	緑の回廊を構成する仙台のシンボルロードとして、ケヤキ並木の配置と育成環境の改善を図り、潤いと賑わいのある風格ある街並み景観の形成を推進する。
東二番丁通・広瀬通・晩翠通・愛宕上杉通・西公園通・元寺小路福室線・宮沢根白石線	都心のビジネス街を貫く通りとして、沿道の建築物の開発とともに新たな景観形成が進みつつある。	緑の回廊を構成する都心の通りとして、良好な道路空間の整備を進め、緑とのコントラストを活かした街並みの景観形成を図る。
国道4号・45号・48号・286号・北四番丁大衡線・仙台泉線・北四番丁岩切線・清水小路多賀城線	周辺部から景観重点区域へ出入りする主要な幹線道路として、広く活用されている。	都心部へのアクセスルートとして、杜の都をイメージするゲートウェイの景観形成を図る。
仙台駅西口・東口駅前広場	市内外の人々が集まる仙台の玄関口であり、広域的な交通の結節点として、仙台駅舎やその周辺建築物等とともに景観形成が行われている。	仙台の玄関口として、街並みと調和し、歩行者に優しい機能を持つ、賑わいと潤いのある広场景観を形成する。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 一部変更平成25年6月、仙台市）



凡 例

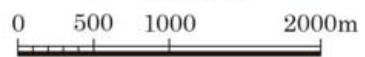
-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 景観重点区域
-  : 河川(景観重点区域内)
-  : 公園(景観重点区域内)
-  : 道路(景観重点区域内)
-  : 広場(景観重点区域内)

出典:「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月 一部変更平成25年6月, 仙台市)

図 3-27 景観重要公共施設



S=1:50,000



## H： 広告物景観地域

「屋外広告物条例」において、図 3-28に示すように「広告物景観地域」を指定している。なお、景観計画に定める「景観重点区域」と同じ区域となる。

広告物景観地域については、具体的な設置基準を示した「広告物設置基準」(表 3-61)及び広告物のデザインについてより望ましい基準として「広告物誘導基準」(表 3-62)が定められている。

表 3-61 広告物設置基準(都心ビジネスゾーン)

項目		基準	
都心ビジネスゾーン	ゾーン全域	屋上広告物壁面広告物	種類 ・地上から45m以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。
			面積 ・地上から45m以上の高さに設置する広告物は1面40m <sup>2</sup> 以内とする。
		屋上広告物	形態・意匠 ・広告面の向きは建築物の壁面にそるえる。
	仙台駅周辺西口	屋上広告物	高さ ・地上から当該広告物の最下端までの距離の3分の1以内の高さとする。
	壁面広告物	形態・意匠 ・4階以上の壁面には、1壁面につき壁面広告物、突出し広告物(袖看板)どちらか一つの種別とする。ただし、集約して設置する場合は、壁面広告物、突出し広告物(袖看板)それぞれ1箇所ずつを可能とする。 ・道路に面しない4階以上の側壁面に表示する広告物はビル名称のみとする。 ・4階以上の窓面に貼付けて表示しない。	

※) 仙台駅周辺西口：仙台市青葉区中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目のうち、別表第3に規定する道路(以下「指定道路」という。)の区域内の土地、指定道路に接する土地及び屋外広告物を指定道路に面して設置するための敷地として使用される土地。

### 【別表第1：社寺の指定する建造物】

名称	指定する建造物	所在地
大崎八幡宮	国宝・重要文化財・県指定文化財の指定を受けている建造物	青葉区八幡4丁目6-1
東照宮	重要文化財・県指定文化財の指定を受けている建造物	青葉区東照宮1丁目6-1
青葉神社	石鳥居	青葉区青葉町6番街区
輪王寺	山門	青葉区北山1丁目6番街区
資福寺	山門	青葉区北山1丁目13-1
覚範寺	山門	青葉区北山1丁目12-7
東昌禅寺	山門	青葉区青葉町8-1
光明寺	山門	青葉区青葉町5番街区
満勝禅寺	山門	青葉区柏木3丁目5-13

### 【別表第2：歴史的通り】

路線名	指定する区間
市道青葉神社通線	全区間
市道宮町通線	全区間
市道宮町小松島線	市道北六番丁線との交点から市道五城中学校南通線との交点までの区間

### 【別表第3：仙台駅周辺西口】

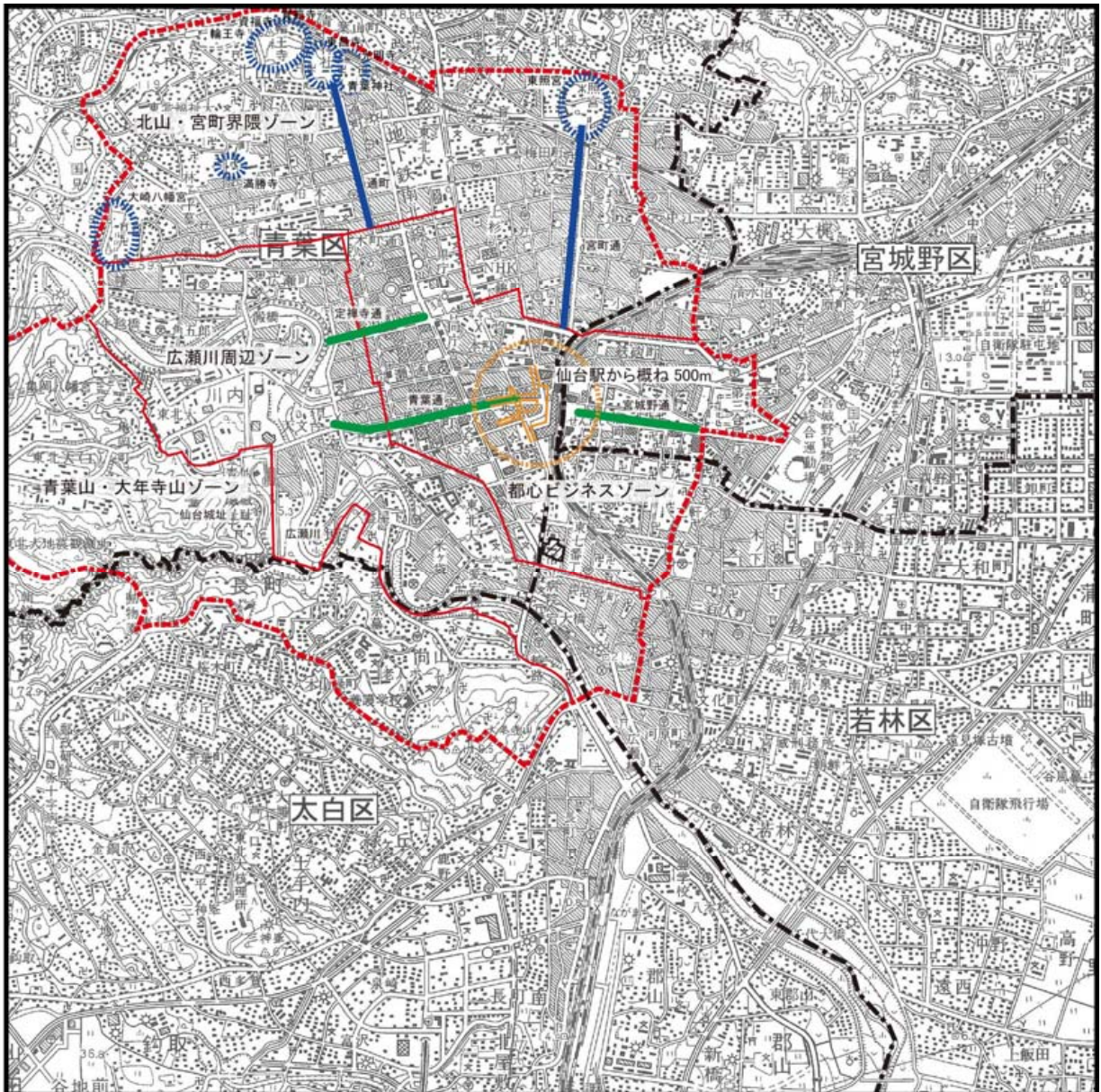
路線名	指定する区間
市道駅前通線	仙台駅を始点とした市道広瀬通1号線との交点までの区間
市道愛宕上杉通2号線	市道中央通線との交点から市道柳町通1号線との交点までの区間
市道南町通1号線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間
市道青葉通線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間

出典：「仙台市告示第266号」(平成21年7月1日、仙台市)


表 3-62 広告物誘導基準

区域	基準
<p>広告物景観地域全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態・意匠は、建築物と調和し、文字や写真・グラフィック等のバランスよい配置による、すっきりと洗練されたデザインとする。</li> <li>・色彩は、極端に鮮やかな色や蛍光色は使用せず、広告物のベース色は、建築物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。</li> <li>・一つの建物に複数設置する場合は、形態・色彩を揃える等、互いの調和に配慮する。</li> </ul>
<p>仙台駅周辺 (仙台駅から概ね500mの範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青葉通と東五番丁の交差点から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、仙台駅舎名より過大なものとししない。</li> <li>・屋上広告物は、新幹線ホームやペDESTリアンデッキから見て、建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけが派手に強調されない形態意匠とする。</li> <li>・壁面広告物は、ペDESTリアンデッキの床面より上部では、ビル名・店舗名等の自己用及びイベント・ニュース・商品等を可動表示する案内用のみとする。自己用は最低限の数量とし、案内用は1壁面当たり1ヶ所とし、壁材・窓割り・ショーウィンド等の建物外観と調和するデザインとする。</li> <li>・懸垂幕は位置を揃え集約的に配置し、窓面には窓貼広告物を設置せず、位置を揃えショーウィンドに見立てた室内からの広告表示のみを可能とする。</li> </ul>
<p>市道青葉通線(仙台駅周辺西口の区域は除く)・市道定禅寺通線・市道宮城野通線の沿線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告物は、ビル名等の自己用とし、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。</li> <li>・壁面広告物は、低層階(3階以下)に集約し、配置を揃え、建物外壁と調和するデザインとする。</li> </ul>

出典：「仙台市告示第266号」(平成21年7月1日, 仙台市)





凡例

 : 対象事業計画地


 : 区境界線

 : 景観重点区域

 : ゾーン境界

 : 社寺周辺

 : 歴史的通り

 : 青葉通, 定禅寺通, 宮城野通

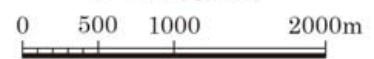
 : 仙台駅周辺西口

出典：「仙台市屋外広告物条例のしおり」（平成28年12月 仙台市）

図 3-28 広告物景観地域



S=1:50,000





#### 4. 保全等に配慮すべき地域又は対象





## 4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

### 4.1. 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方

#### 4.1.1. 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

対象事業計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、以下のA～Cの3ランクに分けて整理した。

なお、選定基準等については、「3. 事前調査結果」において調査範囲内にその地域又は対象が確認されたものを対象として整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
- ・Bランク：「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
- ・Cランク：「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

A：特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象

「特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
A-①	天然記念物 「文化財保護法」(昭和25年, 法律第214号)	学術上価値の高いものとして国及び市が指定している植物, 地形・地質, 保護区域であることから, 事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」(昭和25年, 法律第214号)	我が国にとって歴史上, 芸術上, 学術上価値の高いものとして国, 宮城県, 仙台市が指定している天然記念物, 史跡及び建造物《有形文化財》であることから, 事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録文化財 「文化財保護法」(昭和25年, 法律第214号)	

B：本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-2に示すとおりである。

表 4-2(1) 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)の選定基準及び選定理由(1/2)

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治30年, 法律第29号)	治水上の砂防設備を要する土地で、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」(昭和33年, 法律第30号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年, 法律第57号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-④	土砂災害警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日, 法律第75号)	土砂災害の発生により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
(自然環境の保全性)		
B-⑤	鳥獣保護区：特別保護地区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年, 法律第88号)	鳥獣保護区内で特に鳥獣の保護又は生息地の保護を必要とし、工事にあっては許可を要する区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	水質保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年, 仙台市条例第39号)	広瀬川全流域の水質を保全するために指定された区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
(自然との触れ合い性)		
B-⑦	自然公園 「県立自然公園条例」(昭和34年, 宮城県条例第20号)	地域の自然の風景地を保護し、利用の促進を図る目的として指定されたものであることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑧	風致地区 「都市計画法」(昭和43年, 法律第100号)	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑨	県自然環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和47年, 宮城県条例第25号)	自然環境を保全することが、その地域の良い生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地に当たって相当程度の配慮が必要である。
B-⑩	県緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和47年, 宮城県条例第25号)	
B-⑪	環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年, 仙台市条例第39号)	広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守るために指定された区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑫	市保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年, 仙台市条例第47号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑬	市保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年, 仙台市条例第47号)	地域的美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑭	市保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年, 仙台市条例第47号)	
B-⑮	特別緑地保全地区 「都市緑地法」(昭和48年, 法律第72号)	都市における良好な自然的環境となる緑地を保全し、無秩序な市街化の防止を図る地区であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑯	埋蔵文化財包蔵地(遺跡) 「文化財保護法」(昭和25年, 法律第214号)	学術上重要な文化財が確認されている土地であり、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。

表 4-2(2) 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)の選定基準及び選定理由(2/2)

区分	選定基準	選定理由
(生活環境の保全性)		
B-⑰	騒音に係る環境基準のAA 類型(特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成5年, 法律第91号)	特に静穏であることが求められる地域であり, 事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

C：本事業の立地にあたって留意する地域又は対象

「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は表 4-3に示すとおりである。

表 4-3(1) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)の選定基準及び選定理由 (1/2)

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
C-①	土砂災害危険箇所 「せんだいぐらしのマップ(土砂災害危険地マップ)」 ( <a href="http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/">http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/</a> )	急傾斜地崩壊や地すべり等の土砂災害のおそれのある場所であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-②	軟弱地盤 「仙台市史特別編 1 自然」(平成 6 年 3 月, 仙台市)	地盤沈下等が発生する恐れのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然環境の保全性)		
C-③	注目すべき地形・地質 「日本の地形レッドデータブック第 2 集」(平成 14 年, 日本の地形レッドデータブック作成委員会) 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月, 仙台市) 「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成 11 年 4 月, 国土地理院)	学術上重要な地形・地質が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-④	自然性の高い植生 「平成 27 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (平成 28 年 3 月, 仙台市)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	植物生育地として重要な地域 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」 (平成 29 年 3 月, 仙台市)	植物生育地として重要な地域であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	重要な植物群落(宮城県レッドデータブックにおける調査群落) 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物—RED DATA BOOK MIYAGI 2016—」(平成 28 年 3 月, 宮城県)	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑦	動物生息地として重要な地域 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」 (平成 29 年 3 月, 仙台市)	動物生息地として重要な地域であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑧	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年, 法律第 88 号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然との触れ合い性)		
C-⑨	自然的景観資源 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月, 仙台市) 「みやぎ・身近な景観百選」(平成 24 年 9 月, 宮城県) 「せんだい旅日和—仙台観光情報サイト—」((公財) 仙台観光国際協会 <a href="http://www.sentabi.jp/">http://www.sentabi.jp/</a> )	自然的景観の保全上重要な地形・地質, 自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑩	文化的景観資源 「みやぎ・身近な景観百選」(平成 24 年 9 月, 宮城県) 「せんだい旅日和—仙台観光情報サイト—」((公財) 仙台観光国際協会 <a href="http://www.sentabi.jp/">http://www.sentabi.jp/</a> )	文化的景観の保全上重要な屋敷林や建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑪	景観重点区域・広告物景観地域 「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 21 年, 仙台市) 「仙台市屋外広告物条例」(平成元年, 仙台市条例第 4 号)	重点的に景観の形成を図る必要がある地区として指定されているものであり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑫	緑化重点地区 「都市緑地法」(昭和 48 年, 法律第 72 号) 「仙台市みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月, 仙台市)	重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として指定されているものであり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑬	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月, 仙台市) 「杜の都 わがまち緑の名所 100 選(名所一覧)」(平成 29 年 3 月, 仙台市 <a href="http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/">http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/</a> )	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。

表 4-3(2) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)の選定基準及び選定理由 (2/2)

区分	選定基準	選定理由
(生活環境の保全性)		
C-⑭	騒音に係る環境基準のA類型(専ら住居の用に供される地域)： 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び文教地区 「都市計画法」(昭和43年、法律第100号)	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑮	河川・湖沼 「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (平成28年3月、仙台市)	地域の動植物の生息・生育地、用水などの生活資源となるものであり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑯	湧水 「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (平成28年3月、仙台市)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

#### 4.1.2. 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表 4-4及び図 4-1～図 4-3に示すとおりである。

配慮区分については、対象事業計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性(大規模建築物の建設)を考慮し、これらへの影響の有無について、以下のとおり区分した。

- ・配慮区分「○」：「対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・配慮区分「△」：「対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・配慮区分「×」：「対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)」

表 4-4(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (1/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)		
(自然との触れ合い性)		
A-① 天然記念物 ……図 4-1参照		
1 苦竹のイチョウ	×	対象事業計画地から1~7の天然記念物との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 朝鮮ウメ	×	
3 青葉山	×	
4 東昌寺のマルミガヤ	×	
5 霊屋下セコイヤ類化石林	×	
6 仙台城二の丸跡南西境の杉並木(部分)	×	
7 子平町の藤	×	
A-② 指定文化財 ……図 4-1参照		
8 国宝 大崎八幡宮本殿・石の間・拝殿 附 棟札1枚	×	対象事業計画地から8~11, 13~32の指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。 対象事業計画地から12の指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である500m以内であるが、本事業は病院施設跡地に学校施設を建設するものであり、本事業により12の指定文化財を直接改変するものではない。また想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されており、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討しているため、車両の走行や交通量の増加に伴う指定文化財との触れ合いを妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。
9 大崎八幡宮長床	×	
10 陸奥国分寺薬師堂 附 厨子1基・棟札1枚	×	
11 東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子1基・棟札1枚・石灯籠34基	×	
12 東北学院旧宣教師館	△	
13 陸奥国分寺跡	×	
14 陸奥国分尼寺跡	×	
15 林子平墓	×	
16 遠見塚古墳	×	
17 仙台城跡	×	
18 仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡郡山廃寺跡	×	
19 白山神社本殿	×	
20 東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤	×	
21 大崎八幡宮石鳥居	×	
22 亀岡八幡宮石鳥居 附 鳥居額	×	
23 宮城県知事公館正門(旧仙台城門)	×	
24 陸奥国分寺薬師堂仁王門	×	
25 善応寺開山堂	×	
26 旧第四連隊兵舎	×	
27 大年寺惣門	×	
28 成覚寺山門(旧浄眼院殿霊屋門)	×	
29 荘厳寺山門	×	
30 輪王寺山門	×	
31 大満寺虚空蔵堂 附 厨子1基	×	
32 大願寺山門(旧万寿院殿霊屋門)	×	

※表中の「A-①~②」は、前述の選定基準の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (2/14)

指定地域	配慮区分	選定理由	
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)			
(自然との触れ合い性)			
A-② 指定文化財 …図 4-1参照			
33 泰心院山門(旧仙台藩藩校養賢堂正門)	△	対象事業計画地から34, 36~40の指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。 対象事業計画地から33及び35の指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である500m以内であるが、本事業は病院施設跡地に学校施設を建設するものであり、本事業により33及び35の指定文化財を直接改変するものではない。また想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されており、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討しているため、車両の走行や交通量の増加に伴う指定文化財との触れ合いを妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。	
34 愛宕神社本殿・拝殿 附 棟札3枚	×		
35 毘沙門堂唐門	△		
36 旧姉齒家茶室(残月亭) 附 扁額「残月亭」1面	×		
37 善心寺横穴古墳群	×		
38 三沢初子の墓など	×		
39 刀工本郷国包各代の墓所	×		
40 経ヶ峯伊達家墓所	×		
A-③ 登録文化財 …図 4-1参照			
41 荒巻配水池入口	×		対象事業計画地から41~51, 55~62の登録文化財との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。 対象事業計画地から52, 53及び54の登録文化財との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である500m以内であるが、本事業は病院施設跡地に学校施設を建設するものであり、事業により52, 53及び54の登録文化財を直接改変するものではない。また想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されており、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討しているため、車両の走行や交通量の増加に伴う指定文化財との触れ合いを妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。
42 三居沢発電所	×		
43 庄子屋醤油店店舗及び住宅	×		
44 門間箆店主屋	×		
45 門間箆店板倉	×		
46 門間箆店稲荷社	×		
47 門間箆店指物工房	×		
48 門間箆店塗り工房	×		
49 大崎八幡宮社務所	×		
50 大崎八幡宮旧宮司宿舍	×		
51 大崎八幡宮神馬舎	×		
52 東北学院大学(旧東北学院専門部校舎)	△		
53 ラーハウザー記念東北学院礼拝堂	△		
54 東北学院大学大学院棟(旧シュネーダー記念東北学院図書館)	△		
55 安藤家住宅	×		
56 釈迦堂	×		
57 壽徳寺山門	×		
58 松音寺山門	×		
59 稱念寺本堂	×		
60 昌繁寺山門, 観音堂	×		
61 正楽寺本堂・山門	×		
62 榴岡天満宮唐門	×		

※表中の「A②~③」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-1の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×



表 4-4(3) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (3/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)		
(自然との触れ合い性)		
A-③ 登録文化財 ……図 4-1参照		
63 仏眼寺本堂	△	対象事業計画地から64～76の登録文化財との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。 対象事業計画地から63の登録文化財との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である500m以内であるが、本事業は病院施設跡地に学校施設を建設するものであり、本事業により63の登録文化財を直接改変するものではない。また想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されており、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討しているため、車両の走行や交通量の増加に伴う登録文化財との触れ合いを妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。
64 陸奥国分寺鐘楼	×	
65 陸奥国分寺准胝観音堂	×	
66 冷源寺山門	×	
67 大崎八幡宮石段	×	
68 亀岡八幡宮石段	×	
69 東照宮石段	×	
70 仙岳院本堂	×	
71 清浄光院本堂	×	
72 延寿院本堂・地藏堂	×	
73 善入院観音堂	×	
74 瑞鳳寺高尾門	×	
75 北山羽黒神社境内社	×	
76 愛宕神社神門	×	

※表中の「A-③」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-1の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(4) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (4/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(土地の安定性)		
B-① 砂防指定地 ……図 4-2参照	×	対象事業計画地からこれら指定地域との距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B-② 地すべり防止区域 ……図 4-2参照	×	
B-③ 急傾斜地崩壊危険区域 ……図 4-2参照	×	
B-④ 土砂災害警戒区域 ……図 4-2参照	×	
(自然環境の保全性)		
B-⑤ 鳥獣保護区：特別保護地区 ……図 4-2参照	×	対象事業計画地から鳥獣保護区の特別保護地区との距離は、動物への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した
B-⑥ 水質保全区域 ……図 4-2参照	×	対象事業計画地は水質保全区域(牛越橋から愛宕橋まで)に含まれているため、公共下水道(合流式)に接続する計画としており、特に配慮は要しないと判断した。
(自然との触れ合い性)		
B-⑦ 自然公園	×	調査範囲には存在しない。
B-⑧ 風致地区 ……図 4-2参照		
i 大年寺風致地区	×	対象事業計画地から i～viiiの風致地区との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
ii 八木山風致地区	×	
iii 愛宕山風致地区	×	
iv 霊屋風致地区	×	
v 大崎八幡風致地区	×	
vi 北山風致地区	×	
vii 台原風致地区	×	
viii 安養寺風致地区	×	
B-⑨ 県自然環境保全地域	×	調査範囲には存在しない。
B-⑩ 県緑地環境保全地域	×	調査範囲には存在しない。
B-⑪ 環境保全区域 ……図 4-2参照	△	対象事業計画地から環境保全区域(第一種環境保全区域)との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である500m以内であるが、想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されており、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討しているため、車両の走行や交通量の増加に伴う環境保全区域との触れ合いを妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。
B-⑫ 保存緑地 ……図 4-2参照		
A 青葉山	×	対象事業計画地から A～Fの保存緑地との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B 善応寺	×	
C 西山	×	
D 安養寺	×	
E 木皿山	×	
F 奥津森	×	

※表中の「B-①～⑫」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(5) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (5/14)

指定地域	配慮区分	選定理由	
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)			
(自然との触れ合い性)			
B-⑫ 保存緑地 ……図 4-2参照			
G 瞑想の森	×	対象事業計画地からG~AFの保存緑地との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。	
H 東照宮	×		
I 大崎八幡	×		
J 霊屋	×		
K 国見四丁目 I	×		
L 向山高校	×		
M 案内沢北	×		
N 仙岳院	×		
O 一の坂	×		
P 狐沢山	×		
Q 国見四丁目 II	×		
R 滝沢寺	×		
S 東原	×		
T 金剛沢	×		
U 大拙庵	×		
V ラ・サールホーム	×		
W 北山	×		
X 愛宕山	×		
Y 西の平	×		
Z 橋本農園	×		
AA あびこの杜	×		
AB 大泉山 II	×		
AC 大年寺山	×		
AD 小松島二丁目	×		
AE 与兵衛沼	×		
AF ニッ沢	×		
B-⑬ 保存樹木 ……図 4-2参照			
1 仙台市	アラカシ, イチョウ	×	対象事業計画地から1~7の保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 仙台市	イチョウ	×	
3 仙台市	ウメ	×	
4 仙台市	ケヤキ	×	
5 仙台市	コウヤマキ	×	
6 仙台市	サイカチ	×	
7 仙台市	シダレザクラ	×	

※表中の「B-⑫~⑬」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
  - △：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
  - ×
- ※：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(6) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (6/14)

指定地域		配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)			
(自然との触れ合い性)			
B-⑬ 保存樹木 ……図 4-2参照			
8	仙台市	シダレザクラ	×
9	仙台市	スギ	×
10	仙台市	ラクウショウ	×
11	宮城県	サンゴジュ	×
12	宮城県	ヒマラヤスギ	×
13	東二番丁小学校	クスノキ	×
14	東六番丁小学校	ヒガンザクラ	×
15	木町通小学校	イチョウ	×
16	宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	×
17	五城中学校	イロハモミジ	×
18	聖ウルスラ学院	ウメ, ケヤキ	×
19	東北大学医学部	イスノキ	×
20	東北薬科大学	クロマツ	×
21	東北大学	イチョウ, クロマツ等	×
22	宮城刑務所	ウメ, クロマツ	×
23	仙台高等裁判所	イロハカエデ等	×
24	仙台地方検察庁	サルスベリ, シダレザクラ	×
25	宮城県対がん協会	ケヤキ	×
26	社団法人青葉福祉会	アカマツ	×
27	大山祇神社	イチョウ	×
28	善應寺	イチイ, キンモクセイ等	×
29	多賀神社	シラカン	×
30	愛宕神社	エドヒガン, スギ	×
31	稲舟神社	イロハカエデ	×
32	羽黒神社	アカマツ, エドヒガン	×
33	箱石神社	イチョウ	×
34	覚範寺	ヒヨクヒバ	×
35	宮城野八幡神社	ケヤキ	×
36	愚鈍院	カヤ	×
37	孝勝寺	クロマツ	×
38	栽松院	シラカン	△
39	三宝大荒神社	イチョウ	×
40	資福寺	コウヨウザン等	×

対象事業計画地から 8~37, 39~40 の保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

対象事業計画地から 38 の保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である 500m 以内であるが、想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されており、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討しているため、車両の走行や交通量の増加に伴う保存樹木との触れ合いを妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。

※表中の「B-⑬」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(7) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (7/14)

指定地域		配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)			
(自然との触れ合い性)			
B-⑬ 保存樹木 ……図 4-2参照			
41	秀林寺	サツキ	×
42	充国寺	クロマツ	×
43	称覚寺	イチョウ	×
44	称念寺	イチョウ	×
45	信夫神社	イチョウ	×
46	瑞鳳寺	ヒガンザクラ	×
47	正楽寺	イチョウ, クスノキ	×
48	正圓寺	アカマツ	×
49	仙岳院	クロマツ	×
50	千手観音堂	イチョウ	×
51	荘厳寺	アカマツ, イロハカエデ	×
52	大願寺	タラヨウ	×
53	大崎八幡宮	イヌシデ, コウヤマキ	×
54	大満寺	イチョウ	×
55	大林寺	カヤ	×
56	東昌寺	アカマツ等	×
57	道仁寺	サクラ等	×
58	満福寺	クロマツ	△
59	旅立稻荷神社	ケヤキ	×
60	輪王寺	コウヨウザン等	×
61	榴岡天満宮	シラカシ	×
62	個人所有	イチョウ	×
63	個人所有	フジ	×
64	個人所有	ケヤキ	×
65	個人所有	ウメ	×
66	個人所有	ケヤキ	×
67	個人所有	スギ, エノキ	×
68	個人所有	タブノキ等	×
69	個人所有	サクラ	×
70	個人所有	ケヤキ	×

対象事業計画地から 41~57, 59~70 の保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。  
対象事業計画地から 58 の保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である 500m 以内であるが、想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されており、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討しているため、車両の走行や交通量の増加に伴う保存樹木との触れ合いを妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。

※表中の「B-⑬」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(8) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (8/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
<b>本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)</b>		
<b>(自然との触れ合い性)</b>		
<b>B-⑭ 保存樹林 ……図 4-2参照</b>		
① 青葉通：仙台駅前～大町	×	対象事業計画地から①～⑧の保存樹林との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
② 定禅寺通(中央分離帯のみ)：東二番丁通～西公園前	×	
③ 勾当台公園：青葉区本町三丁目 9	×	
④ 西公園：桜ヶ岡公園 2, 桜ヶ岡公園 3	×	
⑤ ①勾当台通外記丁線・②定禅寺通県庁前線 青葉区本町三丁目 9(東隣, 北隣)	×	
⑥ 東十番丁線：宮城野区榴ヶ岡五丁目 12(北側)	×	
⑦ 広瀬町 4	×	
⑧ 子平町 3-11	×	
<b>B-⑮ 特別緑地保全地区 ……図 4-2参照</b>		
い 榊江	×	対象事業計画地から左記の特別緑地保全地区との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
ろ 燕沢三丁目		
<b>B-⑯ 埋蔵文化財包蔵地(遺跡) ……図 4-2参照</b>		
a 仙台北城跡	×	対象事業計画地から a～s の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
b 堤町窯跡 B 地点	×	
c 川内 A 遺跡	×	
d 川内 B 遺跡	×	
e 川内 C 遺跡	×	
f 桜ヶ岡公園遺跡	×	
g 青葉山 B 遺跡	×	
h 青葉山 E 遺跡	×	
i 安養寺下窯跡	×	
j 安養寺中囲窯跡	×	
k 安養寺配水場前窯跡	×	
l 庚申前窯跡	×	
m 神明社窯跡	×	
n 大蓮寺窯跡	×	
o 榊江遺跡	×	
p 与兵衛沼窯跡	×	
q 善応寺横穴墓群	×	
r 法領塚古墳	×	
s 養種園遺跡	×	

※表中の「B-⑭～⑯」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×

×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(9) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (9/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(自然との触れ合い性)		
B-⑯ 埋蔵文化財包蔵地(遺跡) ……図 4-2参照		
t 陸奥国分寺跡	×	対象事業計画地から t~ai の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)との距離は、自然との触れ合いの場合等への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
u 陸奥国分尼寺跡	×	
v 国分寺東遺跡	×	
w 薬師堂東遺跡	×	
x 保春院前遺跡	×	
y 愛宕山横穴墓群	×	
z 宗禅寺横穴墓群	×	
aa 大野田官衙遺跡	×	
ab 大野田遺跡	×	
ac 袋前遺跡	×	
ad 上野遺跡	×	
ae 金山窯跡	×	
af 芦ノ口遺跡	×	
ag 一塚古墳	×	
ah 二塚古墳	×	
ai 大年寺山横穴墓群	×	
(生活環境の保全性)		
B-⑰ 騒音に係る環境基準のAA類型	×	対象事業計画地から騒音に係る環境基準のAA類型の地域との距離は、騒音への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

※表中の「B-⑯~⑰」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(10) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (10/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
<b>本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)</b>		
<b>(土地の安定性)</b>		
C-① 土砂災害危険箇所 ……図 4-3(1)参照	×	対象事業計画地から土砂災害危険箇所との距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C-② 軟弱地盤 ……図 4-3(1)参照	×	対象事業計画地から軟弱地盤の分布箇所との距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
<b>(自然環境の保全性)</b>		
<b>C-③ 注目すべき地形・地質 ……図 4-3(1)参照</b>		
① 青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部	×	対象事業計画地から①～③、⑤～⑨の注目すべき地形・地質までの距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。 対象事業計画地から④の注目すべき地形・地質までの距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である 200m 以内であるが、本事業は病院施設跡地に学校施設を建設するものであり、既存の地下構造物を有効に活用し、大規模な掘削工事を伴わない計画を検討しているため、周辺の注目すべき地形・地質に及ぼす影響はないと考えられることから、特に配慮は要しないと判断した。
② 霊屋下セコイヤ類化石林	×	
③ 長町・利府	×	
④ 大年寺山	×	
⑤ 鹿落坂	×	
⑥ 虚空蔵淵	×	
⑦ 古竜ノ口川	×	
⑧ 広瀬川(牛越橋上流～愛宕橋間)	×	
⑨ 竜ノ口溪谷-虚空蔵淵	×	
<b>C-④ 自然性の高い植生 ……図 4-3(1)参照</b>		
広瀬川沿いのヨシクラス	×	対象事業計画地から自然性の高い植生が分布する地域との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
広瀬川沿い、竜ノ口溪谷及び青葉山周辺のブナクラス域自然植生	×	
<b>C-⑤ 植物生育地として重要な地域 ……図 4-3(1)参照</b>		
1 東北大学植物園のモミ林	×	対象事業計画地から 1～11 の植物生育地として重要な地域との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 霊屋のスギ林	×	
3 名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生	×	
4 与兵衛沼周辺の里地・里山植生	×	
5 茂ヶ崎・愛宕神社周辺の里地・里山植生	×	
6 三神峯公園周辺の里地・里山植生	×	
7 竜ノ口溪谷の自然林	×	
8 榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地	×	
9 八幡・国見・放山地区の緑地	×	
10 奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生(緑の回廊)	×	
11 燕沢三丁目の緑地	×	

※表中の「C-①～⑤」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-3(1)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
  - △：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
  - ×
- ※：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。



表 4-4(11) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (11/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
<b>本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)</b>		
<b>(自然環境の保全性)</b>		
<b>C-⑥ 重要な植物群落(宮城県レッドリストにおける調査群落) …図 4-3(1)参照</b>		
1 東北大学大学院理学研究科附属植物園の植物群落	×	対象事業計画地から 1~2 の重要な植物群落との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 霊屋のスギ植林	×	
<b>C-⑦ 動物生息地として重要な地域 …図 4-3(2)参照</b>		
① 竜ノ口溪谷	×	対象事業計画地から①~⑧の動物生息地として重要な地域との距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
② 青葉山	×	
③ 広瀬川(中~下流域)	×	
④ 低地の水田地帯	×	
⑤ 奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊	×	
⑥ 与兵衛沼公園	×	
⑦ 大年寺	×	
⑧ 霊屋	×	
<b>C-⑧ 鳥獣保護区 …図 4-3(2)参照</b>	×	鳥獣保護区は市街地一帯で指定されており、対象事業計画地周辺に注目すべき哺乳類及び鳥類が確認されていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
<b>(自然との触れ合い性)</b>		
<b>C-⑨ 自然的景観資源 …図 4-3(2)参照</b>		
A 竜の口溪谷	×	対象事業計画地から A~E の自然的景観資源との距離は、景観への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B 仙台市霊屋広瀬川面	×	
C 仙台市広瀬町・広瀬川崖	×	
D 定禅寺通り(けやき並木のアーチ)	×	
E 広瀬川	×	
<b>C-⑩ 文化的景観資源 …図 4-3(2)参照</b>		
1 堤通の七夕飾り	×	対象事業計画地から 1~15 の文化的景観資源との距離は、景観への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 西公園内(茶屋)	×	
3 仙台北城跡	×	
4 瑞鳳殿	×	
5 大崎八幡宮	×	
6 輪王寺	×	
7 輪王寺の庭園	×	
8 青葉神社	×	
9 晩翠草堂 [土井晩翠旧宅]	×	
10 東照宮	×	
11 宮城県護国神社	×	
12 陸奥国分寺薬師堂	×	
13 仙台七福神	×	
14 仙台の守本尊	×	
15 三瀧山不動院	×	

※表中の「C-⑥~⑩」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号・記号等は図 4-3(1)または図 4-3(2)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(12) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (12/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然との触れ合い性)		
C-⑪ 景観重点区域・広告物景観地域 ……図 4-3(2)参照		
都心ビジネスゾーン	○	対象事業計画地は、景観重点区域及び広告物景観地域に含まれることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑫ 緑化重点地区 ……図 4-3(2)参照		
仙台都心部緑化重点地区	○	対象事業計画地は、仙台都心部緑化重点地区に含まれることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑬ 自然との触れ合いの場 ……図 4-3(2)参照		
五橋公園	△	対象事業計画地から左記の自然との触れ合いの場との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である500m以内であるが、想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されており、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討しているため、車両の走行や交通量の増加に伴う自然との触れ合いの場の利用を妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。
土樋緑地	△	
荒町公園	△	
南鍛冶町公園	△	
広瀬川愛宕緑地	△	
・都市計画公園 上記の都市計画公園(五橋公園)を除く公園(計107箇所)	×	対象事業計画地から左記の自然との触れ合いの場との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
・都市計画緑地(計13箇所)	×	
・都市公園 上記の都市公園(土樋緑地、荒町公園、南鍛冶町公園、広瀬川愛宕緑地公園)を除く公園(計492箇所)	×	

※表中の「C-⑪～⑬」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-3(2)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(13) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (13/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
<b>本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)</b>		
<b>(自然との触れ合い性)</b>		
<b>C-⑬ 自然との触れ合いの場 ……図 4-3(2)参照</b>		
・自然との触れ合いの場(その他) 貝ヶ森中央公園, 大崎八幡宮, 北六番丁公園(六 幽庵庭園), 北山界限, 三居沢, 広瀬川中流域, 宮城県美術館・仙台二高周辺, 亀岡八幡宮, 東北 大学川内キャンパス, 東北大学植物園, 経ヶ峯(瑞 鳳殿周辺), 青葉山公園, 西公園, 東北大学片平 キャンパス, 良覚院丁公園(緑水庵庭園), 北目町 通「ユリノキ並木」, 青葉通「ケヤキ並木」, 愛宕 上杉通「イチョウ並木」, 定禅寺通「ケヤキ並木」, 勾当台公園周辺, 勝山公園, 東照宮周辺, 小松島 公園周辺, 台原森林公園, 台原緑地, とちのき公 園, 宮城野通周辺, 三沢初子の墓など, 榴岡公園, 榴岡天満宮, 苦竹のイチョウ, 与兵衛沼・大堤公 園周辺, 新寺界限, 仙台一高のサクラ, 薬師堂周 辺, 若林区役所周辺遠見塚小学校周辺, 三宝大荒 神のイチョウ, 広瀬川下流域, 卸町通「ケヤキ並 木」, 竜の口溪谷, 八木山本町周辺「ケヤキ並木」, 金剛沢緑地界限, 三神峯公園, 多賀神社, 野草園, 宮城県中央児童館周辺, 大年寺山, 愛宕山界限	×	対象事業計画地から左記の自然との触れ合い の場との距離は, 自然との触れ合いの場への影 響が想定される範囲である 500m 以上離れてい ることから, 特に配慮は要しないと判断した。
<b>(生活環境の保全性)</b>		
<b>C-⑭ 騒音に係る環境基準の A 類型</b> ……図 4-3(1)参照	×	対象事業計画地から騒音に係る環境基準の A 類型の地域との距離は, 騒音への影響が想定さ れる範囲である 200m 以上離れていることか ら, 特に配慮は要しないと判断した。
<b>C-⑮ 河川・湖沼 ……図 4-3(1)参照</b>		
a 広瀬川	×	対象事業計画地から a~i の河川との距離は, 水象への影響が想定される範囲である 400m 以 上離れていることから, 特に配慮は要しないと 判断した。
b 笹川	×	
c 旧笹川	×	
d 木流堀川	×	
e 後田川	×	
f 梅田川	×	
g 藤川	×	
h 高野川	×	
i 谷地堀	×	
j 新堤溜池	×	
k 山上清水溜池	×	
l 菊田山溜池	×	
m 安養寺中溜池	×	
n 安養寺上溜池	×	

※表中の「C-⑬~⑮」は, 前述の選定基準の番号に, 表中の記号は図 4-3(1)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○: 対象事業計画地に含まれており, 直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△: 対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると, 間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×: 対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると, 特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

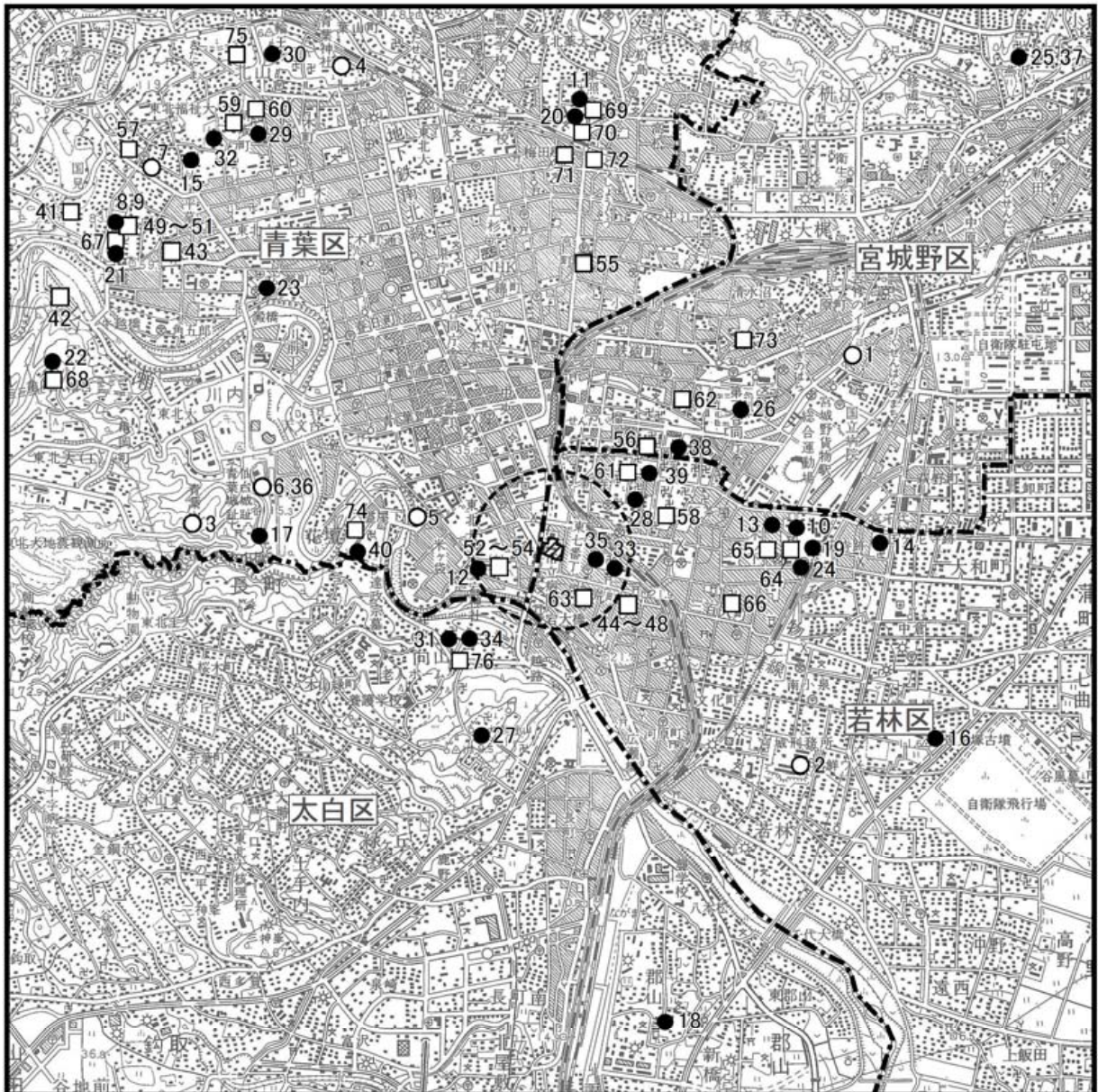
表 4-4(14) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (14/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(生活環境の保全性)		
C-⑮ 河川・湖沼 ……図 4-3(1)参照		
o 与兵衛沼溜池	×	対象事業計画地から o~q の溜池との距離は、水象への影響が想定される範囲である400m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
p 向山溜池	×	
q 天沼	×	
C-⑯ 湧水 ……図 4-3(1)参照		
i 山上清水	×	対象事業計画地から左記の湧水との距離は、水象への影響が想定される範囲である400m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
ii 野田の清水	×	
iii 青葉神社内湧水	×	
iv 輪王寺内湧水	×	
v 御清水	×	
vi 清水門の清水	×	
vii 岡清水	×	

※表中の「C-⑮～⑯」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号・記号等は図 4-3(1)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。



凡例







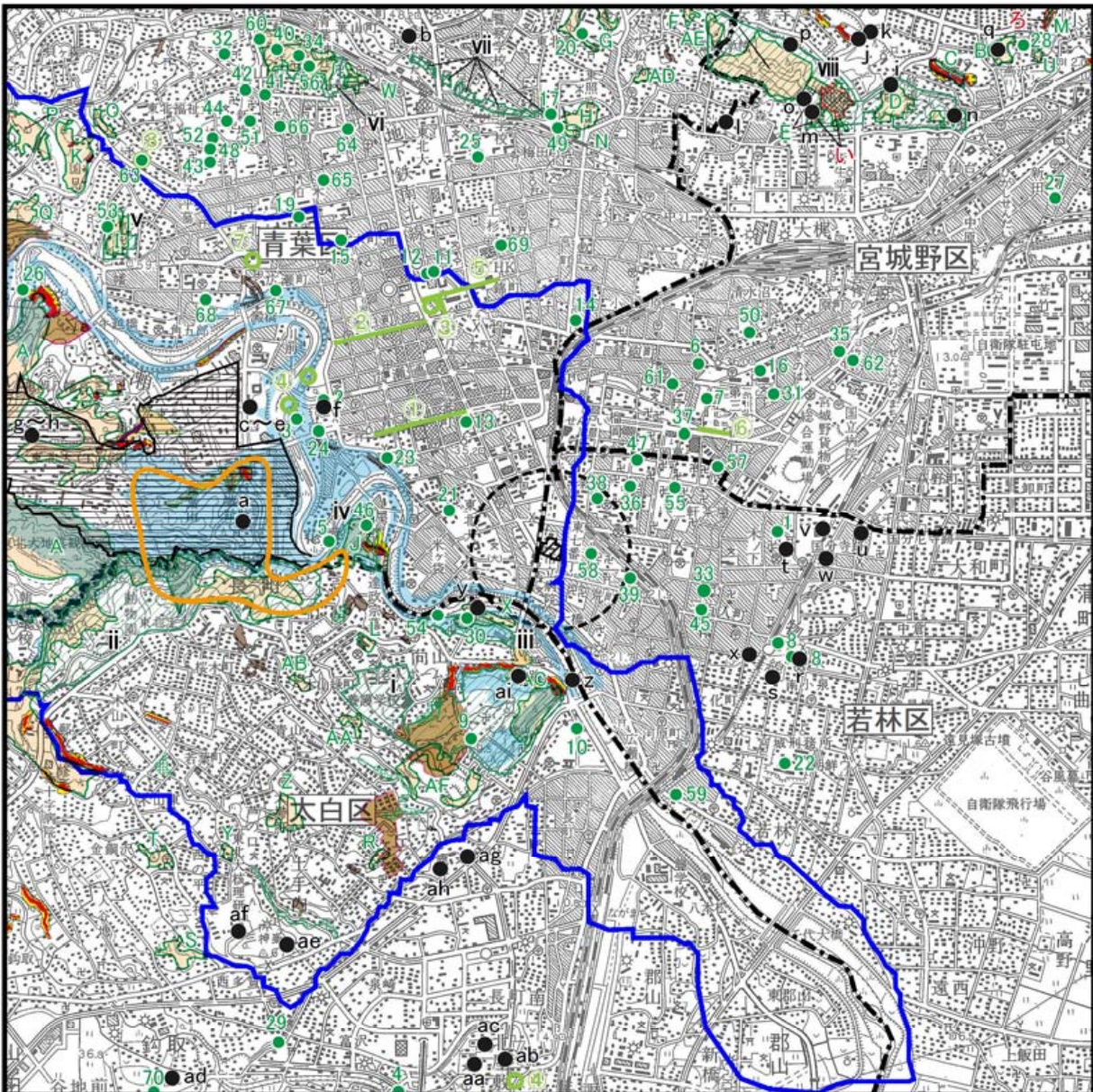
-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 天然記念物(1~7)
-  : 指定文化財(8~40)
-  : 登録文化財(41~76)
-  : 影響が想定される範囲(500m)

図 4-1 保全等に配慮すべき地域又は対象 (A ランク)



S=1:50,000  
0 500 1000 2000m



凡例

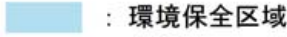
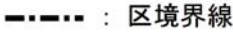
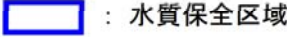

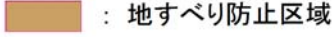
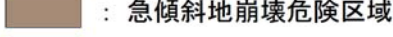
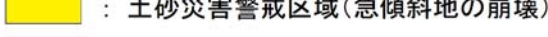
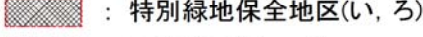

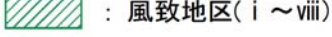

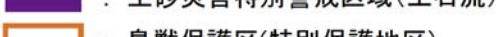
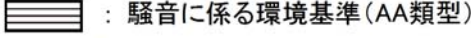
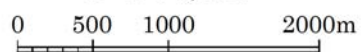
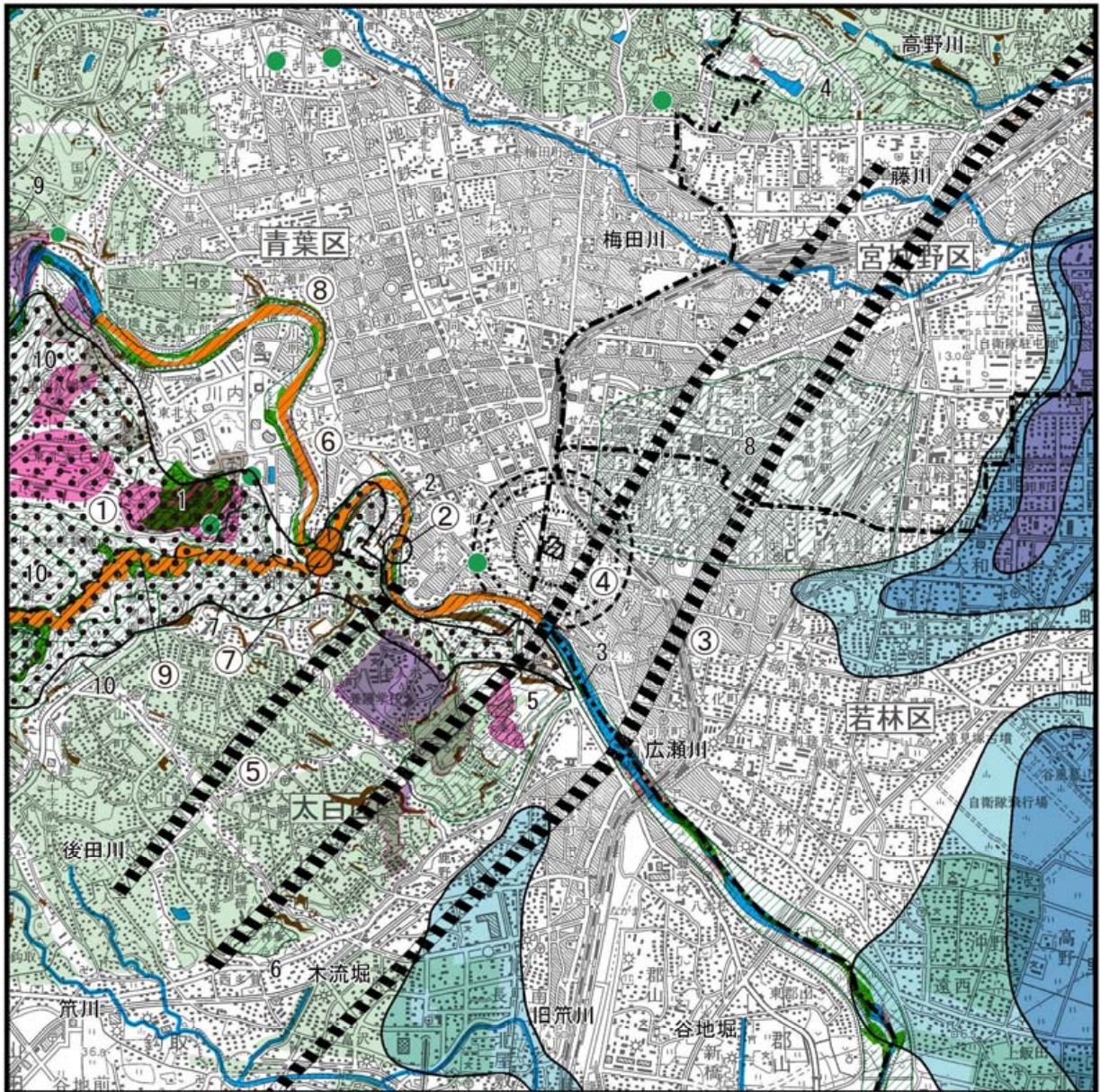
- |   |                       |  |                           |
|---|-----------------------|--|---------------------------|
|  | : 対象事業計画地             |  | : 環境保全区域                  |
|  | : 区境界線                |  | : 水質保全区域                  |
|  | : 砂防指定地               |   | : 保存樹木(1~70)              |
|  | : 地すべり防止区域            |  | : 保存樹林(①~⑧)               |
|  | : 急傾斜地崩壊危険区域          |  | : 保存緑地(A~AF)              |
|  | : 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)   |  | : 特別緑地保全地区(い, ろ)          |
|  | : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) |  | : 風致地区(i~viii)            |
|  | : 土砂災害警戒区域(土石流)       |   | : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)(a~ai)      |
|  | : 土砂災害特別警戒区域(土石流)     |  | : 騒音に係る環境基準(AA類型)         |
|  | : 鳥獣保護区(特別保護地区)       |  |                           |
|   |                       |  | : 影響が想定される範囲 ..... : 200m |
|   |                       |  | : ..... : 500m            |

図 4-2 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Bランク)



S=1:50,000

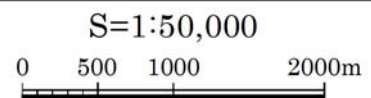


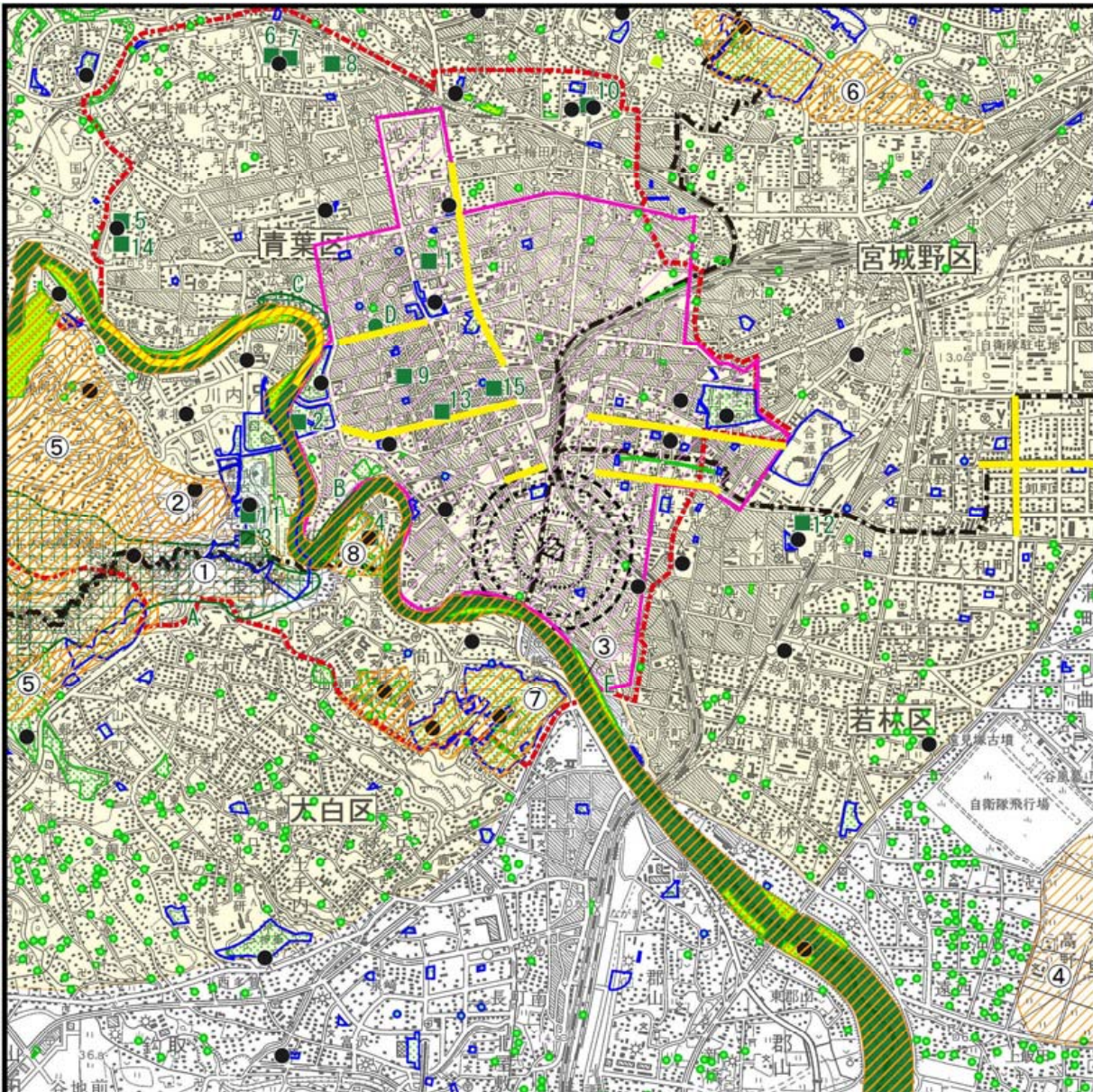


凡例

- |   |                 |   |   |
|---|-----------------|---|---|
|  | : 対象事業計画地       |    | : 植生自然度個別地:10<br>(ヨシクラス)                    |
|  | : 区境界線          |    | : 植生自然度個別地:9<br>(ブナクラス域自然植生)                |
|  | : 土石流危険渓流       |    | : 植物生育地として重要な地域(1~11)<br>重要な植物群落を含む地域(1, 2) |
|  | : 土石流危険区域       |    | : 騒音に係る環境基準(A類型)                            |
|  | : 地すべり危険箇所      |    | : 河川・湖沼                                     |
|  | : 移動土塊の到達範囲     |    | : 湧水地点(現存)                                  |
|  | : 急傾斜地崩壊危険箇所    |  | 軟弱層の厚さ<br>(m) 2 4 6                         |
|  | : 注目すべき地形・地質①~⑨ |    | : 影響が想定される範囲<br>(200m, 400m, 500m)          |

図 4-3(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)





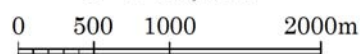
凡例

- |  |  |
|--|--|
|  : 対象事業計画地            |  : 自然との触れ合いの場(都市計画公園) |
|  : 区境界線               |  : 自然との触れ合いの場(都市計画緑地) |
|  : 動物生息地として重要な地域(①～⑧) |  : 自然との触れ合いの場(都市公園)   |
|  : 鳥獣保護区              |  : 自然との触れ合いの場(その他)    |
|  : 自然的景観資源(A～E)       |  : 緑化重点地区             |
|  : 文化的景観資源(1～15)      | 影響が想定される範囲   |
|  : 景観重点区域・広告物景観地域     | ..... : 200m   |
|  | ..... : 400m   |
|  | ..... : 500m   |

図 4-3(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)



S=1:50,000





#### 4.1.3. 配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

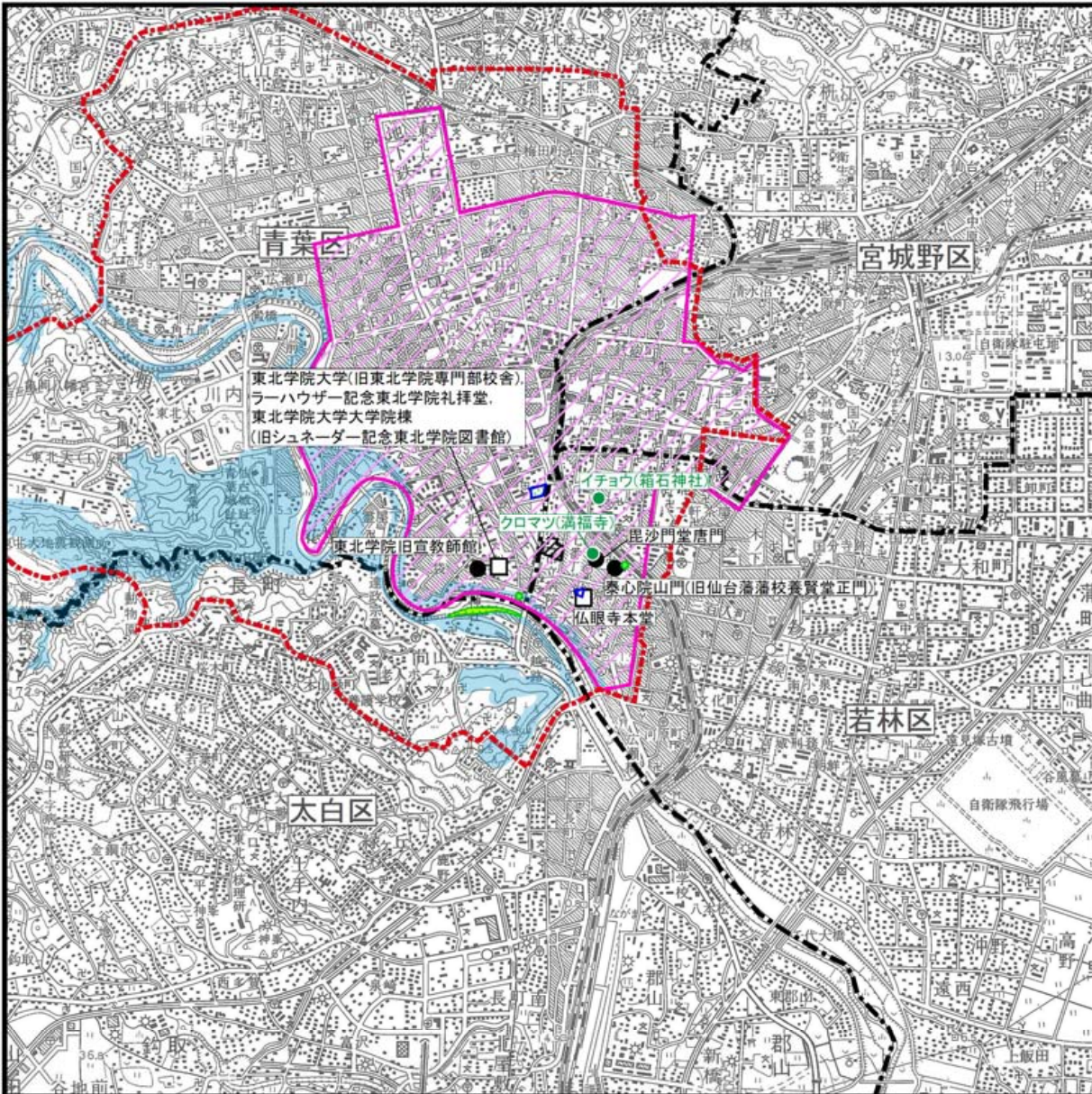
配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」の選定結果は、表 4-5、その選定結果と対象事業計画地との位置関係は、図 4-4に示すとおりである。

「対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」(配慮区分「○」)として、C-⑪ 景観重点区域・広告物景観地域及びC-⑫ 緑化重点地区を選定した。

また、「対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」(配慮区分「△」)として、A-② 指定文化財、A-③ 登録文化財、B-⑪ 環境保全区域、B-⑬ 保存樹木及びC-⑬ 自然との触れ合いの場を選定した。

表 4-5 本事業の立地に際して保全等に配慮すべき地域又は対象のうち影響が懸念される地域又は対象

指定区分	指定地域	配慮区分
<b>本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Aランク)</b>		
A-② 指定文化財	東北学院旧宣教師館, 泰心院山門(旧仙台藩藩校養賢堂正門), 毘沙門堂唐門	△
A-③ 登録文化財	東北学院大学(旧東北学院専門部校舎), ラーハウザー記念東北学院礼拝堂, 東北学院大学大学院棟(旧シュネーダー記念東北学院図書館), 仏眼寺本堂	△
<b>本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Bランク)</b>		
B-⑪ 環境保全区域	第一種環境保全区域	△
B-⑬ 保存樹木	イチョウ(箱石神社), クロマツ(満福寺)	△
<b>本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)</b>		
C-⑪ 景観重点区域・広告物景観地域	都心ビジネスゾーン	○
C-⑫ 緑化重点地区	仙台都心部	○
C-⑬ 自然との触れ合いの場	五橋公園, 土樋緑地, 荒町公園, 南鍛冶町公園, 広瀬川愛宕緑地	△



凡例












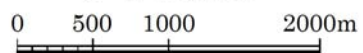
- |  |  |
|--|--|
|  : 対象事業計画地        |  : 自然との触れ合いの場(都市計画公園) |
|  : 区境界線           |  : 自然との触れ合いの場(都市計画緑地) |
|  : 指定文化財          |  : 自然との触れ合いの場(都市公園)   |
|  : 登録文化財          |  |
|  : 環境保全区域         |  |
|  : 保存樹木           |  |
|  : 景観重点区域・広告物景観地域 |  |
|  : 緑化重点地区         |  |

図 4-4 保全等に留意すべき地域又は対象と対象事業計画地との位置関係



S=1:50,000



#### 4.2. 自然環境等の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方針

「事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象」と対象事業計画地との距離及び事業特性等を考慮し、今後の事業計画の作成及び環境影響評価の実施に当たって配慮すべき事項、環境保全の方針は、以下に示すとおりである。

##### (1) 水象 (表 4-4(13)～(14)及び図 4-3(1)参照)

調査範囲には、河川や溜池、湧水等がみられるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な水象はない。

##### (2) 地形・地質 (表 4-4(4)及び(10)、図 4-2及び図 4-3(1)参照)

調査範囲には、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域や災害の危険箇所、注目すべき地形・地質及び軟弱地盤が分布しているものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な地形・地質はない。ただし、本事業においては、安全性の確保の観点から、施工方法や建築物の構造等に留意する。

##### (3) 植物 (表 4-4(10)～(12)及び図 4-2、図 4-3(1)(2)参照)

対象事業計画地は、「仙台都心部緑化重点地区」に含まれることから、対象事業計画地内の緑化について可能な限り留意する。なお、調査範囲には、自然性の高い植生、植物生育地として重要な地域及び重要な植物群落が分布しているものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な対象はない。

##### (4) 動物 (表 4-4(4)及び(11)、図 4-2及び図 4-3(2)参照)

調査範囲には、動物生息地として重要な地域が分布しているものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な動物の重要な生息地はない。

##### (5) 景観 (表 4-4(11)～(12)及び図 4-3(2)参照)

対象事業計画地は、景観重点区域・広告物景観地域「都心ビジネスゾーン」に含まれており、また、対象事業計画地周辺の眺望地点からの景観に影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の立案に留意する。なお、調査範囲には、自然的・文化的景観資源がみられるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な景観資源はない。

##### (6) 自然との触れ合いの場 (表 4-4(4)～(9)及び(12)～(13)、図 4-2及び図 4-3(2)参照)

対象事業計画地周辺には、自然との触れ合いの場として、環境保全区域、保存樹木、都市計画公園及び都市計画緑地が分布しているものの、想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されていることや、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討していることから、車両の走行や交通量の増加に伴う自然との触れ合いの場の利用を妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。

##### (7) 文化財 (表 4-4(1)～(3)・(8)～(9)及び図 4-1・図 4-2参照)

対象事業計画地周辺には、文化財が分布しているが、本事業により直接改変するものではない。また想定される車両の走行ルートとなる路線は歩道が整備されており、学校関係者や本学生は原則として自動車での通勤・通学をしない計画を検討しているため、車両の走行や交通量の増加に伴う文化財との触れ合いを妨げるものではないと考えられるが、工事に伴う粉じんや騒音による影響については配慮する。